

第37回 定時株主総会招集ご通知

2022年4月1日 ▶ 2023年3月31日

- 議案 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役11名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

| | | |
|----|-------------------|----|
| 目次 | ■ 第37回定時株主総会招集ご通知 | 2 |
| | ■ 株主総会参考書類 | 8 |
| | ■ 事業報告 | 34 |
| | ■ 連結計算書類 | 69 |
| | ■ 計算書類 | 71 |
| | ■ 監査報告書 | 74 |

ネットで招集のご案内

本招集ご通知の主要コンテンツをパソコン・スマートフォンでも快適にご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/9434/>



ご来場について

株主総会開催日時点でのご自身の体調をご確認のうえ、ご来場ください。

また、議決権行使・ご質問等は、当社指定のウェブサイト等からも受け付けていますので、ご活用ください。

詳細につきましては、3頁から7頁をご参照ください。

※本株主総会ご出席の株主さまへのお土産のご用意はございません。
あらかじめご了承くださいませよう、お願い申し上げます。

ソフトバンク株式会社

証券コード：9434



デジタル化社会の発展に不可欠な 次世代社会インフラを提供する企業へ

代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮川 潤一

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。当社の第37回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

2022年度の通期業績は、売上高が前期比4%増の5兆9,120億円、営業利益が前期比10%増の1兆602億円、親会社の所有者に帰属する純利益（以下「純利益」）が前期比3%増の5,314億円となりました。これに伴い、予定どおり1株当たり43円の期末配当（年間86円）を実施いたします。

この3年間を振り返りますと、当社を取り巻く事業環境は大きく変化しました。コンシューマ事業は2021年春の通信料値下げの影響を受けた一方、法人事業は新型コロナウイルス感染症拡大を契機とした企業のデジタル化需要をとらえ、大きく成長しました。また、2022年度にはキャッシュレス決済サービスを提供するPayPay(株)を子会社化し、金融事業を新設しました。業績面ではこのPayPay(株)の子会社化に伴い、同社の企業価値を再測定したことによる利益（2,948億円）を計上しました。これは、グループの総力を挙げて同社を支援し、キャッシュレス決済市場での確固たる地位を築き上げた成果です。以上により、中期的な目標（2020年8月発表）として掲げてきた2022年度の営業利益1兆円および純利益5,300億円を達成いたしました。そしてお約束していたとおり、2020年度から2022

年度の総還元性向は、85%（3か年の加重平均）といたします。

さらなる企業価値の向上に向け、2023年5月10日には、当社グループが長期的に目指すビジョンと2025年度を最終年度とする中期経営計画を発表しました。この発表において、当社は「デジタル化社会の発展に不可欠な次世代社会インフラを提供する企業へ」という長期的なビジョンを掲げ、その実現に向け邁進してまいります。中期的な目標としては、純利益をV字回復^(注1)させ、2025年度に最高益（5,350億円）とすることを目指します。これに向けて、通信事業の持続的成長を図りながら、通信キャリアの枠を超え、[DX^(注2)/ソリューション]・[金融]・[ヤフー・LINE]・[新領域]^{ビヨンド キャリア}などの分野で積極的な事業展開を目指す戦略「Beyond Carrier」をさらに推進していきます。

なお、1株当たり配当金については2023年度も86円（年間）を予想しており、高水準の株主還元を維持いたします。

株主の皆さまにおかれましては、なお一層のご支援の程よろしくお願い申し上げます。

(注1) PayPay(株)の子会社化に伴う段階取得に係る差益（2,948億円）の影響を除いた2022年度の純利益水準からのV字回復

(注2) デジタルトランスフォーメーション

2023年5月29日

証券コード9434
2023年6月5日
(電子提供措置の開始日2023年5月29日)

株 主 各 位

東京都港区海岸一丁目7番1号
ソフトバンク株式会社
代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮川 潤一

第37回定時株主総会招集ご通知

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第37回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しています。

当社ウェブサイト <https://www.softbank.jp/corp/ir/stock/shareholders/2023/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しています。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)



上記ウェブサイトへアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類 / PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

| | |
|------|--|
| 日時 | 2023年6月20日(火曜日) 午前10時 |
| | 東京都千代田区丸の内三丁目5番1号 |
| 場所 | 東京国際フォーラム ホールA (会場が昨年と異なりますので、お間違えのないようご来場ください) |
| 目的事項 | ▶ 報告事項 2022年度(2022年4月1日から2023年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および 監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2022年度(2022年4月1日から2023年3月31日まで) 計算書類報告の件 |
| | ▶ 決議事項 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役11名選任の件 第3号議案 監査役3名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件 |

◎書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令および当社定款第14条の規定に基づき、下記の事項を記載していません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした書類の一部です。

「新株予約権等の状況」「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要」、「連結持分変動計算書」、「株主資本等変動計算書」、「連結計算書類の連結注記表」、「計算書類の個別注記表」

◎書面交付請求をされていない株主様には、法令で定める事項に加えて、株主総会参考書類から一部抜粋した書面をご送付しています。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

株主総会運営について

本総会におきましても、昨年と同様、会場でのご出席に加え、事前の議決権行使やオンライン配信、また、当社指定のウェブサイト「ソフトバンク株主総会Portal」から、議決権行使、ご質問、動議が可能な「インターネット出席」もご用意しています。開催日当日のご来場を希望される場合には、株主総会開催日時点でのご自身の体調をご確認のうえ、ご来場ください。

なお、オンライン配信、インターネット出席における通信障害等も含め本総会の運営に変更が生じる可能性もございます。本総会の運営に変更が生じた場合は、以下当社ウェブサイトに掲載いたしますので、ご確認ください。

<https://www.softbank.jp/corp/ir/stock/shareholders/2023/>



1. 書面による事前の議決権行使

同封の議決権行使書用紙に各議案に関する賛否をご表示のうえ、**2023年6月19日（月曜日）午後5時45分までに到着**するようご返送ください。



議決権行使書用紙のご記入方法

議決権行使書 株主番号

ソフトバンク株式会社 御中
当社は、2023年6月19日（月曜日）開催の株主総会（以下「総会」といいます）の議決権行使書（以下「行使書」といいます）を、本紙に記載のとおり印刷してご送付いたします。

| 議案 | 賛成 | 賛否 | 反対 | 未回答 |
|-------|----|----|----|-----|
| 第1号議案 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 第2号議案 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 第3号議案 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 第4号議案 | ○ | ○ | ○ | ○ |

お 願 い
1. 株主総会のご出席が困難な場合は、この議決権行使書に賛否をご表示ください。
2. 2号議案については、インターネット出席によるご投票が可能です。
3. 議決権行使書に記載の事項は、株主総会開催日に記載の当該議案の番号をご記入ください。
4. 賛否のご表示は、黄色のボールペンにより、はみ書きしてご記入ください。
5. 議決権をインターネットで行使される場合は、下記のQRコードをスマートフォンで読み取るか、裏面記載のウェブサイトにアクセスし、必要事項を入力してご投票ください。ご投票は、議決権行使書に記載の本人確認情報に基づき行われます。

スマートフォン用議決権行使書QRコード

見本

ソフトバンク株式会社

こちらを切り取ってご返送ください。

→こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

第1・4号 議案
賛成の場合 ▶ 「賛」の欄に○印
否認する場合 ▶ 「否」の欄に○印

第2・3号 議案
全員賛成の場合 ▶ 「賛」の欄に○印
全員否認する場合 ▶ 「否」の欄に○印
※一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、当該候補者の番号をご記入ください。

なお、賛否を表示せずに提出された場合は、「賛」の表示があったものとして取り扱います。

スマート行使に必要な「QRコード」が記載されています。インターネットによる行使に必要な「議決権行使コード」「パスワード」は裏面に記載されています。

2. インターネットによる事前の議決権行使

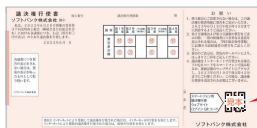
当社指定の議決権行使ウェブサイトにて各議案に対する賛否を2023年6月19日（月曜日）午後5時45分までにご入力ください。



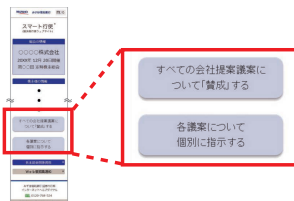
QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

1. 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙右片の裏面に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

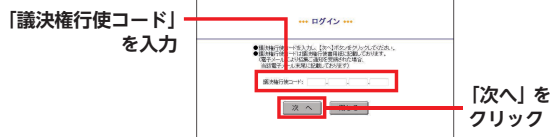
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

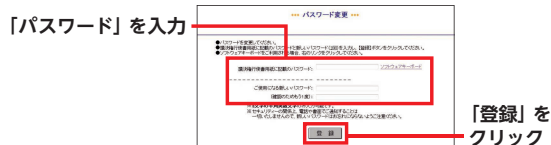
2. 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

3. 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

「登録」をクリック

4. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

お問い合わせ先について インターネットによる議決権行使で、パソコンの操作方法等がご不明の場合は、下記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部
インターネットヘルプダイヤル



0120-768-524 (受付時間 9:00~21:00 年末年始を除く)

- パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従って手続きください。
- 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使としてお取扱いいたします。
- インターネットでも複数回議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取扱いいたします。

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人様を含みます）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

3. インターネット出席



開催日当日に、以下「ソフトバンク株主総会Portal」を通じて、オンライン配信をご視聴いただきながら、議決権行使、ご質問、動議が可能です。実際に株主総会の会場にお越しいただく場合と同様に、会社法上、株主総会に「出席」したものと取り扱われます。

①開催日当日の出席方法

開催日当日（2023年6月20日（火曜日））の午前9時以降に、「ソフトバンク株主総会Portal」より、同封の
に記載されている「」、「」、「」をご入力の上、「出席」ボタンを押下して、当日出席画面にアクセスください。

②議決権行使について

- 当日出席画面より、本総会の開会後から決議事項の採決時まで議決権行使いただけます。ただし、一度、議決権行使をしていただいた場合、その後の行使内容の変更はできませんのでご注意ください。
- 書面またはインターネットで事前に議決権行使いただいたうえで、開催日当日にインターネット出席をして議決権行使をされた場合、事前の議決権行使の効力は破棄されるものといたします。（開催日当日にインターネット出席したものの、議決権行使をしなかった場合は、事前の議決権行使が有効となります。）なお、開催日当日にインターネット出席をして議決権行使をしたものの、賛否を選択しない議案があった場合には、当該議案は「棄権」と取り扱わせていただき、事前の議決権行使の効力は破棄されるものといたします。
- 事前の議決権行使をされていない株主さまが、開催日当日にインターネット出席したものの、議決権行使をしなかった場合は、全議案について「棄権」と取り扱わせていただきます。なお、開催日当日にインターネット出席をして議決権行使をしたものの、賛否を選択しない議案があった場合には、当該議案は「棄権」と取り扱わせていただきます。

③ご質問について

- 当日出席画面より、ご質問いただけます。受付はテキスト（200文字以内）をご入力いただく形で行います。
- 質問時間に限りがございますので、ご質問はお一人様1問までとなる点、いただいたご質問のすべてを回答することはいたしかねる場合がある点、また、本総会の目的事項に関しないご質問である場合等ご質問の内容によってはご回答いたしかねるものがある点、ご了承ください。
- 株主さまから本総会当日に寄せられたご質問は、個人のプライバシーの侵害となる可能性がある等、その公開に支障があるものを除き、本総会終了後、当社ウェブサイトにて公開させていただく予定です。

④動議について

- 当日出席画面より、動議をご提出いただけます。受付はテキスト（200文字以内）をご入力いただく形で行います。
- 動議については、種類ごとにお一人様1回のみとさせていただきます点、また、議長の議事整理により、決議事項の採決までの間にまとめて議場に諮らせていただく場合がある点、ご了承ください。

⑤インターネット出席いただくための環境

「ソフトバンク株主総会Portal」の推奨環境等は、以下ウェブサイトよりご確認ください。なお、インターネット出席に必要な通信機器類および一切の費用については、株主さまのご負担とさせていただきます点、ご了承ください。

<https://jp.vcube.com/support/virtual-shareholders-meeting/requirements/>



⑥その他注意事項

- インターネット出席に対応している言語は、日本語のみとなります点、ご了承ください。
- 通信環境等の影響により、オンライン配信や音声の乱れ、または一時中断されるなどの通信障害が発生する可能性がございます。当社としては、このような通信障害によってインターネット出席株主さまが被った不利益に関しては、一切責任を負いかねますことをご了承ください。

4. 開催日当日のご来場について

ご来場を希望される場合は、株主総会開催日時点でのご自身の体調をご確認のうえ、ご来場ください。事前のお申込みは不要です。また、体調不良と見受けられる方は、入場をお断りする場合がございます。

なお、株主総会当日にご来場されたうえで、前記3に記載のインターネット出席による方法で議決権行使をされた場合は、インターネット出席をされたものと取り扱います。



5. 事前のご質問

2023年6月5日（月曜日）午前9時から2023年6月19日（月曜日）正午まで、株主さまは、「ソフトバンク株主総会Portal」より本総会の目的事項に関してご質問いただくことが可能です。株主さまのご関心が高い事項につきましては、本総会で取り上げさせていただく予定です。なお、株主さまから寄せられた事前のご質問は、個人のプライバシーの侵害となる可能性がある等、その公開に支障があるものを除き、本総会終了後、当社ウェブサイトにて公開させていただく予定です。



6. オンライン配信の視聴

本総会の模様は、以下、当社ウェブサイトの「第37回定時株主総会 オンライン配信のお知らせ」ページにて、2023年6月20日（火曜日）午前10時よりご視聴いただくことが可能です。（前記3に記載のインターネット出席とは異なり、株主総会の出席とは取り扱われず、また、議決権行使、ご質問、動議いただけませんのでご注意ください。）



https://u.softbank.jp/sbkk_agm37ja



- 万一何らかの事情により配信を行わない場合は、「第37回定時株主総会 オンライン配信のお知らせ」ページにてお知らせいたします。

本総会終了後のご視聴について

当社ウェブサイトにて、
本総会の模様をオンデマンド配信いたします。

公開期間

2023年6月20日（火曜日）から1年間

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社は、「情報革命で人々を幸せに」という経営理念の下、創業以来一貫して、情報革命を通じ人類と社会へ貢献すべく事業を推進してきました。通信事業の持続的な成長を図りながら、通信キャリアの枠を超え、情報・テクノロジー領域のさまざまな分野で積極的に事業を展開する成長戦略「Beyond Carrier」に基づき、企業価値の最大化に取り組んでいます。

2023年5月10日には、当社が「デジタル化社会の発展に不可欠な次世代社会インフラを提供する企業になる」ことを長期ビジョンとして掲げ、その実現に向けた事業基盤の再構築を目指す3カ年の中期経営計画(2023年度から2025年度)を発表しました。

当社は、今後AIを活用した次世代デジタルサービスが日常に溶け込み、人々の生活がより便利で豊かなものになると考えています。一方で、AIの活用にあたっては膨大なデータ処理と電力の需要が発生すると指摘されており、持続可能な社会の実現との両立に向けた課題になると見込まれ、次世代社会インフラにはこれに対応できる構造が求められます。今後当社は、通信・IT技術の高度化に加えて、次世代社会インフラの構築に向け、AIのデータ処理や電力消費などを地理的に分散化・平準化できる「分散型AIデータセンター」、その分散型AIデータセンターを仮想的に一つのシステムであるかのように見なす「超分散コンピューティング基盤(xIPF: cross Integrated PlatForm)」、生成AI(文章、画像、プログラムコードなどの様々なコンテンツを生成することのできる人工知能)を用いたサービスなどの実現や、再生可能エネルギーの開発・調達に中長期的に取り組んでいきます。

2018年12月の上場以降、当社は成長戦略「Beyond Carrier」に基づき、Zホールディングス(株)(旧ヤフー(株))の子会社化、そのZホールディングス(株)とLINE(株)の経営統合、キャッシュレス決済サービス「PayPay」の立ち上げなど、非通信領域に事業を拡大・成長させてきました。この間、高水準の株主還元を継続しつつ、これらの成長投資を自己資金と負債性の資金調達により賄ってきた結果、当社の連結総資産は14兆円超に拡大し、連結純有利子負債残高は約4兆円へと増加しました。

今後、通信・IT技術の高度化や次世代社会インフラに関連した成長投資を行いながら、成長投資と高水準の株主還元との両立を継続していくには、負債性のみならず資本性の資金調達を組み合わせることで資本の充実と財務基盤の強化を図ることが望ましいとの考えに至りました。

このような背景のもと、既存の当社普通株式の株主（以下「普通株主」）の皆さまの利益を可能な限り損なわず、自己資本の拡充を実現する調達手法として、以下の特徴を有する「社債型種類株式」が有用な選択肢であり、個人投資家を含めた幅広い投資家層のニーズに応えるものであると考えました。

- ・株主総会における議決権がなく、普通株式への転換権がないため、議決権の希薄化が生じません。(保有割合にかかわらず株主総会における議決権や普通株式への転換権がないこと等から、買収防衛策に活用できる性質ではないと考えており、そのような想定もありません。)
- ・当初設定された優先配当金以上の配当が行われない「非参加型」の種類株式であり、優先配当金以上の配当に対する参加権は普通株主の皆さまのみが有します。
- ・既存の発行可能株式総数（普通株式と社債型種類株式を合計して発行することができる総数）の範囲内での発行であり、本議案により、発行可能株式総数を拡大するものではありません。

今後、社債型種類株式を発行する場合には、無償割当を含む株主割当や第三者割当方式ではなく一般公募による発行を行い、株式会社東京証券取引所プライム市場への上場申請を予定しています。かかる社債型種類株式は、普通株主の皆さまに与える希薄化等の影響を抑えながら、幅広い投資家の皆様に投資可能な商品とすることを企図しており、本邦における新しい設計の「社債型」種類株式となります。

本議案は、かかる社債型種類株式の発行を可能とするため、当該株式に関する規定を新設するとともに、それに伴う所要の調整をする旨の定款変更を行うことについてご承認をお願いするものであります。なお、現時点で社債型種類株式の発行について決定しているものではありませんが、ご承認いただいたあかつきには、市場環境にもよるものの、第1回号の発行を2023年度内に最大1,200億円の規模で行うことを想定しております。

また、今後の段階的な資金需要に対し柔軟に対応するため、順次第5回号までの発行を可能とする旨の定款変更を行うことについても承認をお願いしております。なお、第2回号以降の具体的な発行時期、内容については、今後の資金需要や市場の動向等を総合的に勘案して決定していきますが、現時点においては第1回号と同様の商品性や規模を想定しております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本定款変更の効力は、本株主総会終結の時をもって生ずるものとします。

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款 | 変更案 |
|--------------------------------------|--|
| 第1条～第5条(省略) (発行可能株式総数) | 第1条～第5条(現行どおり) (発行可能株式総数) |
| 第6条 当会社の発行可能株式総数は、8,010,960,300株とする。 | 第6条 当会社の発行可能株式総数は、8,010,960,300株とし、 <u>各種類の株式の発行可能種類株式総数は次のとおりとする。</u> <u>普通株式</u> <u>8,010,960,300株</u> <u>第1回社債型種類株式</u> <u>30,000,000株</u> <u>第2回社債型種類株式</u> <u>30,000,000株</u> <u>第3回社債型種類株式</u> <u>30,000,000株</u> <u>第4回社債型種類株式</u> <u>30,000,000株</u> <u>第5回社債型種類株式</u> <u>30,000,000株</u> |
| (単元株式数) | (単元株式数) |
| 第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。 | 第7条 当会社の単元株式数は、普通株式および第1回社債型種類株式ないし第5回社債型種類株式(以下、「社債型種類株式」と総称し、第1回社債型種類株式ないし第5回社債型種類株式のうちいずれか一つの種類の株式を意味する場合には、「各社債型種類株式」という。)のそれぞれにつき100株とする。 |

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| <p>第8条 (省略)</p> <p><新 設></p> | <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>(自己の社債型種類株式の取得に際しての売主追加請求権の排除)</p> <p>第9条 当社が株主総会の決議によって特定の社債型種類株式を有する株主（以下、「社債型種類株主」という。）との合意により当該社債型種類株主の有する社債型種類株式の全部または一部を取得する旨を決定し、会社法第157条第1項各号に掲げる事項を当該社債型種類株主に通知する旨を決定する場合には、同法第160条第2項および第3項の規定を適用しないものとする。</p> |
| <p>第9条・第10条 (省略)</p> <p><新 設></p> | <p>第10条・第11条 (現行どおり)</p> <p>第3章 社債型種類株式 (社債型種類株式優先配当金)</p> <p>第12条 当社は、第45条第1項に基づき3月31日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載または記録された社債型種類株主または社債型種類株式の登録株式質権者（以下、社債型種類株主とあわせて「社債型種類株主等」と総称する。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下、普通株主とあわせて「普通株主等」と総称する。）に先立ち、各社債型種類株式1株につき、次に定める額の金銭（以下、「社債型種類株式優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該配当の基準日の属する事業年度に次条に定める社債型種類株式優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。</p> <p>当該社債型種類株式の1株当たりの発行価格（以下に定義する。）相当額に、当該社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める配当年率（10パーセントを上限とする。以下、「本配当年率」という。）を乗じて算出した額（ただし、小数部分が生じる場合、当該小数部分については、当該社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める。）</p> <p>「発行価格」とは、当該社債型種類株式の募集に際して、その発行前に決定される、当会社に対して払い込まれる1株当たりの金額（当該社債型種類株式の買取引受けによる募集が行われる場合には、当該社債型種類株式の対価として投資家が支払う1株当たりの金額）をいう。</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|------|---|
| | <p>2 ある事業年度に属する日を基準日として、社債型種類株主等に対して行う各社債型種類株式1株当たりの金銭による剰余金の配当の額が当該事業年度に係る当該社債型種類株式の社債型種類株式優先配当金の額に達しないとき（以下、当該事業年度を「不足事業年度」という。）は、その不足額について、本配当年率を基準として当該社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める算定方法による単利計算により翌事業年度以降に累積する（以下、累積した不足額を「社債型種類株式累積未払配当金」という。）。社債型種類株式累積未払配当金については、前項または次条に定める剰余金の配当に先立ち、社債型種類株式1株につき社債型種類株式累積未払配当金の額に達するまで、社債型種類株主等に対し、金銭による剰余金の配当を行う。</p> <p>3 社債型種類株主等に対しては、社債型種類株式優先配当金の額および社債型種類株式累積未払配当金の額の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。</p> <p><u>(社債型種類株式優先期中配当金)</u></p> <p>第13条 当社は、第45条第2項または第3項に基づき3月31日以外の日を基準日（以下、「期中配当基準日」という。）として剰余金の配当を行うときは、当該配当の期中配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、各社債型種類株式1株につき、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める算定方法により決定される額の金銭（以下、「社債型種類株式優先期中配当金」という。）を支払う。ただし、ある事業年度に期中配当基準日が属する社債型種類株式優先期中配当金の合計額は、当該事業年度にその配当の基準日が属する社債型種類株式優先配当金の額を超えないものとする。</p> <p><u>(残余財産の分配)</u></p> <p>第14条 当社は、残余財産を分配するときは、社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、各社債型種類株式1株につき、次に定める額の金銭を支払う。</p> <p>当該社債型種類株式の1株当たりの発行価格相当額に、当該社債型種類株式の社債型種類株式累積未払配当金の額および残余財産の分配が行われる日の属する事業年度の初日から当該分配が行われる日までの期間に係る社債型種類株式優先配当金相当額を加えた額として、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める算定方法により算出される額</p> <p>2 社債型種類株主等に対しては、前項のほか、残余財産の分配を行わない。</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|------|--|
| | <p>(議決権)</p> <p>第15条 社債型種類株主は、すべての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。</p> <p>(金銭を対価とする取得条項)</p> <p>第16条 当社は、社債型種類株式について、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める事由が生じた場合に、取締役会の決議により別に定める日が到来したときは、当該社債型種類株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、当該社債型種類株式を取得するのと引換えに、社債型種類株主に対し、社債型種類株式1株につき、当該社債型種類株式の1株当たりの発行価格相当額に、当該社債型種類株式の社債型種類株式累積未払配当金の額および当該取得の日の属する事業年度の初日から当該取得の日までの期間に係る社債型種類株式優先配当金相当額を加えた額として、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める算定方法により算出される額の金銭を交付する。社債型種類株式の一部を取得するときは、取締役会が定める合理的な方法によって、社債型種類株主から取得すべき当該社債型種類株式を決定する。</p> <p>(株式の併合または分割等)</p> <p>第17条 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、社債型種類株式について株式の併合または分割を行わない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 当社は、社債型種類株主に対し、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。 3 当社は、社債型種類株主に対し、募集株式の割当てまたは募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。 4 当社は、株式移転（当社の単独による株式移転に限る。）をするときは、普通株主等には普通株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する当社の普通株式と同種の株式を、社債型種類株主等には社債型種類株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する当社の社債型種類株式と同種の株式を、それぞれ同一の持分割合で交付する。 5 前項の規定に定めるときにおける社債型種類株式優先配当金および社債型種類株式累積未払配当金の調整については、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める方法による。 <p>(優先順位)</p> <p>第18条 各社債型種類株式の社債型種類株式優先配当金、社債型種類株式優先期中配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|---|--|
| <p>第3章 株主総会 第11条～第16条 (省略)</p> <p><新 設></p> <p>第4章 取締役および取締役会 第17条～第26条 (省略)</p> <p>第5章 監査役および監査役会 第27条～第34条 (省略)</p> <p>第6章 計 算 第35条～第37条 (省略)</p> | <p>第4章 株主総会 第19条～第24条 (現行どおり) (種類株主総会)</p> <p>第25条 種類株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第324条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>3 第19条第2項、第21条、第22条および第24条の規定は、種類株主総会について準用する。</p> <p>4 第20条の規定は、毎年3月31日から3か月以内に開催される種類株主総会について準用する。</p> <p>5 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、各社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</p> <p>6 当社が以下に掲げる行為をする場合において、社債型種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、当社の株主総会決議または取締役会決議に加え、社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる社債型種類株主が存しない場合は、この限りではない。</p> <p>(1) 当社が消滅会社となる合併または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（当社の単独による株式移転を除く。）</p> <p>(2) 当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求に係る当社の取締役会による承認</p> <p>第5章 取締役および取締役会 第26条～第35条 (現行どおり)</p> <p>第6章 監査役および監査役会 第36条～第43条 (現行どおり)</p> <p>第7章 計 算 第44条～第46条 (現行どおり)</p> |

(ご参考)

本株主総会において本議案につきご承認が得られた場合には、本株主総会の終結時をもって当社の定款に社債型種類株式に関する定めが新設されますが、2023年5月24日現在、当社は、社債型種類株式の発行について決定しているものではありません。変更後の定款に基づく社債型種類株式の発行については、本株主総会の後、市場環境等を勘案しつつ、当社の資本政策に照らして、取締役会の決議により決定する予定です（かかる決議を以下「発行決議」といいます。）。なお、第1回社債型種類株式の発行については、2023年5月24日付で発行登録書の提出を行っております。同発行登録書に記載された第1回社債型種類株式の内容は以下のとおりであり、同発行登録書において第1回社債型種類株式の発行予定額は1,200億円を上限としています。当社が第1回社債型種類株式の発行を決定する場合、配当年率及び発行数を除く第1回社債型種類株式の内容並びに発行価格及び引受価額を含む募集事項は、発行決議により決定し、配当年率は、同株式の公正価値に関する評価報告書を受領した上で、発行決議の後に、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定されるブックビルディング方式と同様の方式により、配当年率に係る仮条件を提示して、当該仮条件による需要状況及び当社と同程度の格付を取得している事業会社が発行している劣後特約付社債の市場価格等を総合的に勘案した上で決定します（かかる配当年率の決定日を以下「条件決定日」といいます。）。

摘要（第1回社債型種類株式の内容）

第1回社債型種類株式の内容は以下のとおりであります。

イ 優先配当金

- (1) 当社は、3月31日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回社債型種類株式を有する株主（以下「第1回社債型種類株主」といいます。）又は第1回社債型種類株式の登録株式質権者（以下第1回社債型種類株主とあわせて「第1回社債型種類株主等」と総称します。）に対し、当社普通株式（以下「普通株式」といいます。）を有する株主（以下「普通株主」といいます。）及び普通株式の登録株式質権者（以下普通株主とあわせて「普通株主等」と総称します。）に先立ち、以下に記載する額の金銭（以下「第1回社債型種類株式優先配当金」といいます。）を支払います。但し、当該配当の基準日の属する事業年度に第1回社債型種類株式優先期中配当金（以下に定義します。）を支払ったときは、その合計額を控除した額とします。

1株につき、その1株当たりの発行価格として定める金額（以下「発行価格」といいます。）相当額に、条件決定日において上記のブックビルディング方式と同様の方式により決定される配当年率を乗じて算出した額

当該配当年率は、第1回社債型種類株式の発行日の属する事業年度以降、発行日から5年が経過する日の属する事業年度までは、発行決議により定める固定の基準金利に、上記のブックビルディング方式と同様の方式により決定される当初のスプレッド（以下「当初スプレッド」といいます。）を加えた率（※）とし、その後の配当年率は、発行決議により定める変動の基準金利に当初スプレッド及び1パーセントを加えた率とします。但し、配当年率は、定款の定めに従い、いずれも10パーセントを上限とします。

※2023年5月24日における市場環境等を前提として、第1回社債型種類株式の発行日の属する事業年度以降、発行日から5年が経過する日の属する事業年度までの期間における配当年率は2パーセント以上4パーセント以下を想定しています。

- (2) ある事業年度に属する日を基準日として、第1回社債型種類株主等に対して行う第1回社債型種類株式1株当たりの金銭による剰余金の配当の額が当該事業年度に係る第1回社債型種類株式優先配当金の額に達しないときは、その不足額について、上記のブックビルディング方式と同様の方式により決定される配当年率を基準として発行決議により定める算定方法による単利計算により翌事業年度以降に累積します（以下累積した不足額を「第1回社債型種類株式累積未払配当金」といいます。）。第1回社債型種類株式累積未払配当金については、第1回社債型種類株式優先配当金及び第1回社債型種類株式優先期中配当金の配当に先立ち、第1回社債型種類株式1株につき第1回社債型種類株式累積未払配当金の額に達するまで、第1回社債型種類株主等に対し、金銭による剰余金の配当を行います。
- (3) 第1回社債型種類株主等に対しては、第1回社債型種類株式優先配当金の額及び第1回社債型種類株式累積未払配当金の額の合計額を超えて剰余金の配当を行いません。

□ 優先期中配当金

当社は、3月31日以外の日を基準日（以下「期中配当基準日」といいます。）として剰余金の配当を行うときは、当該配当の期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、第1回社債型種類株式1株につき、第1回社債型種類株式優先配当金の額の2分の1の額の金銭（但し、第1回社債型種類株式の発行日の属する事業年度において期中配当基準日を基準日として剰余金の配当を行うときは、払込期日から期中配当基準日までの期間の日数に応じて合理的に調整した額の金銭）（以下「第1回社債型種類株式優先期中配当金」といいます。）を支払います。但し、ある事業年度に期中配当基準日が属する第1回社債型種類株式優先期中配当金の合計額は、当該事業年度にその配当の基準日が属する第1回社債型種類株式優先配当金の額を超えないものとします。

ハ 残余財産の分配

- (1) 当社は、残余財産を分配するときは、第1回社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、以下に記載する額の金銭を支払います。

1株につき、発行価格相当額に、第1回社債型種類株式累積未払配当金の額及び残余財産の分配が行われる日の属する事業年度の初日から当該分配が行われる日までの期間に係る第1回社債型種類株式優先配当金相当額を加えた額として、発行決議により定める算定方法により算出される額

- (2) 第1回社債型種類株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配を行いません。

二 優先順位

当社の第1回社債型種類株式ないし第5回社債型種類株式の社債型種類株式優先配当金、社債型種類株式優先期中配当金及び残余財産の支払順位は、同順位とします。

ホ 議決権

第1回社債型種類株主は、すべての事項につき株主総会において議決権を行使することができません。

ハ 種類株主総会

- (1) 種類株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行います。
- (2) 会社法第324条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行います。
- (3) 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、第1回社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しません。
- (4) 当社の種類株主総会は、場所の定めのない種類株主総会とすることができます。
- (5) 当社が以下に掲げる行為をする場合において、第1回社債型種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、株主総会決議又は取締役会決議に加え、第1回社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じません。但し、当該種類株主総会において議決権を行使することができる第1回社債型種類株主が存しない場合は、この限りではありません。
 - a. 当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（当社の単独による株式移転を除きます。）
 - b. 当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求に係る当社の取締役会による承認

ト 会社による金銭対価の取得条項

- (1) 当社は、第1回社債型種類株式について、払込期日（発行日）から5年を経過した日が到来した場合等、発行決議により定める事由が生じ、かつ取締役会の決議により別に定める取得日が到来した場合は、当該第1回社債型種類株式の全部又は一部を取得することができます。この場合、当社は、当該第1回社債型種類株式を取得するのと引換えに、第1回社債型種類株主に対し、第1回社債型種類株式1株につき、発行価格を踏まえて発行決議により定める額の金銭を交付します。
- (2) 当社は、当社が本トに記載する金銭対価の取得又は特定の第1回社債型種類株主との合意若しくは会社法第165条第1項に規定する市場取引等による第1回社債型種類株式の取得（以下金銭対価の取得とあわせて「金銭対価取得」といいます。）を行う場合は、金銭対価取得を行う日以前12か月間に、借換必要金額（以下に定義します。）につき、借換証券（以下に定義します。）を発行若しくは処分又は借入れ（以下「発行等」といいます。）することにより資金を調達していない限り、当該金銭対価取得を行いません。但し、発行決議により定める場合を除きます。

「借換必要金額」とは、借換証券が普通株式の場合には、金銭対価取得がなされる第1回社債型種類株式の資本性評価相当額（以下に定義します。）をいい、借換証券が普通株式以外の場合には、金銭対価取得がなされる第1回社債型種類株式の資本性評価相当額を、当該借換証券について各信用格付業者から承認を得た資本性（パーセント表示されます。）で除して算出される金額（信用格付業者毎に承認された資本性が相違することにより算出される金額が異なる場合には、そのうちの大きい方の金額）をいうものとし、普通株式と普通株式以外の借換証券を併せた発行等を行う場合は、それぞれの算式を準用します。

「資本性評価相当額」とは、第1回社債型種類株式の発行価格相当額の総額に、各信用格付業者から承認を得た払込期日における第1回社債型種類株式の資本性（パーセント表示されます。）を乗じた金額（信用格付業者毎に承認された資本性が相違することにより算出される金額が異なる場合には、そのうちの大きい方の金額）をいいます。

「借換証券」とは、以下のa. ないしc. の証券又は債務をいいます。但し、(i) 以下のa. ないしc. のいずれの場合においても、借換証券である旨を当社が公表している場合に限り、(ii) 以下のa. 又はb. の場合においては、当社の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第3号に定める子会社及び同条第7号に定める関連会社以外の者に対して発行等されるものに限り、(iii) 以下のb. 又はc. の場合においては、第1回社債型種類株式の払込期日における第1回社債型種類株式と同等以上の当社における資本性を有するものと各信用格付業者から承認を得たものに限り、

- a. 普通株式
- b. 上記a. 以外のその他の種類の株式
- c. 上記a. 又はb. 以外の当社のその他一切の証券及び債務

(3) 上記(1)に基づき、第1回社債型種類株式の一部を取得するときは、取締役会が定める合理的な方法によって、第1回社債型種類株主から取得すべき第1回社債型種類株式を決定します。

チ 株式の併合又は分割等

- (1) 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、第1回社債型種類株式について株式の併合又は分割を行いません。
- (2) 当社は、第1回社債型種類株主に対し、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行いません。
- (3) 当社は、第1回社債型種類株主に対し、募集株式の割当て又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えません。
- (4) 当社は、株式移転（当社の単独による株式移転に限り、）をするときは、第1回社債型種類株主等に第1回社債型種類株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する当社の第1回社債型種類株式と同種の株式を、同一の持分割合で交付します。この場合における第1回社債型種類株式優先配当金および第1回社債型種類株式累積未払配当金の調整については、発行決議により定める方法によります。

リ 自己の社債型種類株式の取得に際しての売主追加請求権の排除

当社が株主総会の決議によって特定の第1回社債型種類株主との合意により当該第1回社債型種類株主の有する第1回社債型種類株式の全部又は一部を取得する旨を決定し、会社法第157条第1項各号に掲げる事項を当該第1回社債型種類株主に通知する旨を決定する場合には、同法第160条第2項及び第3項の規定を適用しないものとします。

ヌ 上場

第1回社債型種類株式は、株式会社東京証券取引所プライム市場への上場申請を予定しています。

社債型種類株式に関するQ&A

社債型種類株式に関するご参考資料として、本Q&Aを作成致しましたのでご参照ください。

| 質問 | 回答 |
|------------------------------------|--|
| 1. 社債型種類株式の定款変更を行う目的は何か | <ul style="list-style-type: none"> ・当社は、今後、通信・IT技術の高度化や次世代社会インフラに関連した成長投資を行いながら、成長投資と高水準の株主還元との両立を継続していくには、負債性のみならず資本性の資金調達を組み合わせることで資本の充実と財務基盤の強化を図ることが望ましいと考え、個人投資家の皆さまを含め、幅広い投資家層のニーズに応えるべく、新たな社債型種類株式の発行に向け、定款の諸規定の追加等を行うものです。 ・社債型種類株式は、健全な財務基盤を確保するための自己資本の拡充を実現する調達手法の選択肢となりうるところ、今般、将来に向けた機動的な資金調達手段の選択肢の追求を目的に、定款変更を行うことと致しました。 |
| 2. 買収防衛策として活用されないか | <ul style="list-style-type: none"> ・社債型種類株式であって、保有割合にかかわらず株主総会における議決権や普通株式への転換権がないこと等から、買収防衛策に活用できる性質ではないと考えており、そのような想定もありません。社債型種類株主の種類株主総会における決議事項も、会社法に定めるものよりも制限しています。また、社債型種類株式を無償割当てなどで普通株主に割り当てることも想定していません。 |
| 3. 複数回号を設定しているが、具体的な発行はどのように考えているか | <ul style="list-style-type: none"> ・2回目以降も成長投資に向けた資金調達を目的として、幅広い投資家によるブックビルディング方式と同様の方式に基づいた適正な発行条件での発行を想定しています。 ・この他、当社が社債型種類株式を現金対価で取得（コール）する場合には原則として同等以上の資本性調達を行う必要があるとする内容を想定しているため、当該取得に伴い同様の社債型種類株式の発行を行うことも想定されます。 |
| 4. 社債型種類株式の特徴は何か | <ul style="list-style-type: none"> ・会社法上の株式ですが、普通株主の皆様への配慮として、「社債」としての側面を有した商品性を想定しています。 ・具体的には議決権や普通株式への転換権がなく、当初設定された優先配当金以上の配当が行われない非参加型です。 |
| 5. 普通株主にデメリットが生じることはないか | <ul style="list-style-type: none"> ・議決権がなく、普通株式への転換権がないため、議決権の希薄化が生じません。 ・当初設定された優先配当金以上の配当が行われない非参加型であり、優先配当金を超過した分の配当に対する参加権は普通株主のみが有します。 ・普通株式による増資に比べて普通株式に係るROEやEPS等への影響により配慮（※1）しつつ、健全な財務基盤を確保できると考えています。 |

※1 普通株式に係るROEやEPSを計算する場合において、基礎となる純資産額や純利益額より種類株式に係る部分（種類株式払込金額及び優先配当金）を控除して計算することを想定した場合となります。

| 質問 | 回答 |
|-------------------------------------|--|
| 6. 従来から、社債型種類株式はあったのか | <ul style="list-style-type: none"> ・ 過去、第三者割当による『社債型の商品性である種類株式』の他社発行事例は確認しています。 ・ 一方で、本社債型種類株式を発行する際には、一般公募による発行を行い、格付会社（R&IおよびJCR）からの資本性の認定（資金調達額の50%）の取得や、東証プライム市場への上場申請を予定しており、幅広い投資家に投資機会を提供しうる点で、従来のものとは大きく異なる、本邦における新しい設計の社債型種類株式となります。 |
| 7. ハイブリッド社債に類似した商品性とは | <ul style="list-style-type: none"> ・ ハイブリッド社債と同様、格付会社（R&IおよびJCR）より、資本性の認定（資金調達額の50%）を受けることができる商品設計とすることを検討しています。 ・ 当初概ね5年間は固定配当であり、原則として発行から5年経過後以降、当社が発行価格相当額に経過配当金等の調整を加えた金額の現金で取得（コール）できます。 |
| 8. ハイブリッド社債との違いは | <ul style="list-style-type: none"> ・ 社債型種類株式は会計上の資本を拡充できる点が一般的なハイブリッド社債と大きく異なります。 ・ 加えて、社債型種類株式は東証上場を通じて幅広い投資家に検討いただける商品です。 |
| 9. 財務戦略上ハイブリッド資本に期待する役割、資本構成上の位置付けは | <ul style="list-style-type: none"> ・ 持続的な成長を目指す中での投資拡大の可能性も視野に入れ、普通株式の議決権の希薄化を生じさせることなく、資本バッファとして財務健全性に寄与する点を期待しています。 ・ 当社としても多様な調達手法の確保に繋がるため、今後、事業・財務戦略において最適な資金調達手法の選択肢を追求するために有益な手法であると考えています。 |
| 10. どのような発行形態を想定しているのか | <ul style="list-style-type: none"> ・ 現時点で発行は未定ですが、発行する場合には、国内における一般公募を通じ、個人投資家も含めた幅広い投資家にご購入いただくことを想定しています。 ・ 当社の普通株主である皆様にもご購入いただけることを想定しています。 |
| 11. 第1回社債型種類株式の発行時期と発行金額の予定は | <ul style="list-style-type: none"> ・ 現時点では発行時期について決定しているものではありませんが、今般の社債型種類株式に係る定款変更が株主総会において承認されたあかつきには、市場環境にもよるものの、第1回号の発行を2023年度内に最大1,200億円の規模で行うことを想定しています。 |
| 12. 2回目以降の商品性や発行額はどのように考えているのか | <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回号と同様の商品性を想定しており、議決権や転換権がなく、議決権の希薄化は生じません。今後の発行については、資金需要や市場の動向等を総合的に勘案して決定していきますが、現時点では、第1回号と同様の規模を想定しています。 |
| 13. 配当レンジ2%～4%の考え方は | <ul style="list-style-type: none"> ・ 現時点での市場環境等を前提として、資本と負債の中間の位置付けの商品性を踏まえて、普通社債の利率以上、普通株式の配当利回り以下を目安としています。 |

| 質問 | 回答 |
|--------------------------------------|---|
| 14. 東証への上場を検討する理由は | <ul style="list-style-type: none"> ・幅広い投資家に投資いただくためには、東証上場によって認知度を高めるとともに、売買の機会を提供することが重要と考えています。 |
| 15. 5年後に、社債型種類株式を現金対価で取得（コール）する予定なのか | <ul style="list-style-type: none"> ・当社が社債型種類株式を現金対価で取得（コール）するかは、その時点の事業・財務戦略や市場環境等を総合的に勘案して判断します。 ・なお、ハイブリッド調達市場慣習として、多くの投資家が配当のステップ・アップするタイミングにおいて、コールされることを期待していることは十分に理解しています。 |
| 16. 本件発行が普通株式の配当方針に影響を与えるか | <ul style="list-style-type: none"> ・今後も高水準の株主還元を維持するという方針に変わりありません。今期の配当予想にも変更はありません。 |

免責事項

この文書は当社の社債型種類株式に関して一般に公表するための参考資料であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書(作成された場合)及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

また、この資料は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

第2号議案 取締役11名選任の件

取締役13名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、戦略的かつ機動的な意思決定を行うため、取締役を2名減員し、取締役11名の選任をお願いしたいと存じます。なお、取締役候補者の選任につきましては、CEOおよび独立社外取締役4名を含む5名の委員で構成され、独立社外取締役が委員長を務める任意の「指名委員会」の提言を踏まえ、取締役会にて候補者を決定しています。

取締役候補者は、次のとおりです。

| 候補者番号 | | 氏名 | | 現在の当社における地位 |
|-------|----|---------------------|---------------|---------------------|
| 1 | 再任 | みやうち けん 宮内 謙 | | 取締役会長 |
| 2 | 再任 | みやかわ じゅんいち 宮川 潤一 | | 代表取締役 社長執行役員 兼 CEO |
| 3 | 再任 | しんば じゅん 榛葉 淳 | | 代表取締役 副社長執行役員 兼 COO |
| 4 | 再任 | いまい やすゆき 今井 康之 | | 代表取締役 副社長執行役員 兼 COO |
| 5 | 再任 | ふじはら かずひこ 藤原 和彦 | | 取締役 専務執行役員 兼 CFO |
| 6 | 再任 | そん まさよし 孫 正義 | | 創業者 取締役 |
| 7 | 再任 | ほりば あつし 堀場 厚 | 独立役員 社外取締役 | 取締役 |
| 8 | 再任 | かみがま たけひろ 上釜 健宏 | 独立役員 社外取締役 | 取締役 |
| 9 | 再任 | おおき かずあき 大木 一昭 | 独立役員 社外取締役 | 取締役 |
| 10 | 再任 | うえむら きょうこ 植村 京子 | 独立役員 社外取締役 | 取締役 |
| 11 | 再任 | こし なおみ 越 直美 | 独立役員 社外取締役 | 取締役 |

候補者
番号

1

みやうち けん

宮内 謙

(1949年11月1日生 満73歳)

再任

所有する当社株式の数
3,748,600 株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

| | | | |
|-----------|-----------------------------------|----------|--|
| 1977年 2月 | 社団法人日本能率協会入職 | 2013年 6月 | ソフトバンク(株) (現ソフトバンクグループ(株)) 代表取締役副社長 |
| 1984年 10月 | (株)日本ソフトバンク (現ソフトバンクグループ(株)) 入社 | 2014年 4月 | ソフトバンク コマース&サービス(株) (現SB C&S(株)) 代表取締役会長 |
| 1988年 2月 | 同社取締役 | 2015年 4月 | 当社代表取締役社長 兼 CEO |
| 1993年 4月 | 同社常務取締役 | 2018年 4月 | ソフトバンクグループ(株)取締役 (現任) |
| 1999年 9月 | ソフトバンク・コマース(株) (現当社) 代表取締役社長 | 2018年 4月 | 当社代表取締役社長 社長執行役員 兼 CEO |
| 2003年 1月 | ソフトバンクBB(株) (現当社) 取締役副社長 | 2018年 6月 | 当社代表取締役 社長執行役員 兼 CEO |
| 2006年 4月 | ボーダフォン(株) (現当社) 取締役、執行役員副社長 兼 COO | 2021年 3月 | Aホールディングス(株)代表取締役社長 (取締役会議長) (現任) |
| 2007年 3月 | 当社取締役、代表執行役員副社長 兼 COO | 2021年 4月 | 当社代表取締役会長 |
| 2007年 6月 | 当社代表取締役副社長 兼 COO | 2023年 4月 | 当社取締役会長 (現任) |
| 2012年 6月 | ヤフー(株) (現Zホールディングス(株)) 取締役 | | |

取締役候補者とする理由

宮内謙氏は、2003年1月にソフトバンクBB(株) (現当社) 取締役副社長就任以降、固定通信事業・移动通信事業等の成長に尽力してきました。2015年4月に当社代表取締役社長に就任してからは「Beyond Carrier」戦略に基づき、国内通信事業のみならず、インターネットを軸とした新領域分野への事業拡大を積極的に行い、2021年4月からは当社代表取締役会長として当社グループ全体を統括してきました。同氏の助言を当社グループのさらなる成長に生かすため、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者
番号

2

みやかわ じゅんいち

宮川 潤一

(1965年12月1日生 満57歳)

再任

所有する当社株式の数
15,622,200 株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

| | | | |
|-----------|---|-----------|--|
| 1991年 12月 | (株)ももたろうインターネット代表取締役社長 | 2015年 4月 | 当社専務取締役 |
| 2000年 6月 | 名古屋めたりっく通信(株) (現当社) 代表取締役社長 | 2015年 8月 | Sprint Corporation (現 Sprint LLC) , Senior Technical Advisor |
| 2002年 1月 | 東京めたりっく通信(株) (現当社) 代表取締役社長 | 2017年 4月 | 当社専務取締役 兼 CTO |
| 2002年 1月 | 大阪めたりっく通信(株) (現当社) 代表取締役社長 | 2017年 12月 | HAPSモバイル(株)代表取締役社長 兼 CEO (現任) |
| 2002年 4月 | (株)ディーティーエイチマーケティング (現当社) 代表取締役社長 | 2018年 4月 | 当社代表取締役 副社長執行役員 兼 CTO テクノロジーユニット統括 兼 技術戦略統括 |
| 2003年 8月 | ソフトバンクBB(株) (現当社) 取締役 | 2019年 1月 | MONET Technologies(株)代表取締役社長 兼 CEO |
| 2006年 4月 | ボーダフォン(株) (現当社) 取締役専務執行役員 (CTO) | 2021年 4月 | 当社代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 兼 渉外担当 (現任) |
| 2007年 6月 | 当社取締役専務執行役員 兼 CTO | 2021年 6月 | Aホールディングス(株)取締役 (現任) |
| 2014年 11月 | 当社取締役専務執行役員 | 2022年 6月 | MONET Technologies(株)取締役 (現任) |
| 2014年 11月 | Sprint Corporation (現 Sprint LLC) , Technical Chief Operating Officer | | |

取締役候補者とする理由

宮川潤一氏は、最先端テクノロジーに対する深い知見を有しており、2006年4月に当社取締役専務執行役員 (CTO) に就任して以来、主にテクノロジー領域の事業統括責任者として当社の成長に貢献してきました。また、同氏は当社グループ入社以前、自ら通信事業会社を創業して経営した経験を持ち、近年では複数のグループ会社で社長を務めるなど、経営実績を重ねてきました。2021年4月からは当社代表取締役 社長執行役員としてリーダーシップを発揮し、当社の基幹事業である通信事業をさらに成長させながら、通信以外の領域の拡大を目指し、経営および業務執行の指揮を執っています。当社グループのさらなる成長を牽引するために、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者
番号

3

しんば じゆん
榛葉 淳

(1962年11月15日生 満60歳)

再任

所有する当社株式の数
1,547,900 株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

| | | | |
|----------|---|----------|--|
| 1985年 4月 | (株)日本ソフトバンク (現ソフトバンクグループ(株)) 入社 | 2018年 4月 | 当社代表取締役 副社長執行役員 兼 COO コンシューマ事業統括 兼 プロダクト&マーケティング統括 兼 渉外担当 |
| 2005年 6月 | ソフトバンクBB(株) (現当社) 取締役 | 2019年12月 | 当社代表取締役 副社長執行役員 兼 COO コンシューマ事業統括 兼 コンシューマ営業統括 兼 プロダクト&マーケティング統括 兼 渉外担当 |
| 2006年 4月 | ボーダフォン(株) (現当社) 常務執行役員 | 2020年 6月 | PayPay(株)取締役 (現任) |
| 2007年 6月 | ソフトバンクBB(株) (現当社) 取締役常務執行役員 | 2021年 4月 | 当社代表取締役 副社長執行役員 兼 COO コンシューマ事業統括 (現任) |
| 2007年 6月 | 当社常務執行役員 | | |
| 2012年 6月 | 当社取締役専務執行役員 | | |
| 2015年 4月 | 当社専務取締役 | | |
| 2017年 4月 | 当社代表取締役副社長 兼 COO | | |
| 2017年 4月 | ソフトバンク・ペイメント・サービス(株) (現SBペイメントサービス(株)) 代表取締役社長 兼 CEO (現任) | | |

取締役候補者とする理由

榛葉淳氏は、2006年4月に当社常務執行役に就任して以来、主にコンシューマ領域の事業統括責任者など当社における重要な役割を歴任し、当社の成長に貢献してきました。また、2017年4月からは当社代表取締役副社長に就任しており、当社グループのさらなる成長を牽引するために、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者
番号

4

いまい やすゆき
今井 康之

(1958年8月15日生 満64歳)

再任

所有する当社株式の数
1,563,900 株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

| | | | |
|----------|-------------------------------|----------|-----------------------------------|
| 1982年 4月 | 鹿島建設(株)入社 | 2012年 6月 | 当社取締役専務執行役員 |
| 2000年 4月 | ソフトバンク(株) (現ソフトバンクグループ(株)) 入社 | 2015年 4月 | 当社専務取締役 |
| 2007年10月 | 当社執行役員 | 2017年 4月 | 当社代表取締役副社長 兼 COO |
| 2008年 4月 | 当社常務執行役員 | 2018年 4月 | 当社代表取締役 副社長執行役員 兼 COO 法人事業統括 (現任) |

取締役候補者とする理由

今井康之氏は、2007年10月に当社執行役に就任して以来、主に法人事業領域の事業統括責任者など当社における重要な役割を歴任し、当社の成長に貢献してきました。また、2017年4月からは当社代表取締役副社長に就任しており、当社グループのさらなる成長を牽引するために、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者
番号

5

ふじはら かずひこ

藤原 和彦

(1959年11月2日生 満63歳)

再任

所有する当社株式の数
1,143,600 株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

| | | | |
|-----------|---------------------------------------|----------|------------------------------|
| 1982年 4月 | 東洋工業(株) (現マツダ(株)) 入社 | 2015年 4月 | 当社専務取締役 兼 CFO |
| 2001年 4月 | ソフトバンク(株) (現ソフトバンクグループ(株)) 入社 | 2015年 6月 | ヤフー(株) (現Zホールディングス(株)) 取締役 |
| 2001年 9月 | 同社関連事業室 室長 | 2016年 9月 | ソフトバンクグループ(株)常務執行役員 |
| 2003年 5月 | ソフトバンクBB(株) (現当社) 経営企画本部長 | 2017年 6月 | 同社専務執行役員 |
| 2004年 11月 | 同社取締役CFO | 2018年 4月 | 当社取締役 専務執行役員 兼 CFO 財務統括 (現任) |
| 2006年 4月 | ボーダフォン(株) (現当社) 常務執行役員 (CFO) | 2019年 6月 | ヤフー(株) (現Zホールディングス(株)) 取締役 |
| 2007年 6月 | 当社取締役常務執行役員 兼 CFO | 2021年 3月 | Aホールディングス(株)取締役 (現任) |
| 2012年 6月 | 当社取締役専務執行役員 兼 CFO | | |
| 2014年 6月 | ソフトバンク(株) (現ソフトバンクグループ(株)) 取締役 常務執行役員 | | |

取締役候補者とする理由

藤原和彦氏は、2006年4月に当社常務執行役員 (CFO) に就任して以来、一貫して経営企画、財務経理、購買を中心とした財務領域の責任者として経営全般に渡り重要な役割を担い、当社の成長に貢献してきました。当社グループのさらなる成長を牽引するために、引き続き取締役として選任をお願いするものです。米国会計士(イリノイ州)。

候補者
番号

6

そん まさよし

孫 正義

(1957年8月11日生 満65歳)

再任

所有する当社株式の数
3,200,000 株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

| | | | |
|----------|--|-----------|------------------------------------|
| 1981年 9月 | (株)日本ソフトバンク (現ソフトバンクグループ(株)) 設立、代表取締役社長 | 2017年 6月 | ソフトバンクグループ(株)代表取締役会長 兼 社長 |
| 1996年 1月 | ヤフー(株) (現Zホールディングス(株)) 代表取締役社長 | 2018年 4月 | 当社取締役会長 |
| 2006年 4月 | ボーダフォン(株) (現当社) 取締役会議長、代表執行役社長 兼 CEO | 2018年 6月 | ソフトバンクグループ(株)代表取締役 (現任) |
| 2007年 6月 | 当社代表取締役社長 兼 CEO | 2020年 11月 | ソフトバンクグループ(株)代表取締役 会長 兼社長執行役員 (現任) |
| 2015年 4月 | 当社代表取締役会長 | 2021年 4月 | 当社創業者 取締役 (現任) |
| 2015年 6月 | ヤフー(株) (現Zホールディングス(株)) 取締役 | | |
| 2016年 3月 | ソフトバンクグループインターナショナル合同会社 (現ソフトバンクグループ(株) ジャパン(株)) 職務執行者 | | |

取締役候補者とする理由

孫正義氏は、ソフトバンクグループ(株)創業者として企業経営・事業戦略・M&A等に関する豊富な知識、経験を有しています。当社の経営判断・意思決定の過程において、同氏の助言を当社グループのさらなる成長に生かすため、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者
番号

7

ほりば あつし
堀場 厚

(1948年2月5日生 満75歳)

社外 独立 再任

所有する当社株式の数
3,300 株**略歴、地位、担当および重要な兼職の状況**

| | | | |
|----------|---------------------------------|----------|------------------------------|
| 1972年 9月 | (株)堀場製作所入社 | 2005年 6月 | (株)堀場製作所代表取締役会長 兼 社長 |
| 1982年 6月 | 同社取締役 | 2016年 4月 | (株)堀場エステック代表取締役会長 (現任) |
| 1988年 6月 | 同社専務取締役 | 2018年 1月 | (株)堀場製作所代表取締役会長兼グループCEO (現任) |
| 1992年 1月 | 同社代表取締役社長 | 2018年 6月 | 当社社外取締役 (現任) |
| 1995年 6月 | (株)エステック (現 (株)堀場エステック) 代表取締役社長 | 2021年 6月 | 住友電気工業(株)社外取締役 (現任) |

社外取締役候補者とする理由および期待される役割の概要

堀場厚氏は、1992年から現在に至るまで31年間に渡り(株)堀場製作所代表取締役を務め、グローバルに同社グループの成長をリードする等、豊富な経営経験を有しております。同氏の知識と経験に基づき当社の経営を監督していただくとともに、当社経営全般に助言を頂戴することを期待しており、さらなる当社グループの成長およびコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。

2022年度の当社取締役会への出席は13回中12回、その出席率は92.3%でした。

また、同氏は現在当社の社外取締役（独立役員）であり、その就任期間は本総会終結の時をもって5年間です。

候補者
番号

8

かみがま たけひろ
上釜 健宏

(1958年1月12日生 満65歳)

社外 独立 再任

所有する当社株式の数
一 株**略歴、地位、担当および重要な兼職の状況**

| | | | |
|----------|--------------------------|----------|--|
| 1981年 4月 | 東京電気化学工業(株) (現TDK(株)) 入社 | 2018年 6月 | 当社社外取締役 (現任) |
| 2002年 6月 | 同社執行役員 | 2018年 6月 | TDK(株)ミッションエグゼクティブ |
| 2003年 6月 | 同社常務執行役員 | 2021年 3月 | コクヨ(株)社外取締役 (現任) |
| 2004年 6月 | 同社取締役専務執行役員 | 2021年 7月 | コンテンポラリー・アンプレックス・テクノロジー・ジャパン(株) (Contemporary Amperex Technology Co., Limited (CATL) 日本法人) |
| 2006年 6月 | 同社代表取締役社長 | | Chief Consultant (現任) |
| 2016年 6月 | 同社代表取締役会長 | 2021年 8月 | (株)Gamaエキスパート代表取締役 (現任) |
| 2017年 6月 | オムロン(株)社外取締役 (現任) | | |
| 2018年 3月 | ヤマハ発動機(株)社外取締役 (現任) | | |

社外取締役候補者とする理由および期待される役割の概要

上釜健宏氏は、2006年から12年間に渡りTDK(株)代表取締役を務め、同社事業の収益力の強化や事業領域の拡大にリーダーシップを発揮してきた豊富な経営経験を有しております。同氏の知識と経験に基づき当社の経営を監督していただくとともに、当社経営全般に助言を頂戴することを期待しており、さらなる当社グループの成長およびコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。

2022年度の当社取締役会への出席は13回中13回、その出席率は100%でした。

また、同氏は現在当社の社外取締役（独立役員）であり、その就任期間は本総会終結の時をもって5年間です。

候補者
番号

9

おおき かずあき

大木 一昭

(1957年5月30日生 満66歳)

社外 独立 再任

所有する当社株式の数
1,000 株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

| | | | |
|-----------|-------------------------------------|----------|--------------------------------|
| 1984年 10月 | 青山監査法人入所 | 2017年 7月 | 欧州静岡銀行社外取締役 (現任) |
| 2003年 7月 | 中央青山監査法人 代表社員 | 2018年 3月 | ニッセイプライベートリート投資法人監 督役員 (現任) |
| 2006年 9月 | あらた監査法人 (現 PwCあらた有 限責任監査法人) 代表社員 | 2018年 6月 | 当社社外取締役 (現任) |
| 2017年 7月 | 大木公認会計士事務所所長 (現任) | 2018年 6月 | 千代田監査法人統括代表社員 (現任) |

社外取締役候補者とする理由および期待される役割の概要

大木一昭氏は、公認会計士として豊富な知識と経験を有しております。同氏の知識と経験に基づき当社の経営を監督していただくとともに、当社経営全般に助言を頂戴することを期待しており、さらなる当社グループの成長およびコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。

なお、同氏は社外取締役または社外監査役となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しています。

2022年度の当社取締役会への出席は13回中13回、その出席率は100%でした。

また、同氏は現在当社の社外取締役 (独立役員) であり、その就任期間は本総会終結の時をもって5年間です。

候補者
番号

10

うえむら きょうこ

植村 京子

(1961年7月22日生 満61歳)

社外 独立 再任

所有する当社株式の数
2,100 株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

| | | | |
|----------|----------------------------------|-----------|---|
| 1994年 4月 | 大阪地方裁判所判事補 | 2017年 6月 | MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス(株)社外監査役 (現任) |
| 2004年 4月 | 静岡家庭裁判所沼津支部判事 | 2018年 6月 | 当社社外取締役 (現任) |
| 2005年 4月 | 横浜地方裁判所判事 | 2018年 10月 | 深山・小金丸法律会計事務所パートナ ー弁護士 (現任) |
| 2008年 4月 | 弁護士登録 | 2021年 3月 | マブチモーター(株)社外取締役 監査等委員 外監査役 |
| 2008年 4月 | LM法律事務所 弁護士 | | |
| 2009年 6月 | ヤフー(株) (現Zホールディングス(株)) 社 外監査役 | | |

社外取締役候補者とする理由および期待される役割の概要

植村京子氏は、弁護士として豊富な知識と経験を有しております。同氏の知識と経験に基づき当社の経営を監督していただくとともに、当社経営全般およびリスク管理に助言を頂戴することを期待しており、さらなる当社グループの成長およびコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。

なお、同氏は社外取締役または社外監査役となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しています。

2022年度の当社取締役会への出席は13回中13回、その出席率は100%でした。

また、同氏は現在当社の社外取締役 (独立役員) であり、その就任期間は本総会終結の時をもって5年間です。

候補者
番号

11

こし なおみ
越 直美

(1975年7月5日生 満47歳)

社外 独立 再任

所有する当社株式の数
一 株**略歴、地位、担当および重要な兼職の状況**

| | | | |
|----------|--------------------------------|----------|------------------------|
| 2002年10月 | 弁護士登録 | 2012年 1月 | 大津市長 |
| 2002年10月 | 西村総合法律事務所（現 西村あさひ法律事務所）弁護士 | 2020年 3月 | (株)ブイキューブ社外取締役（現任） |
| 2009年 6月 | ハーバード大学ロースクール修了 | 2020年 9月 | 三浦法律事務所パートナー弁護士（現任） |
| 2009年10月 | デベヴォイズ・アンド・プリンプトン法律事務所 勤務 | 2021年 1月 | カリフォルニア州弁護士登録 |
| 2010年 1月 | ニューヨーク州弁護士登録 | 2021年 2月 | OnBoard(株)代表取締役CEO（現任） |
| 2010年 9月 | コロンビア大学ビジネススクール日本経済経営研究所 客員研究員 | 2021年 6月 | 当社社外取締役（現任） |

社外取締役候補者とする理由および期待される役割の概要

越直美氏は、弁護士として国内外での豊富な知識と経験を有しているほか、地方自治体における取り組みや女性活躍推進の支援など多様な活動に携わっています。同氏の知識と経験に基づき当社の経営を監督していただくとともに、当社経営全般およびリスク管理に助言を頂戴することを期待しており、さらなる当社グループの成長およびコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。

2022年度の当社取締役会への出席は13回中13回、その出席率は100%でした。

また、同氏は現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって2年間です。

- (注) 1. 宮内謙氏は、Aホールディングス(株)の代表取締役を兼任しており、当社は、同社と出向に関する契約の締結、事務所の賃貸借に関する取引等を行っています。
2. 宮川潤一氏は、Wireless City Planning(株)の代表取締役を兼任しており、当社は、同社と出向に関する契約の締結、事務所の賃貸借および業務委託に関する取引等を行っています。また、当社は、同氏に対して、当社株式の購入を資金使途に指定した貸付を行っています。
3. 当社は、今井康之氏に対して、「ソフトバンク株式会社2018年3月新株予約権」の権利行使に関する費用の支払いを資金使途に指定した貸付を行っています。
4. 当社は、藤原和彦氏に対して、「ソフトバンク株式会社2018年3月新株予約権」の権利行使に関する費用の支払いを資金使途に指定した貸付を行っています。
5. 孫正義氏は、ソフトバンクグループ(株)の代表取締役を兼任しており、当社は、同社と出向に関する契約の締結、事務所の賃貸借および業務委託に関する取引等を行っています。また、同氏は、公益財団法人孫正義育英財団の代表理事を兼任しており、当社は、同財団と出向に関する契約等を締結しています。また、同氏は、孫アセットマネージメント合同会社の代表社員を兼任しており、当社は、同社とオフィスサービスに関する契約等を行っています。
6. 堀場厚氏は、(株)堀場製作所の代表取締役を兼任しており、当社は、同社と業務委託および通信サービスに関する取引等を行っています。ただし、その取引額は当社の「営業費用」または「売上高」の0.1%未満であり、極めて僅少です。また、同氏は、(株)堀場エステックの代表取締役を兼任しており、当社は、同社と機器保守に関する取引等を行っています。ただし、その取引額は当社の「売上高」の0.1%未満であり、極めて僅少です。

7. その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
8. 当社の親会社（ソフトバンクグループ㈱およびソフトバンクグループジャパン㈱）、当社の兄弟会社であった Sprint Corporation（現Sprint LLC）および当社の子会社（Aホールディングス㈱およびHAPSモバイル㈱）における取締役候補者の過去10年間および現在における業務執行者としての地位および担当は、「略歴、地位、担当および重要な兼職の状況」に記載のとおりです。また、上記に含まれないものとしては、以下のとおりです。
- 宮内謙氏は、当社の親会社であるソフトバンクグループインターナショナル合同会社（現ソフトバンクグループジャパン㈱）の職務執行者を2018年6月まで、当社の兄弟会社であったビー・ビー・ケーブル㈱の代表取締役を2013年6月まで、当社の兄弟会社であった当社の子会社のソフトバンク・ペイメント・サービス㈱（現SBペイメントサービス㈱）の代表取締役を2013年6月まで、当社の子会社であるSB C&Sホールディングス合同会社（現SB C&S㈱）の職務執行者を2018年3月まで、Wireless City Planning㈱の代表取締役を2021年4月まで兼任していました。
- 宮川潤一氏は、当社の子会社であるWireless City Planning㈱およびBホールディングス㈱の代表取締役を兼任しています。また、当社の子会社であるBBIX㈱の代表取締役を2014年10月まで、ビー・ビー・バックボーン㈱の代表取締役を2019年5月まで兼任していました。
- 榛葉淳氏は、当社の子会社であるSBペイメントサービス㈱の代表取締役を兼任しています。また、当社の兄弟会社であるテレコムプロフェッショナルサービス㈱の代表取締役を2016年9月まで、当社の子会社であるSOFTBANK TELECOM AMERICA CORP.（現SB TELECOM AMERICA CORP.）のPresident & CEOおよびテレコムエンジニアリング㈱（現SBエンジニアリング㈱）の代表取締役を2017年4月まで兼任していました。
- 今井康之氏は、当社の子会社であるSBエンジニアリング㈱の代表取締役を兼任しています。また、当社の兄弟会社であるテレコムプロフェッショナルサービス㈱の代表取締役を2015年5月まで、当社の子会社であるソフトバンク・ペイメント・サービス㈱（現SBペイメントサービス㈱）の代表取締役を2017年3月まで、SOFTBANK TELECOM AMERICA CORP.（現SB TELECOM AMERICA CORP.）のPresident & CEOを2019年2月まで兼任していました。
- 孫正義氏は、当社の兄弟会社であるスカイウォークファイナンス㈱の代表取締役およびスカイウォークファイナンス合同会社の職務執行者を2020年9月まで、SBエナジー㈱（現テラスエナジー㈱）の代表取締役を2017年10月まで、ソフトバンクロボティクスホールディングス㈱（現ソフトバンクロボティクスグループ㈱）の代表取締役を2015年3月まで、当社の兄弟会社であった当社の子会社のWireless City Planning㈱の代表取締役を2015年4月まで兼任していました。
9. 当社は、職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、現行定款において、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めており、堀場厚氏、上釜健宏氏、大木一昭氏、植村京子氏および越直美氏の各氏との間で、当該責任限定契約を締結しています。当該契約に基づく責任限度額は、法令が定める最低責任限度額となります。本議案が、原案どおり承認された場合には、各氏との間に同様の内容の契約を継続する予定です。

第3号議案 監査役3名選任の件

現任監査役4名のうち、島上英治氏、山田康治氏および君和田和子氏の3名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものです。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりです。

| 候補者番号 | 氏名 | 現在の当社における地位 |
|-------|---|-------------|
| 1 | <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; margin-right: 5px;">再任</div> <div style="margin-left: 10px;"> <small>しまがみ えいじ</small> 島上 英治 </div> </div> | 常勤監査役 |
| 2 | <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid green; padding: 2px; margin-right: 5px;">新任</div> <div style="margin-left: 10px;"> <small>こじま しゅうじ</small> 小嶋 修司 </div> <div style="margin-left: 10px;"> <div style="border: 1px solid orange; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">独立役員</div> <div style="border: 1px solid blue; padding: 2px;">社外監査役</div> </div> </div> | — |
| 3 | <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; margin-right: 5px;">再任</div> <div style="margin-left: 10px;"> <small>きみわ だ かずこ</small> 君和田 和子 </div> </div> | 非常勤監査役 |

候補者
番号

1

しまがみ えいじ
島上 英治

(1959年3月26日生 満64歳)

再任

所有する当社株式の数
20,000 株**略歴、地位および重要な兼職の状況**

| | | | |
|----------|--|----------|--|
| 1982年 4月 | 日産自動車(株)入社 | 2013年11月 | SB U.S. LLC Company Representative and CEO |
| 2000年 1月 | 日本テレコム(株) (現当社) 入社 | 2014年 4月 | 当社執行役員 兼 CCO 人事総務統括総務本部 本部長 |
| 2001年 4月 | ジェイフォン(株) (現当社) 入社 | 2018年 6月 | SB エナジー(株) (現テラスエナジー(株)) 監査役 |
| 2003年 4月 | 同社人事企画部部長 | | Bloom Energy Japan(株) 監査役 |
| 2007年10月 | ソフトバンク(株) (現ソフトバンクグループ(株)) 総務部部長 | 2019年 4月 | 当社顧問 |
| 2008年 4月 | 当社人事総務統括総務本部 執行役員本部長 | 2019年 6月 | 当社常勤監査役 (現任) |
| 2011年 6月 | ソフトバンクアットワーク(株) (現SBアットワーク(株)) 代表取締役社長 | | |

監査役候補者とする理由

島上英治氏は、2017年3月まで当社執行役員 兼 CCO 人事総務統括総務本部 本部長を務めるなど、ガバナンス・コンプライアンス・リスク管理に関する豊富な知識や経験を有しているほか、グループ企業の代表取締役社長などを務め、企業経営に関する豊富な知識や経験も有しています。それらの知識と経験に基づく専門的・多角的な見地から監査いただくために、引き続き監査役としての選任をお願いするものです。

候補者
番号

2

こじま しゅうじ
小嶋 修司

(1965年1月9日生 満58歳)

社外

独立

新任

所有する当社株式の数
一 株**略歴、地位および重要な兼職の状況**

| | | | |
|----------|-----------------------------------|----------|---------------------------------------|
| 1987年 4月 | (株)第一勧業銀行 (現 (株)みずほ銀行) 入行 | 2016年 4月 | (株)みずほ銀行常務執行役員内部監査グループ長 |
| 2002年 4月 | 同行 人事部参事役 | 2017年 4月 | (株)みずほフィナンシャルグループ執行役常務人事グループ長 |
| 2006年11月 | 同行 人事部スタッフマネジメント室長 | 2019年 4月 | (株)みずほフィナンシャルグループ執行役常務コンプライアンス統括グループ長 |
| 2009年 7月 | 同行 経営企画部関連事業室長 | 2019年 4月 | みずほ信託銀行(株)常務執行役員コンプライアンス統括グループ長 |
| 2011年 7月 | 同行 新宿西口支店長兼新宿西口支店新宿西口第一部長 | 2020年 4月 | みずほドリームパートナー(株)代表取締役社長 (現任) |
| 2013年11月 | (株)みずほフィナンシャルグループコンプライアンス統括部長 | | |
| 2015年 4月 | (株)みずほフィナンシャルグループ執行役員コンプライアンス統括部長 | | |

社外監査役候補者とする理由

小嶋修司氏は、金融機関における人事・コンプライアンス・リスク管理に関する豊富な知識と経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。その知識と経験に基づく専門的な見地から監査いただくとともに、より独立した立場からの監査を確保するため、社外監査役として選任をお願いするものです。

候補者
番号

3

きみわだ かずこ

君和田 和子

(1960年5月16日生 満63歳)

再任

所有する当社株式の数

5,000 株



略歴、地位および重要な兼職の状況

| | | | |
|----------|---|----------|-----------------------------------|
| 1982年 9月 | 公認会計士2次試験合格 | 2004年11月 | 同社経理部長 兼 関連事業室長 |
| 1983年 4月 | デロイト・ハスキング・アンド・セルズ 公認会計士共同事務所（現有限責任監査 法人トーマツ）入所 | 2007年 4月 | 同社経理部長 兼 内部統制室長 |
| 1986年 8月 | 公認会計士3次試験合格 公認会計士登録 | 2012年 7月 | 同社執行役員経理部長 兼 内部統制室長 |
| 1995年 4月 | マリノックメディカル(株)入社 | 2014年 6月 | 当社社外監査役 |
| 1996年 2月 | ソフトバンク(株)（現ソフトバンクグルー プ(株)）入社 | 2016年 6月 | 当社監査役（現任） |
| 2000年10月 | 同社経理部長 | 2016年 9月 | ソフトバンクグループ(株)執行役員 経理統括 |
| | | 2017年 6月 | 同社常務執行役員 経理統括（現任） |
| | | 2018年 6月 | ヤフー(株)（現Zホールディングス(株)）取 締役監査等委員 |

監査役候補者とする理由

君和田和子氏は、公認会計士として豊富な知識と経験を有しており、ソフトバンクグループ(株)の常務執行役員 経理統括を務めています。その知識と経験に基づく専門的な見地から監査いただくために、引き続き監査役としての選任をお願いするものです。

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社の親会社（ソフトバンクグループ(株)、当社の兄弟会社（SB U.S. LLC）および当社の兄弟会社であった当社の子会社（SB ネットワーク(株)）における監査役候補者の過去10年間および現在における業務執行者としての地位および担当は、「略歴、地位および重要な兼職の状況」に記載のとおりです。
3. 小嶋修司氏は現在みずほドリームパートナー(株)代表取締役社長ですが、2023年5月31日をもって退任する予定です。
4. 当社は、職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、現行定款において、監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めており、島上英治氏および君和田和子氏の両氏との間で当該責任限定契約を締結しています。当該契約に基づく責任限度額は、法令が定める最低責任限度額となります。本議案が、原案どおり承認された場合には、両氏との間に同様の内容の契約を継続する予定です。また、本議案において、小嶋修司氏の選任が承認された場合には、新たに同氏との間で同様の内容の契約を締結する予定です。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠の社外監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりです。

なかじま やすひろ

中嶋 康博

(1961年10月13日生 満61歳)

社外 独立 新任

所有する当社株式の数

一株



略歴、地位および重要な兼職の状況

| | | | |
|-----------|------------------------------|----------|---------------------|
| 1984年 4月 | (株)日立製作所入社 | 2012年 7月 | 同法人執行役 (品質管理担当) |
| 1991年 10月 | 青山監査法人入所 | 2014年 7月 | 同法人名古屋事務所長 |
| 1995年 3月 | 公認会計士登録 | 2017年 7月 | 同法人監視委員会委員 |
| 2006年 9月 | あらた監査法人 (現PwCあらた有限責任監査法人) 入所 | 2022年 4月 | 大阪公立大学特任教授 (現任) |
| 2007年 7月 | 同法人代表社員 | 2022年 7月 | 中嶋公認会計士事務所所長 (現任) |
| | | 2023年 3月 | (株)ブリヂストン社外取締役 (現任) |

補欠の社外監査役候補者とする理由

中嶋康博氏は、公認会計士として財務および会計に関する豊富な知識と経験を有しており、その知識と経験に基づく専門的な見地から監査いただくとともに、より独立した立場からの監査を確保するため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものです。なお、同氏は社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、同氏の高い専門性により、当社の監査を適切に遂行できるものと考えています。

- (注) 1. 中嶋康博氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、現行定款において、監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めています。当該契約に基づく責任限度額は、法令が定める最低責任限度額となります。中嶋康博氏が社外監査役に就任した場合は、同氏との間に当該契約を締結する予定です。

(ご参考)

取締役および監査役スキルマトリックス（本総会において各取締役・監査役候補者が選任された場合）

当社取締役会は、長期的な企業価値の向上を実現するため経営のかじ取り役となり、重要事項の意思決定機関として、また業務執行状況の監督機関として、経営理念である「情報革命で人々を幸せに」の実現に向け挑戦を続け、成長戦略「Beyond Carrier」による企業価値の極大化を図るべく、「適正な調査」および「十分な検討」を行った上で意思決定を行うとともに、戦略実行に伴う課題・リスクを多面的に把握し、各取締役の業務執行の状況を監督しています。また、当社監査役会は、取締役会から独立した機関として、事業年度ごとに監査の方針や計画および重点監査項目を定め、それに基づく取締役の職務執行状況の適正性について確認しています。

当社では上記を踏まえ、知識や経験・能力のバランス、多様性に配慮した構成を念頭に、経営、財務、法務/リスク、デジタル/テクノロジー、セールス/マーケティング、グローバルの各項目の観点で高度な専門的知識・経験と高い見識を有する取締役・監査役を選任しています。

凡例：主スキル◎、副スキル○

| 氏名 | 当社における地位・役職 | 主な経歴 | 性別 | 経営 | 財務 | 法務/リスク | デジタル/テクノロジー | セールス/マーケティング | グローバル |
|--------|------------------------|--------------------|--------------|---|---|--|---|---|---|
| | | | |  |  |  |  |  |  |
| | | 社外役員の主な経歴・バックグラウンド | 男性：M 女性：F | ・企業経営 | ・財務 ・会計 ・金融 ・投資 | ・法務 ・リスク ・労務 ・コンプライアンス | ・情報通信技術 ・先端テクノロジー | ・事業戦略 ・マーケティング ・営業 | ・グローバル事業 |
| 宮内 謙 | 取締役会長 | | M | ◎ | | | | ○ | ○ |
| 宮川 潤一 | 代表取締役 社長執行役員 兼 CEO | | M | ◎ | | | ○ | | ○ |
| 榛葉 淳 | 代表取締役 副社長執行役員 兼 COO | | M | ○ | | | | ◎ | |
| 今井 康之 | 代表取締役 副社長執行役員 兼 COO | | M | ○ | | | | ◎ | |
| 藤原 和彦 | 取締役 専務執行役員 兼 CFO | | M | ○ | ◎ | | | | ○ |
| 孫 正義 | 創業者 取締役 | | M | ◎ | | | ○ | | ○ |
| 堀場 厚 | 社外取締役 | (株)堀場製作所 会長 | M | ◎ | | | ○ | | ○ |
| 上釜 健宏 | 社外取締役 | TDK(株) 会長 | M | ◎ | | | ○ | | ○ |
| 大木 一昭 | 社外取締役 | 公認会計士 | M | | ◎ | | | | ○ |
| 植村 京子 | 社外取締役 | 弁護士 | F | | ○ | ◎ | | | |
| 越 直美 | 社外取締役 | 弁護士・市長（2期） | F | | | ◎ | | | ○ |
| 島上 英治 | 常勤監査役 | | M | | | ◎ | | | |
| 小嶋 修司 | 常勤監査役（社外） | みずほドリームパートナー(株)社長 | M | | ○ | ◎ | | | |
| 君和田 和子 | 非常勤監査役 | | F | | ◎ | | | | ○ |
| 工藤 陽子 | 非常勤監査役（社外） | カリフォルニア州公認会計士 | F | | ◎ | | | | ○ |

(注) 本表は各取締役・監査役が有する全てのスキルを表すものではありません。

以上

当社グループの現況

1 当連結会計年度の事業の概況

① 当連結会計年度の事業の内容

当社および当社子会社(以下「当社グループ」)は、「Beyond Carrier」戦略の下、コアビジネスである通信事業の持続的な成長を図りながら、通信キャリアの枠を超え、情報・テクノロジー領域のさまざまな分野で積極的にグループの事業を拡大することで、企業価値の最大化を目指しています。

コンシューマ事業においては、多様化するお客さまのニーズに合わせたサービスを提供するマルチブランド戦略を推進し、スマートフォンの契約数の拡大を図っています。当社は「SoftBank」ブランド、「Y!mobile」ブランド、「LINEMO」ブランドを提供しています。通信料値下げの影響が本格化しキャリア間の競争は激化しましたが、積極的な販売活動の結果、当期末のスマートフォン契約数は、前期末比で168万件増加しました。

法人事業においては、企業および産業のデジタル化の需要の高まりを背景に、クラウドやセキュリティソリューションなど継続性のある収入が成長を牽引しています。

ヤフー・LINE事業においては、2023年2月、Zホールディングス(株)は、よりプロダクトファーストの組織体制とし、Zホールディングス(株)とLINE(株)の経営統合によるシナジーの拡大を加速させるため、Zホールディングス(株)、LINE(株)、ヤフー(株)の3社を中心としたグループ内再編を実施する方針を決議しました。グループ内再編の完了時期(効力発生日)は2023年10月1日(予定)です。これにより、Zホールディングス(株)および子会社(以下「Zホールディングスグループ」)の全サービスの付加価値向上を目指します。

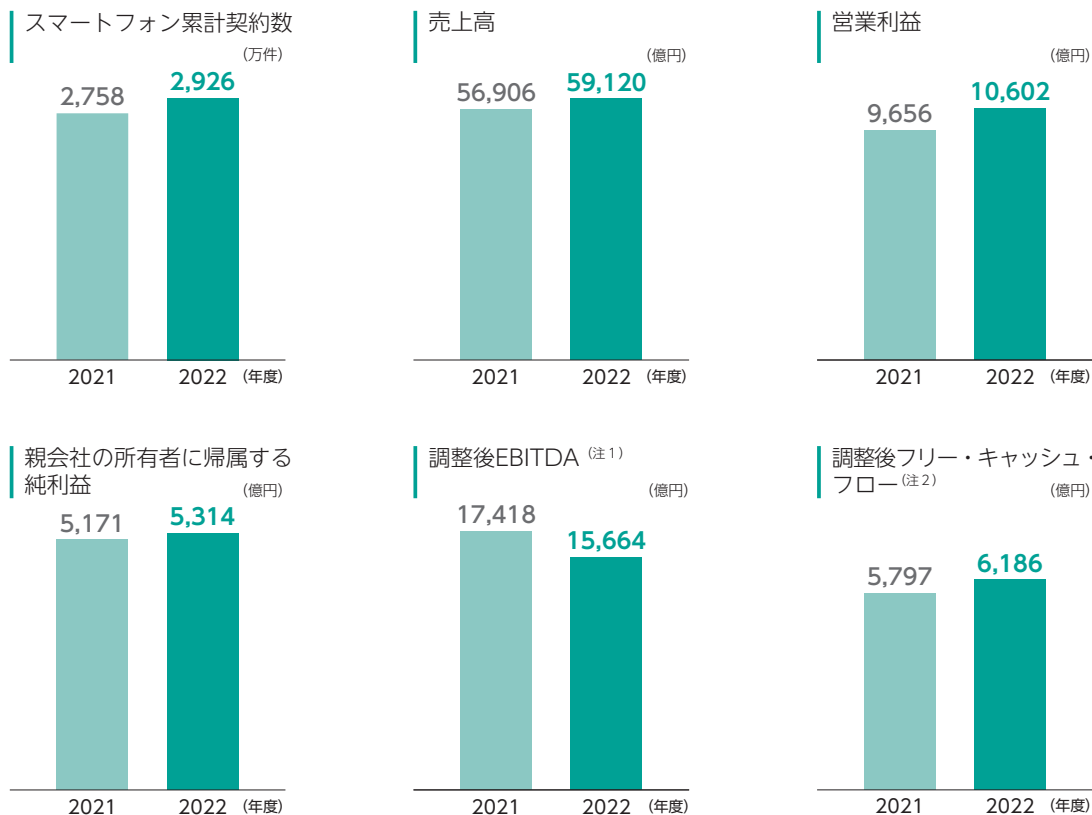
また、2022年10月1日付でPayPay(株)を子会社化したことに伴い、金融事業を新設しました。キャッシュレス決済サービス「PayPay」の登録ユーザー数は、2018年10月にサービス提供を開始してから4年4カ月という短期間で5,500万人を突破し、2023年3月末では5,664万人となりました。

以上の結果、2022年度の売上高は5兆9,120億円となり、前期比2,214億円(3.9%)増加しました。流通事業で895億円(17.9%)、金融事業で748億円(110.8%)、ヤフー・LINE事業で402億円(2.6%)、法人事業で346億円(4.8%)、コンシューマ事業で4億円(0.0%)と、全セグメントで増収となりました。

営業利益は、前期比946億円(9.8%)増の1兆602億円となりました。これは主として、PayPay(株)の子会社化に伴い段階取得に係る差益2,948億円を計上したことによるものです。

親会社の所有者に帰属する純利益は5,314億円となり、前期比143億円(2.8%)増加しました。これは主として、PayPay(株)の子会社化に伴い段階取得に係る差益の計上などで営業利益および税引前利益が増加したこと、さらに通信料の値下げの影響などによる課税所得の減少に伴い法人所得税が減少したことによるものです。

当期の調整後EBITDAは1兆5,664億円となり、前期比1,754億円(10.1%)減少しました。これは主として、PayPay(株)の子会社化に伴う段階取得に係る差益を除いた営業利益が前期比で減少したことによるものです。一方、調整後フリー・キャッシュ・フロー(Zホールディングスグループ、PayPay等除く)は、運転資金や投資の効率化等により、前期比389億円(6.7%)増加となりました。



(注) 当社は、2022年12月31日に終了した3カ月間より、共通支配下の取引について、簿価引継法から取得法に基づいて会計処理する方法へと変更しました。この変更に伴い、比較情報(2021年度)を遡及して修正しています。

- 調整後EBITDA = 営業利益 + 減価償却費及び償却費(固定資産除却損含む) + 株式報酬費用 ± その他の調整項目
- 調整後フリー・キャッシュ・フロー = フリー・キャッシュ・フロー + (割賦債権の流動化による調達額 - 同返済額)
Zホールディングスグループ、PayPay等のフリー・キャッシュ・フロー、役員への貸付などを除き、Aホールディングス(株)からの受取配当を含みます。なお、PayPay等にはAホールディングス(株)、Bホールディングス(株)、PayPay(株)、PayPayカード(株)を含みます。

② 報告セグメント別の状況

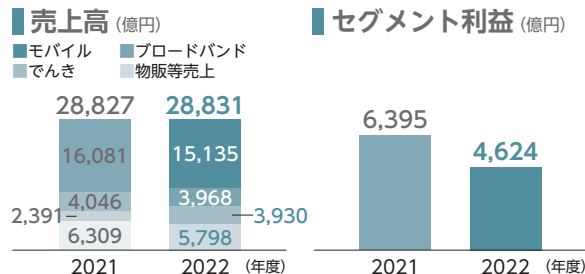


コンシューマ事業

主な事業内容

主として国内の個人のお客さまに対し、モバイルサービス、ブロードバンドサービスおよび「おうちでんき」などの電力サービスを提供しています。また、携帯端末メーカーから携帯端末を仕入れ、ソフトバンクショップ等を運営する代理店または個人のお客さまに対して販売しています。

売上高のうち、モバイル売上の減少は、スマートフォン契約数が「Y!mobile」ブランドを中心に伸びた一方で、通信料の値下げにより平均単価が減少したこと、および売上から控除される顧客獲得施策の影響などによるものです。通信料の値下げによる平均単価の減少は、主に「SoftBank」ブランド・「Y!mobile」ブランドにおける新料金プラン導入の影響、および「SoftBank」ブランドから「Y!mobile」ブランド・「LINEMO」ブランドへの移行が進んだことによるものです。ブロードバンド売上の減少は、光回線サービス「SoftBank 光」^(注)契約数が増加した一方で、キャンペーン施策により平均単価が減少したことなどによるものです。でんき売上の増加は、主として、電力市場での取引量の増加および価格の上昇などによるものです。



物販等売上の減少は、主として、端末販売台数が減少したことなどによるものです。

売上原価、販売費および一般管理費、その他の営業収益、その他の営業費用の合計(以下「営業費用」)は前期比で増加しました。これは主として、前述の端末販売台数の減少に伴い商品原価が減少した一方で、でんきに係る仕入原価が増加したことによるものです。上記の結果、セグメント利益は、前期比1,770億円(27.7%)減の4,624億円となりました。

(注) 「SoftBank 光」の契約数には、「SoftBank Air」契約数を含みます。



法人事業

主な事業内容

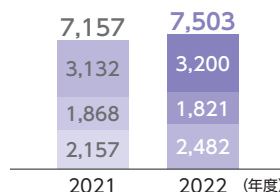
法人のお客さまに対し、モバイル回線提供や携帯端末レンタルなどのモバイルサービス、固定電話やデータ通信などの固定通信サービス、データセンター、クラウド、セキュリティ、グローバル、AI、IoT、デジタルマーケティング等のソリューション等サービスなど、多様な法人向けサービスを提供しています。

売上高のうち、モバイル売上の増加は、主として、通信売上の増加によるものです。固定売上の減少は、主として、電話サービスの契約数が減少したことによるものです。ソリューション等売上の増加は、企業のデジタル化需要をとらえ、クラウドサービスおよびセキュリティソリューションの売上が増加したことなどによるものです。

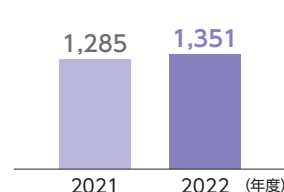
営業費用は前期比で増加しました。これは主として、

売上高 (億円)

■モバイル ■固定
■ソリューション等



セグメント利益 (億円)



ヘルスケアテクノロジーズ株式会社の子会社化に伴い段階取得に係る差益を計上したことによる営業費用の減少があった一方で、前述のソリューション等の売上の増加に伴い原価が増加したこと、訴訟に係る引当金を計上したことや、前期において一時的な費用の戻し入れがあったことによるものです。

上記の結果、セグメント利益は、前期比66億円(5.2%)増の1,351億円となりました。



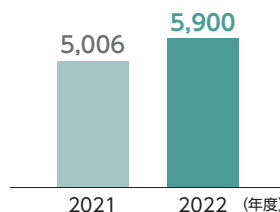
流通事業

主な事業内容

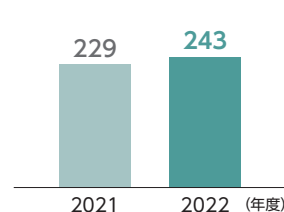
変化する市場環境を迅速にとらえた最先端のプロダクトやサービスを提供しています。法人のお客さま向けには、クラウドサービス、AIを含めた先進テクノロジーを活用した商材を提供しています。個人のお客さま向けには、メーカーあるいはディストリビューターとして、ソフトウェアやモバイルアクセサリ、IoTプロダクト等、多岐にわたる商品の企画・提供を行っています。

売上高の増加は、主として、ICT(情報通信技術)関連の商材および注力しているクラウド、SaaSなどのサブスクリプションサービスが堅調に伸びたことによるものです。

売上高 (億円)



セグメント利益 (億円)



営業費用は、主として、売上高の増加に伴い売上原価が増加したことにより、前期比で増加しました。

上記の結果、セグメント利益は、前期比14億円(6.0%)増の243億円となりました。



ヤフー・LINE事業

主な事業内容

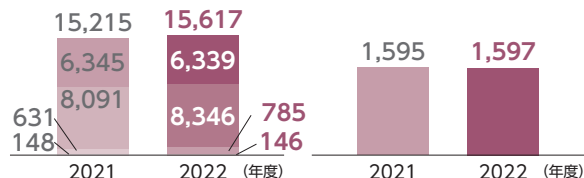
メディアおよびコマースを中心としたサービスを展開し、オンラインからオフラインまで一気通貫でサービスを提供しています。メディア領域においては、インターネット上や「LINE」での広告関連サービス、コマース領域においては「Yahoo!ショッピング」、「ZOZOTOWN」などのeコマースサービスや「ヤフオク!」などのリユースサービス、戦略領域においてはFinTech^(注)サービス等の提供を行っています。

売上高の増加は、コマース領域の増収、およびLINE(株)のアカウント広告やヤフー(株)の検索広告の売上が増加したことによるものです。

営業費用は、主として、売上原価の増加やLINE(株)および子会社における人員増加に伴う人件費の増加など

売上高 (億円)

■メディア ■コマース
■戦略 ■その他



セグメント利益 (億円)

2021 1,595
2022 1,597

により、前期比で増加しました。上記の結果、セグメント利益は、前期比3億円(0.2%)増の1,597億円となりました。

(注) FinTechとは、金融(Finance)と技術(Technology)を組み合わせた造語で、金融サービスと情報通信技術を結び付けたさまざまな革新的なサービスのことを意味します。



金融事業

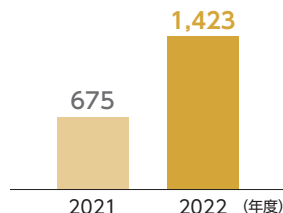
2022年10月1日付でPayPay(株)を子会社化したことに伴い、報告セグメントに「金融」を追加しました。金融事業を構成する主な事業会社は、PayPay(株)、PayPayカード(株)、SBペイメントサービス(株)、PayPay証券(株)です。

主な事業内容

QRコード決済やクレジットカードなどのキャッシュレス決済サービス、加盟店のマーケティングソリューションの開発・提供、あと払いや資産運用などの金融サービス、およびクレジットカード・電子マネー・QRコードなど多様化する決済を一括で提供する決済代行サービスなどを提供しています。

売上高の増加は、主として、2022年10月1日付で

売上高 (億円)



セグメント利益 (億円)

2021 144

2022 ▲124

PayPay(株)を子会社化したことによるものです。

営業費用は、主として、PayPay(株)の子会社化の影響により増加しました。

上記の結果、セグメント利益は、前期比268億円減の△124億円となりました。

③ 財産および損益の状況の推移

国際会計基準 (IFRS)

| 年度 (単位:百万円) | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 |
|--------------------------|-----------|------------|------------|-------------------|
| 売上高 | 4,861,247 | 5,205,537 | 5,690,606 | 5,911,999 |
| 営業利益 | 911,725 | 970,770 | 965,553 | 1,060,168 |
| 親会社の所有者に帰属する純利益 | 473,135 | 491,287 | 517,075 | 531,366 |
| 資産合計 | 9,792,258 | 12,207,720 | 13,097,464 | 14,682,181 |
| 資本合計 | 1,707,564 | 2,737,112 | 3,212,731 | 3,683,067 |
| 親会社所有者帰属持分比率 (%) | 10.2 | 12.6 | 15.0 | 15.2 |
| 親会社所有者帰属持分純利益率 (ROE) (%) | 37.9 | 38.7 | 27.3 | 25.4 |
| 1株当たり (単位:円) | | | | |
| 基本的1株当たり純利益 | 99.27 | 103.85 | 110.04 | 112.53 |
| 1株当たり親会社所有者帰属持分 | 211.03 | 327.69 | 416.51 | 470.24 |

(注) 1. 2021年度において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、2020年度の財産および損益の状況は、暫定的な会計処理の確定の内容を反映しています。

2. 共通支配下の取引（すべての結合企業または結合事業が最終的に企業結合の前後で同じ親会社によって支配され、その支配が一時的でない企業結合）として取得した子会社については、2022年度より、非支配株主が存在する中で行われた共通支配下の取引について、取得法に基づいて会計処理する方法に変更し、当該会計処理を遡及適用しています。そのため、2021年度の財産および損益の状況は、遡及修正後の数値を記載しています。詳細は、連結注記表「(会計方針の変更に関する注記) 共通支配下の取引に関する会計方針の変更および過年度連結計算書類の遡及適用に伴う影響」をご参照ください。

④ 設備投資の状況

当連結会計年度は、5Gサービスの更なる拡充のためここ数年継続しているネットワーク増強のための設備投資を効率的に行いました。その結果、当連結会計年度における設備投資総額は7,886億円となりました。

5 資金調達状況

主な資金調達は以下の通りです。^(注1)

- (1) 当社は、2022年9月に長期の事業資金を資金使途とした総額2,000億円のシンジケートローン契約を締結しました。
- (2) 当社は、リースを利用した資金調達を総額2,745億円行いました。^(注2)
- (3) 当社は、端末の割賦債権流動化を総額3,972億円行いました。
- (4) 当社は、2023年3月に額面総額1,200億円の無担保社債（愛称：ソフトバンクみらい創出債券）を個人投資家向けに発行しました。
- (5) 当社の子会社であるZホールディングス(株)は、2022年9月に額面総額600億円の無担保社債を発行しました。そのうち500億円は個人投資家向け（愛称：LINE・ヤフー債券）のものであります。
- (6) 当社の子会社であるZホールディングス(株)は、2023年1月に事業資金を資金使途とする総額200億円の再生可能エネルギー利用率目標の早期達成を目指す「サステナビリティ・リンク・ローン」を実行しました。

(注) 1. 各調達額は内部取引消去後の金額です。
2. 主にセール・アンド・リースバック取引に係る資金調達になります。

6 組織再編等の状況

- (1) 当社は、当社の子会社であるZホールディングス(株)との間で、PayPay(株)を当社およびZホールディングス(株)の連結子会社とするための一連の取引を実施しました。これにより、2022年10月にPayPay(株)は当社およびZホールディングス(株)の連結子会社となりました。
- (2) 当社の子会社であるZホールディングス(株)は、同社とLINE(株)の経営統合によるシナジーの拡大を加速させるため、同社ならびに同社の完全子会社であるLINE(株)およびヤフー(株)の3社を中心としたグループ内再編を実施する方針を2023年2月に決議しました。なお、グループ内再編の完了時期(効力発生日)は2023年10月1日(予定)です。

7 その他当社グループの現況に関する重要な事項

(1) 訴訟

当社は、現在係争中の次の訴訟の当事者となっています。

イ. 当社は、2015年4月30日に、日本郵政インフォメーションテクノロジー(株)（以下「JPiT」）を被告として、全国の郵便局等2万7千拠点を結ぶ通信ネットワークを新回線（5次PNET）へ移行するプロジェクトに関してJPiTから受注した通信回線の敷設工事等の追加業務に関する報酬等の支払いを求める訴訟を東京地方裁判所に提起しました。

当社は、2013年2月7日付で締結した契約により、全国の日本郵政グループの事業所拠点へ通信回線を整備する業務等をJPiTから受注し、その業務を遂行してきましたが、JPiTからの要請により、当初の契約における受注業務の範囲を超える業務も実施してきました。

当社は、この追加業務に関する報酬等について、JPiTとの間で、これまで長期間にわたり交渉を継続してきましたが、協議による解決には至りませんでした。このため、やむを得ず、当該追加業務に関する報酬等の支払いを求めて訴訟を提起したものです。

ロ. 当社は、2015年4月30日に、JPiTを原告、当社および㈱野村総合研究所（以下「NRI」）を共同被告とする訴訟の提起を受けました。

JPiTは、当該訴訟において、当社およびNRIに対し、上記イ. に記載の5次PNETへ移行するプロジェクトに関して両社に発注した業務の履行遅滞等に伴い損害が生じたとして、連帯してその賠償をするように求めています。

なお、当該訴訟は、2015年7月29日付で、上記ロ. の訴訟を上記イ. の訴訟に併合する決定がありました。

その後、2022年9月9日に東京地方裁判所において、JPiTから当社へ追加業務に関する報酬等1,921百万円および遅延損害金の支払い、ならびに当社からJPiTへ損害金10,854百万円および遅延損害金の支払いを命じる判決がありました。当社は当該判決を不服として、2022年9月22日に東京高等裁判所へ控訴していません。

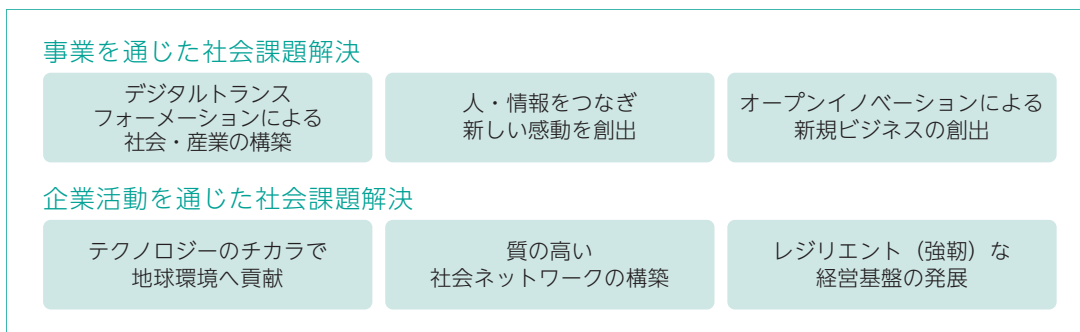
2 対処すべき課題

1 経営理念

当社グループは、「情報革命で人々を幸せに」という経営理念の下、創業以来一貫して情報革命を通じた人類と社会への貢献を推進してきました。情報・テクノロジー領域においてさまざまな事業に取り組み、「世界に最も必要とされる会社」になるというビジョンを掲げ、企業価値の最大化に取り組んでいます。

2 重要課題（マテリアリティ）

上記の経営理念に基づき、社会インフラを提供する当社グループは、本業を通じて、さまざまな社会課題の解決に貢献すべく、「すべてのモノ・情報・心がつながる世の中」の実現を通じて、持続可能な社会の維持に貢献し、中長期的な企業価値向上を達成すべく、当社グループが優先的に取り組むべき課題として、下記6つの重要課題（マテリアリティ）を特定しています。



各重要課題（マテリアリティ）の概要は、「④ 各重要課題（マテリアリティ）の概要」をご参照ください。

3 経営方針

(1) 経営環境

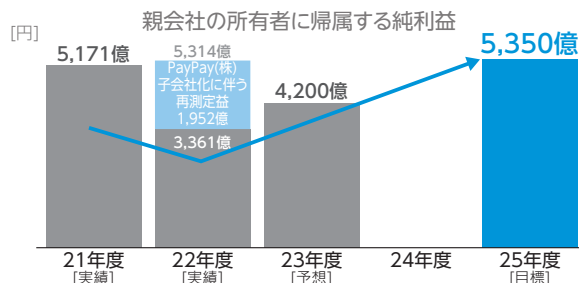
世の中を取り巻く環境は、かつてない変革期を迎えています。世界および日本の景況感、インフレ懸念の拡大や緊迫した国際情勢も加わり、非常に不透明かつ不安定な状況が継続しています。一方で、2020年より世界的に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症は、人々にテレワークやオンラインショッピング、非接触型決済などの利用を動機づけ、生活やビジネスのあらゆる場面がデジタル化されるきっかけとなりました。同年3月に商用サービスが開始された第5世代移動通信システム（5G）をはじめ、AI、IoT、ビッグデータ、ブロックチェーンなどの最先端テクノロジーにより今後も社会のデジタル化は一層進展し、産業そのものの構造が変わるデジタルトランスフォーメーション（DX）が一段と加速していくとみられています。

加えて、対話型の人工知能「ChatGPT」に代表される生成AI（文章、画像、プログラムコードなどの様々なコンテンツを生成することのできる人工知能）の登場により、今後経営環境が大きく変化する可能性があると考えています。生成AIは、ビジネスの生産性向上などに大きく寄与することが期待される一方で、個人情報の保護や情報流出の懸念、データ処理に膨大な電力を要することによる環境負荷などのリスクが指摘されており、一部の国では規制を検討する動きもみられています。

(2) 中期経営計画（2023年度～2025年度）

当社は長期的に「デジタル化社会の発展に不可欠な次世代社会インフラを提供する企業」を目指します。これは、AIの加速度的な進化により急増すると予見されるデータ処理や電力の需要に対応できる構造を持ったインフラを構築し、未来の多様なデジタルサービスを支える不可欠な存在となることを意図しています。当社は、この実現のために必要となるテクノロジーを特定し、これまで様々な準備を行ってきました。2023年度から2025年度における中期経営計画では、この実現に向けた事業基盤の再構築を目指します。

本中期経営計画では、親会社の所有者に帰属する純利益を最高益（5,350億円）とすることを財務的な目標としています。また、非財務的な目標として、自社^(注)の電力消費に占める実質再生可能エネルギーの比率を、2025年度に50%にすることを目指しています。さらに2030年度にはその割合を100%に引き上げるとともに、その半分以上を再生可能エネルギーによる発電で調達することを掲げています。



(注) ソフトバンク(株)およびWireless City Planning(株)の合計

なお、当社の2023年度の業績予想は以下の通りです。

連結業績予想

| | 2022年度 実績 | 2023年度 予想 | 増減額 | 増減率 |
|---------------------|--------------|--------------|----------|------|
| 売上高 | 5兆9,120億円 | 6兆円 | 880億円 | 1.5% |
| 営業利益 | 1兆602億円 | 7,800億円 | △2,802億円 | △26% |
| 親会社の所有者に帰属する 純利益 | 5,314億円 | 4,200億円 | △1,114億円 | △21% |
| 1株当たり配当金 | 86円 | 86円 | - | - |

セグメント別 営業利益予想

| | 2022年度 実績 | 2023年度 予想 | 増減額 | 増減率 |
|---|--------------|--------------|----------|------|
| コンシューマ事業 | 4,624億円 | 4,700億円 | 76億円 | 2% |
| 法人事業 | 1,351億円 | 1,525億円 | 174億円 | 13% |
| 流通事業 | 243億円 | 267億円 | 24億円 | 10% |
| ヤフー・LINE事業 | 1,597億円 | 1,760億円 | 163億円 | 10% |
| 金融 | △124億円 | △200億円 | △76億円 | - |
| その他 ^{(注1)(注2)} | △39億円 | △252億円 | △214億円 | - |
| 小計 | 7,653億円 | 7,800億円 | 147億円 | 2% |
| PayPay(株)子会社化に伴う段階 取得に係る差益 ^(注2) | 2,948億円 | - | △2,948億円 | - |
| 営業利益 | 1兆602億円 | 7,800億円 | △2,802億円 | △26% |

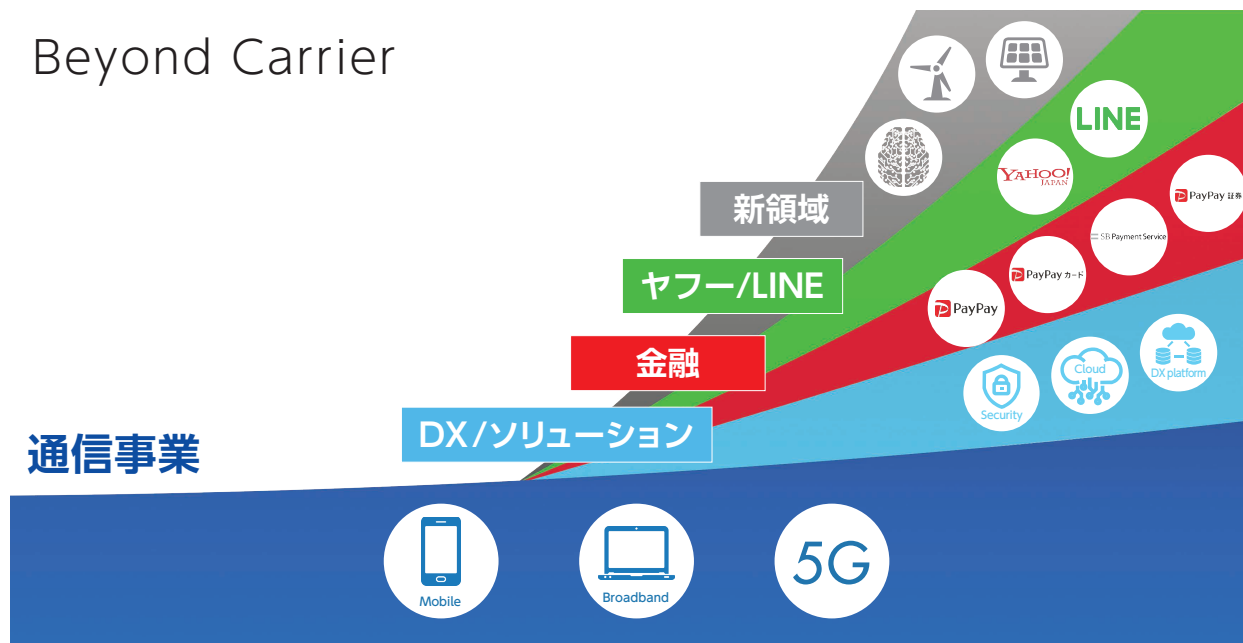
(注) 1. 「その他」には、「コンシューマ」、「法人」、「流通」、「ヤフー・LINE」および「金融」の報告セグメントに含まれない情報や、セグメント間取引の消去、各報告セグメントに配分していない費用を集約した「調整額」が含まれています。

2. 報告セグメントに含まれない「その他」は、上記表内の「その他」と「PayPay(株)子会社化に伴う段階取得に係る差益」の合計です。

(3) 事業戦略

当社グループの掲げる成長戦略「Beyond Carrier」は、コアビジネスである通信事業の持続的な成長を図りながら、通信キャリアの枠を超え、情報・テクノロジー領域のさまざまな分野で積極的にグループの事業を拡大することで、企業価値の最大化を目指すものです。また、通信事業とそれらのグループ事業との連携を強化することで、通信事業の競争力を強化するとともに、グループ事業のサービス利用者数の拡大やユーザーエンゲージメントの向上といったシナジーを創出することを推進しています。

Beyond Carrier





1. 通信事業のさらなる成長

当社グループのビジネスの基盤となる通信事業では、5Gの展開やスマートフォン・ブロードバンドの契約数の拡大、モバイルサービスにおけるARPU（1契約当たりの月間平均収入）の向上を図ることで、さらなる成長を目指します。

(a) スマートフォン契約数・ブロードバンド契約数の拡大

当社グループは特長の異なる3つのモバイルブランドを展開することで、大容量ユーザーから節約志向まで、幅広いユーザーのニーズに 대응しています。引き続き、ポータルサイト「Yahoo! JAPAN」の各種サービスやコミュニケーションサービス「LINE」、キャッシュレス決済サービス「PayPay」といった、当社グループが提供するさまざまなサービスとの連携を強化することで、スマートフォン契約数の着実な拡大を図ります。また、「SoftBank 光」を中心とする家庭向け高速インターネットサービスについても、販売の拡大に注力します。

(b) モバイルサービスにおけるARPUの向上

当社グループはモバイルサービスにおいて、セキュリティや端末保証、エンターテインメント、店舗でのサポートなどの領域で、ユーザーにとって魅力的な付加価値サービスを拡充することにより、ARPUの向上を図ります。

(c) 5Gの展開

当社グループが2020年3月に商用サービスの提供を開始した5Gは、人口カバー率90%を突破し、その後もエリアを拡大しています。これまではノンスタンドアローン方式と呼ばれる5Gサービスで、超高速・大容量の通信のみを実現していました。今後はスタンドアローン方式と呼ばれる5Gサービスの高度化を順次進めることにより、超高速・大容量、超低遅延、多数同時接続の通信を実現し、これらの特長を生かした5Gサービスの提供を目指しています。一方、設備投資については、既存の基地局サイトを最大限に活用するほか、他社との協業、通信設備の効率化などのさまざまな工夫を行うことで、コスト効率化を図ります。

2. 法人事業におけるDX/ソリューションビジネスの拡大



当社グループは、法人顧客向けに通信サービスを提供することに加えて、急速に拡大する企業のデジタル化ニーズに応えたDX/ソリューション商材の販売に注力し、新規顧客の獲得および顧客1社当たりの取引額拡大を目指します。また、社員のリスクルや採用活動を通じてデジタル人材を確保し、企業の抱える課題を解決する高付加価値なソリューションの提案を行います。さらに最先端テクノロジーの知見を駆使し、社会課題の解決に繋がる新事業の創出を目指します。

3. ヤフー・LINE事業の成長



当社グループはヤフー・LINE事業において、ポータルサイト「Yahoo! JAPAN」やコミュニケーションサービス「LINE」など、日本最大級のユーザー基盤を有するインターネットサービスを提供しています。同事業では、検索やニュース、オンラインショッピングなど、多様なサービスを展開しています。

(a) コマース領域の成長

オンラインショッピングなどを扱うコマース領域では、ユーザーのニーズが多様化する中、「Yahoo!ショッピング」や「ZOZOTOWN」など、特長の異なる複数のコマースサービスを展開することで幅広いユーザーの取り込みを図っています。今後は、オンラインとオフラインの融合や配送品質の向上、コミュニケーションを軸とした新たなショッピング体験の追求を通じて、eコマース取扱高の成長と収益性の両立を目指します。

(b) メディア領域の拡大

インターネット広告などを扱うメディア領域では、広告の表示デザインの改善や配信精度の向上などにより広告単価を高めることで、既存広告の売上の最大化を図るとともに、新たなマーケットの開拓にも取り組みます。

4. 金融事業の成長



当社は2022年度 第3四半期より金融事業を新設しました。金融事業には、PayPay(株)とPayPayカード(株)に加えて、決済代行サービスを提供するSBペイメントサービス(株)やスマートフォン専門の証券サービスを提供するPayPay証券(株)などが含まれます。

(a) 「PayPay」のさらなる成長と周辺金融サービスの成長促進

2023年4月から解禁されたデジタル給与払いへの参入など新たな機会を捉えるとともに、グループシナジーで「PayPay」のさらなる成長を図ります。加えて、「PayPay」の決済プラットフォームとしての強みを生かし周辺金融サービスの成長を促進することにより、当社グループの金融事業の拡大を目指します。

(b) 決済代行サービスの決済取扱高の最大化

SBペイメントサービス(株)が提供する決済代行サービスにおいては、当社の通信料金などの決済以外の領域（非通信領域）における決済機会を積極的に取り込み、決済取扱高の最大化を図ります。

5. 新規事業の創出・拡大



当社グループが有する通信、eコマース、決済、SNSといった異なる複数の分野における数千万人規模のユーザー基盤を強みに、AI、FinTech、モビリティ、ヘルスケア、再生可能エネルギーなどの領域で、最先端テクノロジーを活用した革新的な新規事業の創出・拡大を目指します。

6. コスト効率化

当社グループは、事業投資を機動的に実施する一方で、コストの効率化に継続的に取り組みます。RPA/AI等を活用した業務の自動化や、在宅勤務・サテライトオフィスを活用したテレワークの推進により、社員一人当たりの生産性の向上を図ります。また、PHS・3GサービスやADSLサービスの終了などに合わせ、通信設備の最適化を実施します。加えて、グループ企業との共同購買や、グループ企業を活用した業務の内製化などを推進し、グループ全体のコスト効率化を図ります。

(4) 財務戦略

(a) 重要視する経営指標

当社グループは、調整後フリー・キャッシュ・フロー^(注)を重要な経営指標と考えています。高い株主還元を維持しながら、成長への投資を実施していくため、今後も安定的な調整後フリー・キャッシュ・フローの創出を図ります。また、健全な財務体質を維持しつつ、適切な財務レバレッジを伴った資本効率の高い経営を行ってまいります。

(b) 株主還元方針

当社では、中長期的な企業価値の向上を図るとともに、株主の皆さまに利益を還元していくことを重要な経営課題の一つとして位置付けています。

詳細は、「剰余金の配当等の決定に関する方針」をご参照ください。

(注) 調整後フリー・キャッシュ・フロー＝フリー・キャッシュ・フロー＋(割賦債権の流動化による調達額一同返済額)

4 各重要課題（マテリアリティ）の概要

(1) DXによる社会・産業の構築

5GやAIなどの最新のテクノロジーを活用し、新しい産業を創出するとともに、世の中のみならずさまざまなビジネスを変革していくためのソリューションを提供します。

(2) 人・情報をつなぎ新しい感動を創出

スマートデバイスの普及を促進し、これらを活用した新しい体験の提供を通じてお客さまの豊かなライフスタイルを実現すると同時に、人・情報をつなぎ魅力的なプラットフォームを提供し、お客さまとパートナー双方にとっての価値を生み出します。

(3) オープンイノベーションによる新規ビジネスの創出

グローバルのトップランナー企業とのつながりを生かし、新規ビジネスの創出および最新のテクノロジーやビジネスモデルを日本で展開するとともに、新たなビジネスの拡大や普及を支えていく高度な人材の育成と組織の構築を推進します。

(4) テクノロジーのチカラで地球環境へ貢献

持続可能性のある地球を次の世代につなぐため、最新のテクノロジーを活用し、気候変動への対応や循環型社会の推進、自然エネルギーの普及に貢献します。

(5) 質の高い社会ネットワークの構築

通信ネットワークはライフラインであるという考えに基づき、どんなときでも安定的につながるネットワークの維持に全力を尽くすとともに、お客さまの大切なデータを保護します。

(6) レジリエントな経営基盤の発展

コーポレート・ガバナンスの高度化を図り、ステークホルダーの皆さまとの継続的な対話を通じて、社会に信用される誠実な企業統治を行います。また、最先端テクノロジーを活用して、多様な人材が活躍できる先進的な職場環境を整備するとともに、社員とその家族の健康維持・増進に取り組む健康経営を推進し、イノベーションの創発と従業員の幸福度向上を図ります。

当社グループは今後も、「情報革命で人々を幸せに」の経営理念に基づき、事業活動と企業活動の両面で社会課題の解決に継続的に取り組むことで、持続可能な社会の実現に貢献していきます。

(ご参考) ESG

■ 地球環境問題への対応 (Environment)

当社は、事業を通して地球環境の維持・保全に積極的に取り組み、持続可能な社会の継続的發展に貢献します。

<気候変動対策への貢献>



当社は、自社の事業活動や電力消費などに伴い排出する温室効果ガス〔Scope1〕および〔Scope2〕を2030年までに実質ゼロにする「カーボンニュートラル2030」に加え、取引先などで排出される温室効果ガス〔Scope3〕も含めた事業活動に関係する全ての温室効果ガスの排出量（サプライチェーン排出量）を、2050年までに実質ゼロにする「ネットゼロ」の実現に取り組んでいます。長期的な目標として取り組む「ネットゼロ」では、その実現に向けてSBTi（Science-based Targetsイニシアチブ）が2021年10月に策定した「ネットゼロ基準」を視野に入れ、削減目標の達成に努めていきます。通信事業に必要な電力については、将来的にすべてを再生可能エネルギー発電で調達することを目指し、長期の再生可能エネルギー調達契約を結び、2030年には全社で使用する電力の50%以上を追加性^(注)のある再生可能エネルギーにすることで、温室効果ガスの排出を削減し、当社のカーボンニュートラルの達成と脱炭素社会の実現に貢献します。

(注) 追加性 (additionality) : 企業の選択した再生可能エネルギー調達方法が新たな再生可能エネルギー投資を促し再生可能エネルギー電源が普及すること。

<TCFD提言への対応>

当社は、2020年4月にTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）^(注) 提言への賛同を表明しました。TCFDの提言に基づき、ガバナンスを強化し、TCFDが企業に推奨する「ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標」のフレームワークにそって、積極的な情報開示とその充実に取り組んでいきます。

当社の気候変動に係るリスクと機会および温室効果ガス排出量等の環境負荷データについては、当社サステナビリティレポートに掲載しています。

<https://www.softbank.jp/corp/sustainability/reports/>



(注) Task Force on Climate-related Financial Disclosures : 2015年に金融安定理事会 (FSB) により設立された、気候変動が事業に与えるリスクと機会の財務的影響に関する情報開示を企業に推奨する国際的イニシアチブ。

<循環型社会の推進>

資源の有効活用を図るため、使用済み携帯電話の本体、電池パック、充電器類をソフトバンクショップおよびワイモバイルショップで無償回収しています。また、携帯電話を分解する体験を通じ、リサイクルの大切さを学ぶ環境教室「りさ育る（りさいくる）」を自治体などと協働で開催しています。



<生物多様性の保全>

サンゴの保全活動を通して地球環境や美しい海のある未来を守るという志を同じくする沖縄県恩納村およびさまざまな企業や団体と「未来とサンゴプロジェクト」を立ち上げ、サンゴの苗の植え付けをするための募金活動、サンゴの苗の植え付けを行うボランティアツアー、ビーチクリーン活動、サンゴに関する情報発信などの取り組みを行っています。

2022年度は5月に96本、10月に40本のサンゴの苗の植え付けを実施し、これまでに累計で300本以上を植え付けています。



<自然エネルギー普及の取り組み>

当社と当社の100%子会社であるSBパワー(株)は、実質的に再生可能エネルギー比率100%かつCO2排出量ゼロ^(注1)の家庭向け料金メニュー「自然でんき」を提供しています。

あわせて、SBパワー(株)が「自然でんき」1契約につき50円/月を拠出し、森林保全団体への活動支援を行っています。^(注2)

2022年度は「自然でんき」の提供を通じて、年間でCO2排出量約3.8万t-CO2の削減効果を生み出しました。

また、企業や自治体において加速する脱炭素化の流れに応えるため、法人向け電力サービス「ソフトバンクでんき for Biz」を提供しています。「ソフトバンクでんき for Biz」では、2022年度の年間でCO2排出量約5,500t-CO2の削減効果を生み出しました。

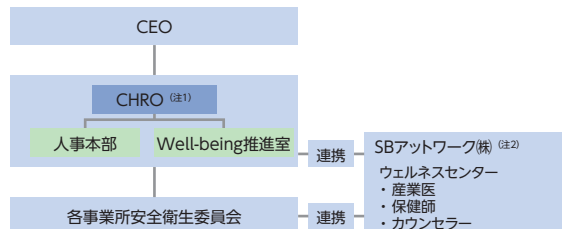
- (注) 1. お客さまへ供給する電気に、太陽光発電や水力発電などの化石燃料を使用していない「非化石電源」からつくられた電気の環境価値を証書化したものを組み合わせることで、再生可能エネルギー比率100%かつCO2排出量ゼロの電気の供給を実質的に実現します。実際にお客さまへ供給する電気が再生可能エネルギーであることを保証するものではありません。
2. 経済産業省、環境省および農林水産省が運営する「J-クレジット」認証事業を行う団体への寄付。

■ 持続可能な社会への対応 (Social)

<健康経営の推進>

当社は、「心身の健康づくりに関する基本方針」にのっとり、社員の健康維持・向上を目指しています。また、社員一人一人が心身ともに健康であることが、会社と個人の夢・志の実現に向けた原動力であり、社員の健康を維持・向上させることは重要な経営課題の一つと位置付けています。

代表取締役 社長執行役員 兼 CEO宮川 潤一が「健康経営宣言」を行い、当社らしく最先端のAI・ICTを積極的に活用し、社員とその家族の健康維持・増進に取り組む健康経営を推進しています。



(注) 1. CHRO (チーフヒューマンリソースズオフィサー) は、最高人事責任者です。
2. SBアットワーク(株)は、当社の100%子会社です。

<女性活躍推進の取り組み>

当社は女性活躍推進を目的に、女性管理職比率を2030年度までに15%、2035年度までに20%とする目標を2021年に設定しました。その達成に向けて、役員や外部の有識者などで構成する「女性活躍推進委員会」を同年7月に発足させました。同委員会では、代表取締役 社長執行役員 兼 CEO宮川潤一を委員長とし、各組織を統括する役員が推進委員を務め、女性活躍の推進・強化に向けた方針や新たな施策に関する議論、各施策の進捗確認などを実施しています。

<デジタルデバイス解消に向けた取り組み>

スマホアドバイザー制度・スマホ教室の開催

当社は、子どもから高齢者まで全ての人が使いやすく、安心・安全に利用できるスマートデバイスの普及を目指しています。スマートデバイスの普及によるデジタルデバイドを起こさないために、子どもからシニアの方まで、誰でも利用しやすい端末やプランの提供を行うだけでなく、当社のショップではスマホのプロである当社認定のスマホアドバイザーがお客さまのご相談に応えています。スマホアドバイザーは、お客さまにご利用状況をお伺いしながら、最適な料金プランのご案内や機種選びから、フィルタリングなどの初期設定、修理相談までしっかりとサポートしています。また、誰でも参加可能な講座として、タブレット教室、ネットショッピング教室、スマホ決済教室などさまざまな講座を用意しています。



自治体と連携したスマホセミナーの開催

当社は、誰もがデジタル化の恩恵を受けられる社会の実現を目指し、全国の自治体や団体、企業などと協力しスマホセミナーを開催しています。自治体などからの要望があった際に当社の講師を派遣し、誰でも参加が可能なスマホセミナーや個別説明会を開催しています。より多くの人々がスマートフォンをはじめとしたデジタル技術を活用できるようになることで、例えば自治体が広報誌の電子化を推進しやすくなったり、防災に関する詳細情報をリアルタイムで全住民に届けられるようになるといった地域のデジタル化推進につなげています。



■ コーポレート・ガバナンス（Governance）

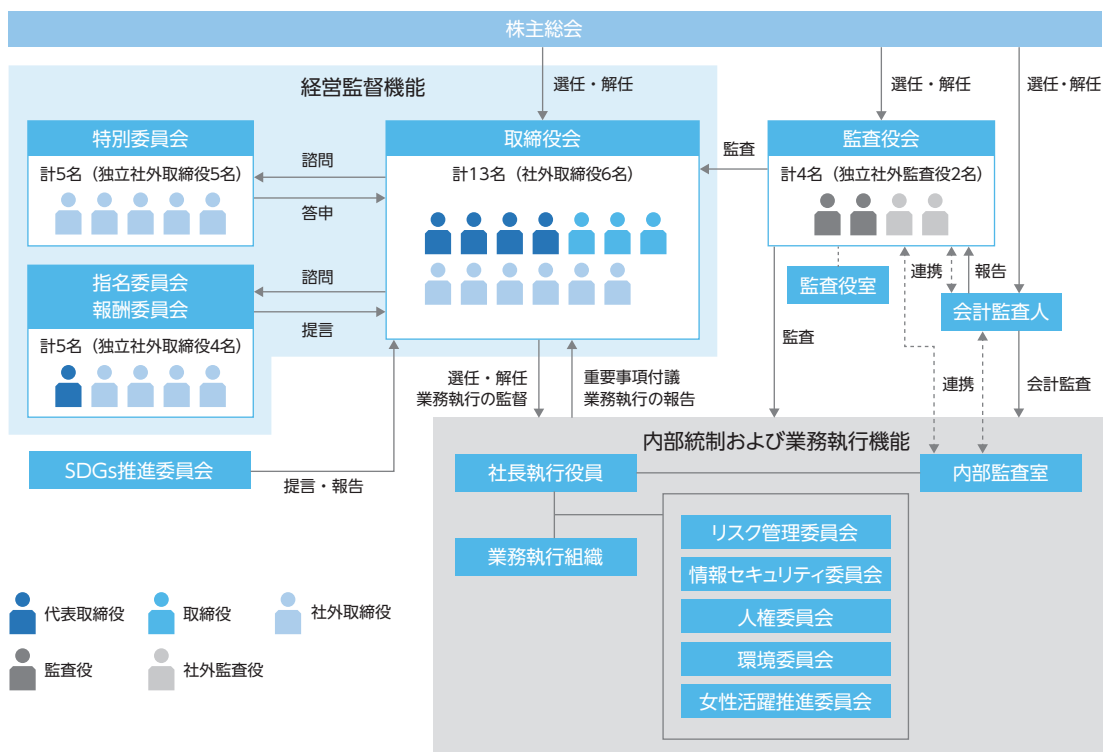
<基本的な考え方>

当社グループは、グループ共通の経営理念である「情報革命で人々を幸せに」という考え方の下、「世界に最も必要とされる会社」になるというビジョンの実現に向けて、これまで築き上げた国内での通信事業の基盤と、最先端のデジタルテクノロジーを活用した製品やサービスの提供により新しい社会基盤を作り、誰もが便利で、快適に、安全に過ごせる理想の社会の実現に取り組んでいます。

当社グループでは、このビジョンを実現するためにはコーポレート・ガバナンスの実効性の確保が不可欠との認識を有しており、当社の基本思想や理念の共有を図るとともに、グループ会社およびその役職員が遵守すべき各種規則等に基づき、グループ内のコーポレート・ガバナンスを強化しています。

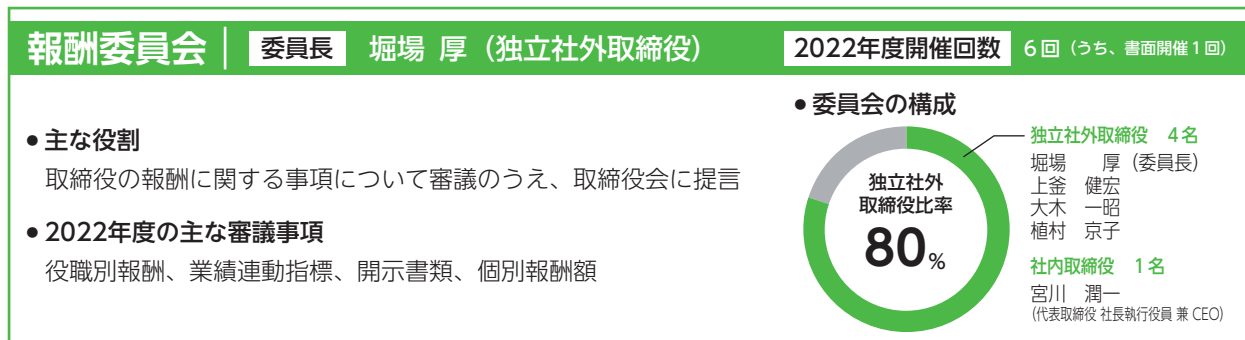
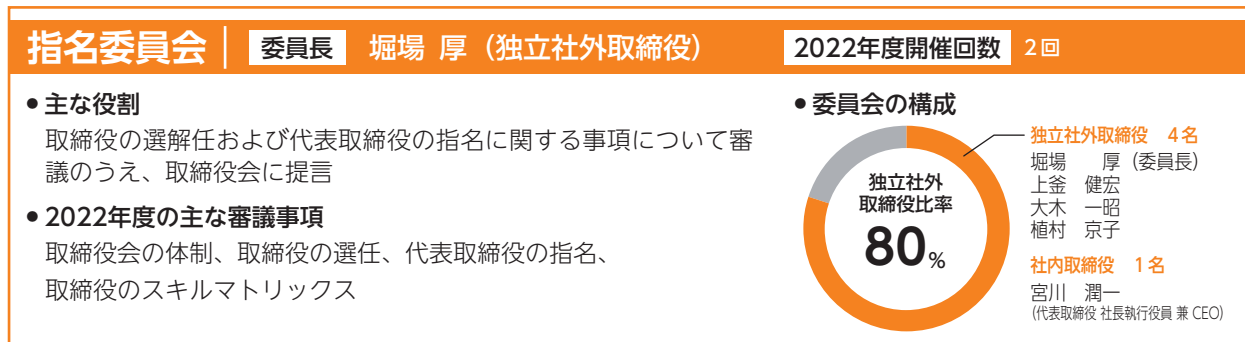
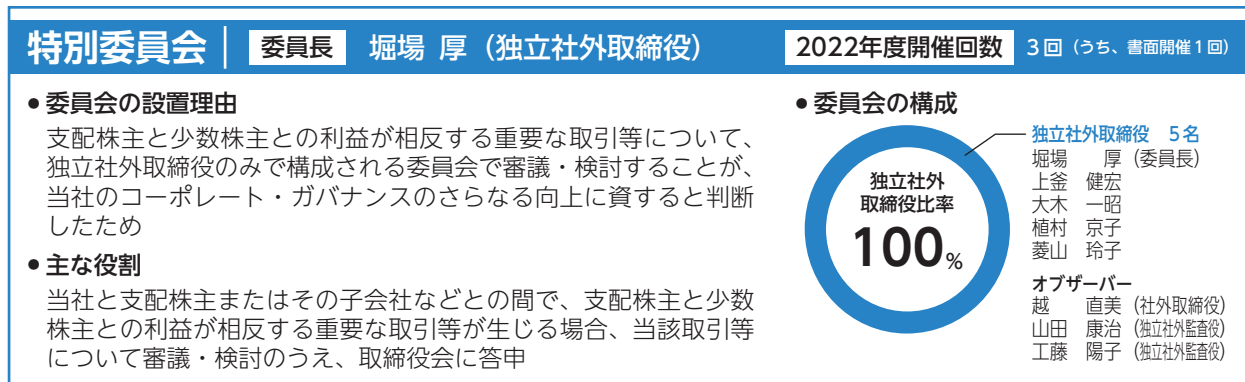
<当社のコーポレート・ガバナンス体制>

(2023年3月31日現在)



<経営監督を担う取締役会の諮問機関>

当社は、経営監督を担う取締役会の諮問機関として、「特別委員会」ならびに任意の「指名委員会」および「報酬委員会」を設置しており、各委員会の概要等は以下の通りです。なお、取締役会は各委員会の答申または提言を最大限尊重するものとしています。



③ 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は、ソフトバンクグループジャパン(株)であり、同社は当社の株式を1,914,858,070株（議決権比率40.47%）保有しています。ソフトバンクグループジャパン(株)は、ソフトバンクグループ(株)の完全子会社であり、同社も当社の親会社に該当します。

② 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 当社の議決権比率 (注1) | 主要な事業内容 |
|-----------------------------------|--------------|--------------------|---|
| Wireless City Planning (株) (注2) | 18,899百万円 | 31.8% | 電気通信事業 |
| SBパワー(株) | 400百万円 | 100.0% | 電力の売買・供給および売上の仲介サービスの提供 |
| SB C&S(株) | 500百万円 | 100.0% | IT関連製品の製造・流通・販売、IT関連サービス |
| Aホールディングス(株) (注2) | 100百万円 | 50.0% | 出資先企業の事業活動管理ならびにそれに付随する業務 |
| Zホールディングス(株) (注3) | 247,094百万円 | 64.5% (64.5%) | グループ会社の経営管理ならびにそれに付随する業務 |
| ヤフー(株) (注3) | 300百万円 | 100.0% (100.0%) | イーコマース事業、会員サービス事業、インターネット上の広告事業 |
| アスクル(株) (注2) | 21,190百万円 | 45.0% (45.0%) | オフィス関連商品の販売事業、その他の配送事業 |
| (株)ZOZO | 1,360百万円 | 51.0% (51.0%) | ファッション通販サイト「ZOZOTOWN」の企画・運営、プライベートブランド「ZOZO」の企画・開発、カスタマーサポート、物流倉庫「ZOZOBASE」の運用 |
| (株)一休 | 400百万円 | 100.0% (100.0%) | 高級ホテルや旅館、厳選レストラン等のインターネット予約サイト運営事業 |
| PayPay銀行(株) (注2) | 72,217百万円 | 46.6% (46.6%) | 銀行業 |
| LINE(株) (注3) | 34,201百万円 | 100.0% (100.0%) | モバイルメッセージ・アプリケーション「LINE」を基盤とした広告サービス、スタンプ販売およびゲームサービス等を含むコア事業、Fintech、AIおよびコマースサービスを含む戦略事業の展開 |
| LINE SOUTHEAST ASIA CORP.PTE.LTD. | 220,500千米ドル | 100.0% (100.0%) | 持株会社 |
| LINE Financial Plus Corporation | 236,738百万ウォン | 100.0% (100.0%) | LINEのグローバル金融プラットフォームサービスの企画・運用 |
| LINE Pay(株) | 21,535百万円 | 100.0% (100.0%) | 前払式支払手段の発行、販売並びに管理、電子決済システムの提供および資金移動業、「LINE 家計簿」、「LINE ポイント」等関連サービスの運営 |
| LINE Plus Corporation | 25,032百万ウォン | 100.0% (100.0%) | 海外マーケティングおよびLINE関連の各種海外サービスの開発 |

| 会社名 | 資本金 | 当社の 議決権比率 (注1) | 主要な事業内容 |
|-------------------|------------|----------------------|--------------------------|
| LINE Financial(株) | 100百万円 | 100.0% (100.0%) | 金融関連サービスの提供 |
| PayPay(株) | 116,452百万円 | 69.8% (63.8%) | モバイルペイメント等電子決済サービスの開発・提供 |
| PayPayカード(株) | 100百万円 | 100.0% (100.0%) | クレジット、カードローン |
| SBペイメントサービス(株) | 6,075百万円 | 100.0% | 決済・集金代行サービス |

- (注) 1. 当社の議決権比率欄の()内は、間接所有割合を内数で記載しています。
 2. 議決権の所有割合は100分の50以下ですが、当社が実質的に支配していると判断し、子会社としました。
 3. Zホールディングス(株)は、2023年4月28日に開催された同社の取締役会において、同社ならびにLINE(株)およびヤフー(株)を中心としたグループ内再編に係る契約の締結時期(予定)および完了時期(効力発生日)(予定)について決議しました。グループ内再編の完了時期(効力発生日)は2023年10月1日を予定しており、また、同日をもって商号をLINEヤフー(株)に変更する予定です。

4 主要な事業所 (2023年3月31日現在)

| 会社名 | 主要な拠点等 |
|--------------------------------------|---|
| ソフトバンク(株) | 本 社：東京都港区 事業所：札幌市中央区、仙台市宮城野区、名古屋市東区、大阪市北区、 石川県金沢市、広島市中区、香川県高松市、福岡市博多区 |
| Wireless City Planning (株) | 本 社：東京都港区 |
| SB/パワー(株) | 本 社：東京都港区 |
| SB C&S(株) | 本 社：東京都港区 |
| Aホールディングス(株) | 本 社：東京都港区 |
| Zホールディングス(株) | 本 社：東京都千代田区 |
| ヤフー(株) | 本 社：東京都千代田区 |
| アスクル(株) | 本 社：東京都江東区 |
| (株)ZOZO | 本 社：千葉市稲毛区 |
| (株)一休 | 本 社：東京都千代田区 |
| PayPay銀行(株) | 本 社：東京都新宿区 |
| LINE(株) | 本 社：東京都新宿区 |
| LINE SOUTHEAST ASIA CORP.PTE.LTD. | 本 社：シンガポール |
| LINE Financial Plus Corporation | 本 社：大韓民国京畿道城南市 |
| LINE Pay(株) | 本 社：東京都品川区 |
| LINE Plus Corporation | 本 社：大韓民国京畿道城南市 |

| 会社名 | 主要な拠点等 |
|-------------------|-------------|
| LINE Financial(株) | 本 社：東京都品川区 |
| PayPay(株) | 本 社：東京都港区 |
| PayPayカード(株) | 本 社：東京都千代田区 |
| SBペイメントサービス(株) | 本 社：東京都港区 |

5 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

1 企業集団の従業員の状況

| 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
|---------|-------------|
| 54,986名 | +5,405名 |

- (注) 1. 従業員増加の主な要因は、2022年10月にPayPay(株)の優先株式の全てを普通株式に転換し子会社化したことによるものです。
2. 上記従業員数には、嘱託、契約社員および派遣社員は含まれていません。

2 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前事業年度末比増減 |
|---------|-----------|
| 19,045名 | +116名 |

- (注) 上記従業員数には、嘱託、契約社員および派遣社員は含まれていません。

6 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

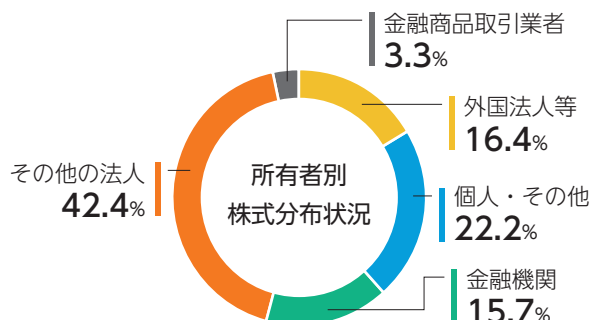
| 借入先 | 借入残高 |
|-------|--------------|
| 銀行借入 | 1,674,159百万円 |
| リース契約 | 945,308百万円 |
| 債権流動化 | 792,014百万円 |

- (注) 1. 上記銀行借入は、当社および当社の子会社であるZホールディングス(株)が、(株)みずほ銀行等をアレンジャーとする銀行団と締結したものととなります。
2. 上記リース契約は、当社および当社の子会社であるWireless City Planning(株)ならびにヤフー(株)が三菱HCキャピタル(株)、三井住友ファイナンス&リース(株)等と契約したセール・アンド・リースバック取引に係る資金調達となります。
3. 上記債権流動化は、当社の端末の割賦債権を利用した債権流動化による資金調達となります。

会社の現況

1 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 8,010,960,300株
- ② 発行済株式の総数 4,787,145,170株
(自己株式55,596,343株)
- ③ 株主数 875,428名



4 大株主

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|---|----------------|--------|
| ソフトバンクグループジャパン(株) | 1,914,858,070株 | 40.47% |
| 日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口) | 486,508,800株 | 10.28% |
| (株)日本カストディ銀行 (信託口) | 173,906,900株 | 3.68% |
| STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 | 61,673,600株 | 1.30% |
| JP MORGAN CHASE BANK 385632 | 59,488,127株 | 1.26% |
| SMBC日興証券(株) | 45,441,373株 | 0.96% |
| JP MORGAN CHASE BANK 385781 | 36,507,447株 | 0.77% |
| JPモルガン証券(株) | 29,598,029株 | 0.63% |
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株) | 29,001,005株 | 0.61% |
| SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT | 27,143,948株 | 0.57% |

(注) 1. 持株比率は自己株式 (55,596,343株) を控除して計算しています。

2. 上記の持株数のうち、日本マスタートラスト信託銀行(株)および(株)日本カストディ銀行の持株数には、信託業務に係る株式が含まれています。

5 当事業年度中に職務執行の対価として役員に交付した株式の状況

| 役員区分 | 株式の種類および数 | 交付対象者数 |
|-------------------|--------------------|--------|
| 取締役 (社外取締役を除く) | 普通株式 1,071,300株 | 5名 |

2 会社役員の様況

1 取締役および監査役の様況 (2023年3月31日現在)

| 地位 | 氏名 | 担当および重要な兼職の様況 |
|----------------------------|--------|--|
| 代表取締役会長 | 宮内 謙 | ソフトバンクグループ(株)取締役 Aホールディングス(株)代表取締役社長 (取締役会議長) |
| 代表取締役 社長執行役員 兼 CEO | 宮川 潤一 | Beyond Japan/グリーンインフラ/渉外/先端技術研究所担当 HAPSモバイル(株)代表取締役社長 兼 CEO MONET Technologies(株)取締役 Aホールディングス(株)取締役 |
| 代表取締役 副社長執行役員 兼 COO | 榛葉 淳 | コンシューマ事業統括 SBペイメントサービス(株)代表取締役社長 兼 CEO PayPay(株)取締役 |
| 代表取締役 副社長執行役員 兼 COO | 今井 康之 | 法人事業統括 |
| 取締役 専務執行役員 兼 CFO | 藤原 和彦 | 財務統括 Aホールディングス(株)取締役 |
| 創業者取締役 | 孫 正義 | ソフトバンクグループ(株)代表取締役 会長兼社長執行役員 ソフトバンクグループジャパン(株)代表取締役 |
| 取締役 | 川邊 健太郎 | Zホールディングス(株)代表取締役社長 Co-CEO (共同最高経営責任者) ヤフー(株)取締役 (株)ZOZO取締役 ソフトバンクグループ(株)取締役 |
| 取締役 社外 独立 | 堀場 厚 | (株)堀場製作所代表取締役会長兼グループCEO (株)堀場エステック代表取締役会長 住友電気工業(株)社外取締役 |
| 取締役 社外 独立 | 上釜 健宏 | オムロン(株)社外取締役 ヤマハ発動機(株)社外取締役 コクヨ(株)社外取締役 コンテンポラリー・アンプレックス・テクノロジー・ジャパン(株) (Contemporary Amperex Technology Co., Limited (CATL) 日本人) Chief Consultant (株)Gamaエキスパート代表取締役 |

| 地位 | 氏名 | 担当および重要な兼職の状況 |
|----------------|---------|--|
| 取締役 社外 独立 | 大木 一 昭 | 大木公認会計士事務所所長 欧州静岡銀行社外取締役 ニッセイプライベートリート投資法人監督役員 千代田監査法人統括代表社員 |
| 取締役 社外 独立 | 植村 京 子 | 深山・小金丸法律会計事務所パートナー弁護士 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス(株)社外監査役 |
| 取締役 社外 独立 | 菱山 玲 子 | 早稲田大学理工学術院創造理工学部経営システム工学科 教授 早稲田大学理工学術院創造理工学研究科経営システム工学専攻 教授 旭情報サービス(株)社外取締役 |
| 取締役 社外 | 越 直 美 | 三浦法律事務所パートナー弁護士 OnBoard(株)代表取締役CEO (株)ブイキューブ社外取締役 |
| 常勤監査役 | 島上 英 治 | |
| 常勤監査役 社外 独立 | 山田 康 治 | |
| 監査役 | 君和田 和 子 | ソフトバンクグループ(株)常務執行役員 経理統括 |
| 監査役 社外 独立 | 工藤 陽 子 | 中部電力(株)社外取締役 |

- (注) 1. 取締役宮内謙氏は、2023年4月1日付で当社代表取締役会長から取締役会長に異動しました。
2. 取締役宮川潤一氏は、2022年6月28日付でMONET Technologies(株)代表取締役社長 兼 CEOから取締役に異動しました。
3. 取締役川邊健太郎氏は、2023年4月1日付でZホールディングス(株)代表取締役社長 Co-CEO (共同最高経営責任者) から代表取締役会長に異動しました。
4. 取締役植村京子氏は、2023年3月30日付でマブチモーター(株)社外取締役 監査等委員を退任しました。
5. 常勤監査役島上英治氏は、2022年6月23日付でSBエナジー(株) (現テラスエナジー(株)) 監査役を退任しました。
6. 監査役阿部謙一郎氏は、2022年6月23日付で監査役を任期満了により退任しました。
7. 監査役工藤陽子氏は、2022年6月23日付で当社社外監査役に就任しました。
8. 常勤監査役山田康治氏は、金融機関において、リスク管理・コンプライアンスに関する豊富な知識と経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
9. 監査役君和田和子氏は、公認会計士の資格を有しているほか、22年間のソフトバンクグループ(株)経理部門長の業務経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
10. 監査役工藤陽子氏は、カリフォルニア州公認会計士として豊富な知識と経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
11. 2022年度における取締役会への取締役全員の平均出席率は94.67%です。

2 取締役および監査役の報酬等

(1) 取締役の個人別の報酬等の決定方針および報酬制度

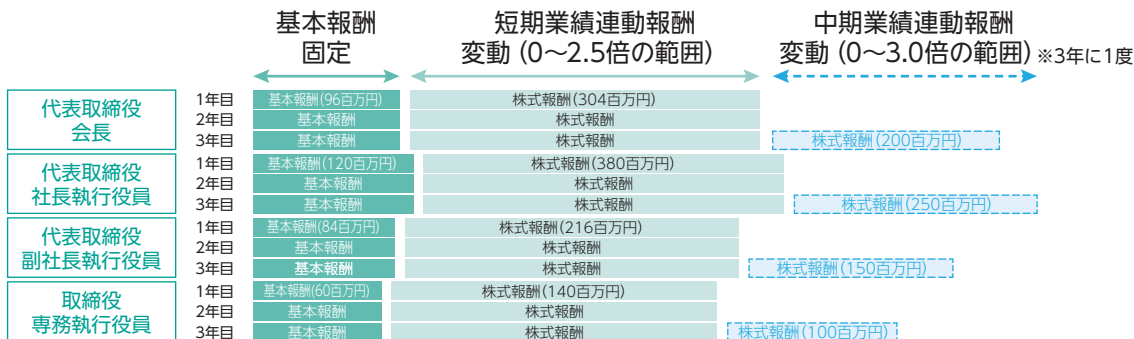
当社は、取締役の個人別の報酬等の決定方針を、報酬委員会の諮問を経て、取締役会で決定しています。当該方針および当該方針に基づく当社における取締役報酬制度の内容の概要は以下の通りです。

1. 役員報酬の決定方針の概要および決定方法

- ・第三者機関による国内企業経営者の報酬に関する調査に基づき、事業規模が概ね同程度以上の国内外企業経営者の報酬に比して高い競争力のある水準であること
- ・取締役報酬は、着実な利益成長、安定的なキャッシュ・フローの創出およびステークホルダーと良好な関係を築きつつ持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を可能とすることを目的とし、過度なリスクテイクを抑制しつつ、短期のみならず、中長期的な業績向上へ役員等の貢献意欲を高めるものであること
- ・取締役報酬の決定方法は、人事部で報酬の決定方針を策定の後、報酬委員会の諮問を経て取締役会で承認すること
- ・業務執行から独立した立場である社外取締役および取締役の業務執行を監査する監査役には、固定報酬のみを支払うものとする
- ・当社グループの支払方針として、グループ会社の役員を兼任している取締役の報酬は主たる会社から支払うものとする

2. 取締役報酬の構成

取締役（社外取締役を除く）の報酬は、固定的な報酬に加え短期業績および中長期企業価値向上へのインセンティブを引き出すため、基本報酬、短期業績連動報酬および中期業績連動報酬の構成としています。



- (注) 1. グループ会社の役員を兼任している取締役の報酬は主たる会社から支払うこととしているため、取締役孫正義氏および川邊健太郎氏に対する当社報酬は、支給対象外としています。
2. 上記は、2022年度における取締役報酬の構成です。取締役宮内謙氏が2023年4月1日付で当社代表取締役会長から取締役会長に異動したこと、また、取締役専務について、役割に鑑みた報酬の見直しを実施したことを踏まえ、2023年度においては、以下のとおり変更しています。取締役会長（基本報酬84百万円、短期業績連動報酬216百万円、中期業績連動報酬150百万円）取締役専務執行役員（基本報酬72百万円、短期業績連動報酬140百万円、中期業績連動報酬100百万円）

(a) 基本報酬（現金報酬）

基本報酬は、役職ごとに年額を定め、毎月現金で定額を支給しています。

(b) 短期業績連動報酬（株式報酬）

短期業績連動報酬は、退任までの間の譲渡制限を付す譲渡制限付株式にて、対象取締役毎に毎年、事業年度終了後の一定時期に支給するものとしています。また、各取締役の職務内容や業績を踏まえ、原則として、当該事業年度における基本報酬と短期業績連動報酬の報酬総額の支給割合を「基本報酬：短期業績連動報酬＝1：2.3～3.2」とすることを基本方針として、役職別に定める基準額の0～2.5倍の適用幅で変動させる方針です。

i. 算定方法

役職別に定める基準額に対し、毎事業年度の業績目標達成度に応じた係数（0～2.5倍、目標：1.0倍）を乗じて算定しています。

$$\text{短期業績連動報酬支給額} = \text{役職別基準額} \times \left(\text{短期業績目標達成度係数}(0\sim 2.5\text{倍}) \right)$$

短期業績目標達成度係数(0～2.5倍)

$$\left(\begin{array}{l} \text{(ア)純利益係数} \\ \times 50\% \end{array} + \begin{array}{l} \text{(イ)営業利益係数} \\ \times 50\% \end{array} \right) + \begin{array}{l} \text{(ウ)マテリアリティ係数} \\ +0\sim 5\% \end{array}$$

(注) 支給額は、上記計算式に基づき基礎となる金額を算定したうえで、必要に応じて各取締役の役割を勘案し、最終的な報酬額を決定します。

ii. 業績連動指標

短期業績目標達成度の業績連動指標として、親会社の所有者に帰属する純利益と営業利益（連結ベース、以下同様）、マテリアリティ目標を採用しています。なお、マテリアリティ目標とは、当社が持続的に成長していくために特定した6つの重要課題（マテリアリティ）の中から事業を通じた社会貢献において、特に重要なものを採用した目標です。

業績目標

| | 指標 | 採用理由 | 係数算定方法 ^(注) | 2022年度目標 (百万円) | 2022年度実績 (百万円) |
|-----|-----------------|---|---|-------------------|-------------------|
| (ア) | 親会社の所有者に帰属する純利益 | 配当原資となる親会社の所有者に帰属する純利益の指標を用いることで、ステークホルダーとの建設的な対話を行い、中長期的な企業価値の向上を取締役に意識づけるため | 目標達成度に応じて設定された比率に対し、50%を乗じて、算出します。(実績値が目標値と同水準の場合に100%と設定。) | 530,000 | 531,366 |
| (イ) | 営業利益 | 当社グループ一体となり本業から創出した利益を適正に反映する評価指標として該当するため | | 1,000,000 | 1,060,168 |

(注) 親会社の所有者に帰属する純利益と営業利益の採用に当たり、減損などの特殊要因、他の経営指標（フリー・キャッシュ・フロー等）や重大な不祥事や事故など特段の勘案すべき要素があった場合には、報酬委員会への諮問の後、係数を決定します。

マテリアリティ目標

| | 指標 | 採用理由 | 係数算定方法 | 2022年度目標 | 2022年度実績 | |
|-----|--------------------|--|---|-------------------------|----------|-----------------------|
| (ウ) | テクノロジーのチカラで地球環境へ貢献 | 基地局再生可能エネルギー比率 ^(注1) | SDGsの達成が、持続可能な社会の実現に向け当社事業を推進していくキードライバーとして重要な要素となるため | 目標達成度に応じ、0～5%の範囲で加算します。 | 70%以上 | 71.8% ^(注2) |
| | 質の高い社会ネットワークの構築 | 5G展開計画：人口カバー率 | | | 90.6%超 | 90.6%超 |
| | | ネットワーク 重大事故発生件数 情報セキュリティ 重大事故件数 | | | 0件 | 0件 |
| | DXによる社会・産業の構築 | ソリューション等売上：CAGR（年平均成長率） | | | 0件 | 0件 |
| | | | | 10% | 15.0% | |

- (注) 1. 2030年のカーボンニュートラル実現への対応です。
2. 支給額の算定に際して、当社所定の基準日で確定した数値を採用しています。

(c) 中期業績連動報酬（株式報酬）

中期業績連動報酬は、退任までの間の譲渡制限を付す譲渡制限付株式にて、対象取締役役に3か年に1回支給するものとしています。また、各取締役の職務内容や業績を踏まえ、原則として、当該事業年度における基本報酬と中期業績連動報酬の報酬総額の支給割合を「基本報酬：中期業績連動報酬＝1：1.7～2.1」を基本方針とし、中期業績連動報酬は、役職別基準額の0～3.0倍の適用幅で変動させる方針です。なお、中期業績連動報酬は、2021年度から2023年度に係る役員報酬としての支給が初回となるため、2022年度に係る役員報酬としての支給はございません。

i. 算定方法

役職別に定める基準額に対し、過去3か年の当社株主総利回り（以下「TSR」）の状況に応じた係数（0～3.0倍）を乗じて、算定しています。

$$\text{中期業績連動報酬支給額} = \text{役職別基準額} \times \text{TSR係数(0～3.0倍)}$$

※当社TSRとそのTOPIX対比を元に算出

(注) 支給額は、上記計算式に基づき基礎となる金額を算定したうえで、必要に応じて各取締役の役割を勘案し、最終的な報酬額を決定します。

ii. 業績連動指標

中期業績目標達成度の業績連動指標として、ステークホルダーとの価値共有を一層進め、中長期的な株価向上を取締役に意識づけるため、TSRを採用しており、その係数は当社のTSR実績とTOPIX対比を元に算出します。

3. 取締役の個人別報酬等の額の決定プロセスに係る方針および委任に関する事項

- (a) 取締役の個人別報酬等の額の決定プロセスに係る方針
- i. 株主総会にて現金報酬および株式報酬の上限枠を決議
 - ii. 報酬委員会にて、報酬の構成、水準、業績連動指標等について審議の上、取締役会へ提言
 - iii. 取締役会にて、報酬委員会の提言を尊重することを前提に、個人別の報酬等の額について、代表取締役 社長執行役員 兼 CEOに一任決議
 - iv. 代表取締役 社長執行役員 兼 CEOは、報酬委員会の提言および取締役会の決議内容を尊重して、個人別の報酬等の額について決定
- なお、取締役の個人別報酬等の額の決定にあたっては、報酬委員会にて役員報酬ポリシーに沿い、報酬総額と個人別報酬等の額について検討の上、取締役会へ提言を行うこととしています。

(b) 取締役の個人別報酬等の額の決定に係る委任に関する事項

| | |
|------------|---|
| 委任を受けた者の氏名 | 代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮川 潤一 |
| 委任した権限の内容 | 取締役の個人別報酬等の額の決定 |
| 権限を委任した理由 | 取締役の個人別報酬等の額の決定にあたっては、報酬委員会にて役員報酬ポリシーに沿い、報酬総額と個人別報酬等の額について検討の上、取締役会へ提言を行うこととし、委任を受ける者はその提言を尊重し決定することとしているため |

4. 取締役報酬等の返還請求について

取締役報酬等のうち、業績連動報酬については、取締役について、法令、当社の内部規程もしくは当社および取締役との間で締結された契約に重要な点で違反したと当社の取締役会が認めた場合、または、業績連動報酬の算定の基礎とした財務諸表の数値に重大な修正・訂正等が生じたと取締役会が認めた場合、その他業績連動報酬の全部または一部を、当社が無償で取得することが相当であると取締役会が認めた場合、当該取締役の職責を踏まえ、当社は、無償で報酬等の返還請求等をできるものとしています。

(2) 役員報酬等についての株主総会決議に関する事項

| | 基本報酬 (現金報酬) | | 業績連動報酬 (株式報酬) |
|------------------|--------------------------|----------------------|--------------------------|
| 株主総会決議 | 2021年6月22日 第35回定時株主総会 | 2015年2月25日 臨時株主総会 | 2021年6月22日 第35回定時株主総会 |
| 上限額 (年間) | 15億円 | 8,000万円 | 80億円 (540万株) |
| 支給対象 | 取締役 | 監査役 | 取締役 (社外取締役を除く) |
| 員数 (株主総会決議時点) | 13名 | 6名 | 7名 |

(3) 報酬等の総額、報酬等の種類別の総額、対象となる役員の員数

| 役員区分 | 報酬等の総額 (百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) | | | 対象となる 役員の員数 (名) |
|-------------------|-----------------|------------------|--------|-----|-----------------------|
| | | 基本報酬 | 業績連動報酬 | その他 | |
| 取締役 (社外取締役を除く) | 2,025 | 444 | 1,331 | 251 | 6 |
| 監査役 (社外監査役を除く) | 18 | 18 | 0 | 0 | 1 |
| 社外取締役 | 84 | 84 | 0 | 0 | 6 |
| 社外監査役 | 30 | 30 | 0 | 0 | 3 |

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人給分とは含まれていません。
 2. 「業績連動報酬」は、非金銭報酬等による株式報酬であり、当事業年度に係る短期業績連動報酬として付与を予定している譲渡制限付株式による支給予定額を記載しています。
 3. 「その他」には、非金銭報酬等として2018年3月および2021年7月に付与したストックオプションに係る当連結会計年度に会計処理（費用計上）した額を記載しており、実際に行使・売却して得られる金額とは異なります。
 4. 上記のほか、社外役員がソフトバンクグループ(株)およびその子会社から2022年度において役員として受けた報酬等はありません。
 5. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等は、「取締役の個人別の報酬等の決定方針」を踏まえ、報酬委員会の提言および取締役会の決議内容を尊重して決定されていることから、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、「取締役の個人別の報酬等の内容に関する決定方針」に沿うものであると取締役会は判断しています。

(4) 連結報酬等の総額が1億円以上である者の連結報酬等の総額等

| 氏名 | 連結報酬 等の総額 (百万円) | 役員区分 | 会社区分 | 連結報酬等の種類別の総額 (百万円) | | |
|--------|-----------------------|------|--------------|--------------------|----------|----------|
| | | | | 基本報酬 | 業績連動報酬 | その他 |
| 宮内 謙 | 470 | 取締役 | 当社 | 96 | 319 | 55 (注1) |
| 宮川 潤一 | 574 | 取締役 | 当社 | 120 | 399 | 55 (注1) |
| 榛葉 淳 | 355 | 取締役 | 当社 | 84 | 227 | 44 (注1) |
| 今井 康之 | 355 | 取締役 | 当社 | 84 | 227 | 44 (注1) |
| 藤原 和彦 | 249 | 取締役 | 当社 | 60 | 159 | 30 (注1) |
| 川邊 健太郎 | 388 | 取締役 | Zホールディングス(株) | 96 | 191 (注2) | 100 (注3) |

- (注) 1. 2018年3月および2021年7月に付与したストックオプションに係る当連結会計年度に会計処理（費用計上）した額です。
 2. Zホールディングス(株)にて支給した2022年度に係る業績連動報酬であり、現金賞与および譲渡制限付株式報酬（RS）の合計額です。
 3. Zホールディングス(株)にて支給したRSUプラン（役員報酬BIP信託）およびストックオプションの合計額です。

3 責任限定契約の内容の概要

当社と非業務執行取締役である堀場厚氏、上釜健宏氏、大木一昭氏、植村京子氏、菱山玲子氏および越直美氏ならびに各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としています。

4 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

| 区分 | 氏名 | 重要な兼職先と当社との関係 |
|-----|---------|---|
| 取締役 | 堀場 厚 | 当社は、社外取締役堀場厚氏が代表取締役を務める㈱堀場製作所との間に、通信サービス等に関する取引関係があります。ただし、その取引額は当社の「売上高」の0.1%未満であり、極めて僅少です。また、同氏が代表取締役を務める㈱堀場エステックとの間に、機器保守に関する取引関係があります。ただし、その取引額は当社の「売上高」の0.1%未満であり、極めて僅少です。また、同氏が社外取締役を務める住友電気工業㈱との間に、資材の発注および通信サービス等に関する取引関係があります。ただし、その取引額は当社の「営業費用」または「売上高」の0.1%未満であり、極めて僅少です。 |
| 取締役 | 上釜 健 宏 | 当社は、社外取締役上釜健宏氏が社外取締役を務めるオムロン㈱との間に、通信サービス等に関する取引関係があります。ただし、その取引額は当社の「売上高」の0.1%未満であり、極めて僅少です。また、同氏が社外取締役を務めるヤマハ発動機㈱との間に、基地局の設置および通信サービス等に関する取引関係があります。ただし、その取引額は当社の「営業費用」または「売上高」の0.1%未満であり、極めて僅少です。また、同氏が社外取締役を務めるコクヨ㈱との間に、オフィス工事および通信サービス等に関する取引関係があります。ただし、その取引額は当社の「営業費用」または「売上高」の0.1%未満であり、極めて僅少です。 |
| 取締役 | 植 村 京 子 | 当社は、社外取締役植村京子氏が社外取締役 監査等委員を務めていたマブチモーター㈱との間に、通信サービス等に関する取引関係があります。ただし、その取引額は当社の「売上高」の0.1%未満であり、極めて僅少です。また、同氏が社外監査役を務めるMS&ADインシュアランス グループ ホールディングス㈱との間に、通信サービス等に関する取引関係があります。ただし、その取引額は当社の「売上高」の0.1%未満であり、極めて僅少です。 |
| 取締役 | 菱 山 玲 子 | 当社は、社外取締役菱山玲子氏が教授を務める早稲田大学との間に、基地局の設置および通信サービス等に関する取引関係があります。ただし、その取引額は当社の「営業費用」または「売上高」の0.1%未満であり、極めて僅少です。また、同氏が社外取締役を務める旭情報サービス㈱との間に、通信サービス等に関する取引関係があります。ただし、その取引額は当社の「売上高」の0.1%未満であり、極めて僅少です。 |
| 取締役 | 越 直 美 | 当社は、社外取締役越直美氏が社外取締役を務める㈱ブイキューブとの間に、Web会議システムおよび通信サービス等に関する取引関係があります。ただし、その取引額は当社の「営業費用」または「売上高」の0.1%未満であり、極めて僅少です。また、同氏がパートナー弁護士を務める三浦法律事務所との間に、法務アドバイス業務等に関する取引関係があります。ただし、その取引額は当社の「営業費用」の0.1%未満であり、極めて僅少です。 |
| 監査役 | 工 藤 陽 子 | 当社は、社外監査役工藤陽子氏が社外取締役を務める中部電力㈱との間に、基地局の設置および通信サービス等に関する取引関係があります。ただし、その取引額は当社の「営業費用」または「売上高」の0.1%未満であり、極めて僅少です。 |

(注) 上記以外の社外役員の重要な兼職先と当社との間には、特別の関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

| 区分 | 氏名 | 取締役会への出席状況 ^(注) | 主な活動状況および期待される役割に関して行った職務の概要 |
|-----|-------|---------------------------|---|
| 取締役 | 堀場 厚 | 92.3% 12回/13回中 | 世界有数の分析機器メーカーの経営者としての経営全般に関する深い知識と経験に基づいて、必要な発言を行うだけでなく、少数株主の立場を踏まえた意見を述べる等、経営監督機能を十分に発揮しています。また、報酬委員会、指名委員会および特別委員会の委員長として、各委員会に出席し、必要な発言を行っています。 |
| 取締役 | 上釜 健宏 | 100% 13回/13回中 | 世界有数の総合電子部品メーカーの経営者としての経営全般に関する深い知識と経験に基づいて、必要な発言を行うだけでなく、少数株主の立場を踏まえた意見を述べる等、経営監督機能を十分に発揮しています。また、報酬委員会、指名委員会および特別委員会の委員として、各委員会に出席し、必要な発言を行っています。 |
| 取締役 | 大木 一昭 | 100% 13回/13回中 | 公認会計士としての豊富な知識と経験に基づく専門的な見地から必要な発言を行うだけでなく、少数株主の立場を踏まえた意見を述べる等、経営監督機能を十分に発揮しています。また、報酬委員会、指名委員会および特別委員会の委員として、各委員会に出席し、必要な発言を行っています。 |
| 取締役 | 植村 京子 | 100% 13回/13回中 | 弁護士としての豊富な知識と経験に基づく専門的な見地から必要な発言を行うだけでなく、少数株主の立場を踏まえた意見を述べる等、経営監督機能を十分に発揮しています。また、報酬委員会、指名委員会および特別委員会の委員として、各委員会に出席し、必要な発言を行っています。 |
| 取締役 | 菱山 玲子 | 84.6% 11回/13回中 | AI、IoTなどの先端テクノロジーを専門とする大学教授としての豊富な知識と経験に基づいて、必要な発言を行うだけでなく、少数株主の立場を踏まえた意見を述べる等、経営監督機能を十分に発揮しています。また、特別委員会の委員を務めています。 |
| 取締役 | 越 直美 | 100% 13回/13回中 | 弁護士としての専門的な見地に加え、地方自治・女性活躍推進など幅広い知識と経験から必要な発言を行うだけでなく、少数株主の立場を踏まえた意見を述べる等、経営監督機能を十分に発揮しています。 |

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いています。

| 区分 | 氏名 | 取締役会への出席状況 ^{(注1)(注2)} | 監査役会への出席状況 | 主な活動状況 |
|-----------|-------|--------------------------------|------------------|--|
| 常勤 監査役 | 山田 康治 | 100% 13回/13回中 | 100% 16回/16回中 | リスク管理・コンプライアンスに関する豊富な知識と経験に基づく専門的な見地から、意思決定の適正性を確保するために必要な助言を行っています。 |
| 監査役 | 工藤 陽子 | 100% 11回/11回中 | 100% 12回/12回中 | 財務および会計に関する豊富な知識と経験に基づく専門的な見地から、意思決定の適正性を確保するために必要な助言を行っています。 |

(注) 1. 書面決議による取締役会の回数は除いています。

2. 監査役工藤陽子氏については、2022年6月23日就任後の状況を記載しています。

(3) 親会社または当該親会社の子会社からの報酬等の総額
該当事項はありません。

(4) 社外役員に関する記載内容に対する意見
該当事項はありません。

③ 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、中長期的に企業価値を高めるとともに株主の皆さまに利益を還元していくことを重要な経営課題の一つとして位置付けています。企業価値の向上のために、5Gのさらなる高度化のための設備投資を効率的に行うことに加え、新規事業への投資も継続して取り組んでいきます。配当は、中間配当および期末配当の年2回を基本的な方針とし、安定性、継続性に配慮しつつ、業績動向、財務状況および自己株式取得を含む総還元性向などを総合的に勘案して実施していく方針です。

2021年3月期から2023年3月期においては、親会社の所有者に帰属する純利益に対する総還元性向85%程度^(注1)と定めています。上記方針の下、安定的に配当を実施し、総還元性向85%とすべく自己株式の取得および消却を行います。2023年3月期における1株当たり配当金につきましては、期末配当を43円とする予定で^(注2)、既に実施した2022年9月30日を基準日とする中間配当金1株当たり43円と合わせて、年間配当金は1株当たり86円とする予定です。

また、2024年3月期の配当については、引き続き、業績動向、財政状態、キャッシュ・フローの状況などを総合的に勘案して安定性、継続性に配慮しながら実施していく方針の下、1株当たり年間86円(うち中間配当金43円)の配当を予定しています。

当社は、これからも通信事業と新規事業で成長を続けながら、企業価値の向上に努め、株主の皆さまへの安定的な利益還元を行うことを目指します。

- (注) 1. 2021年3月期から2023年3月期の3年間の配当金支払総額と自己株式の消却額の合計÷同3年間の親会社の所有者に帰属する純利益の合計
2. 本件は、2023年5月24日に開催予定の当社取締役会に付議する予定です。

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満を四捨五入、また、記載比率は表示桁未満を四捨五入して表示しています。

連結財政状態計算書 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 |
|-----------------|-------------------|
| (資産の部) | |
| 流動資産 | |
| 現金及び現金同等物 | 2,059,167 |
| 営業債権及びその他の債権 | 2,389,731 |
| その他の金融資産 | 194,924 |
| 棚卸資産 | 159,139 |
| その他の流動資産 | 145,134 |
| 流動資産合計 | 4,948,095 |
| 非流動資産 | |
| 有形固定資産 | 1,673,705 |
| 使用権資産 | 763,598 |
| のれん | 1,994,298 |
| 無形資産 | 2,529,116 |
| 契約コスト | 334,345 |
| 持分法で会計処理されている投資 | 218,170 |
| 投資有価証券 | 241,294 |
| 銀行事業の有価証券 | 288,783 |
| その他の金融資産 | 1,528,650 |
| 繰延税金資産 | 59,608 |
| その他の非流動資産 | 102,519 |
| 非流動資産合計 | 9,734,086 |
| 資産合計 | 14,682,181 |

| 科目 | 金額 |
|-----------------------|-------------------|
| (負債及び資本の部) | |
| 流動負債 | |
| 有利子負債 | 2,064,154 |
| 営業債務及びその他の債務 | 2,317,402 |
| 契約負債 | 116,213 |
| 銀行事業の預金 | 1,472,260 |
| その他の金融負債 | 6,729 |
| 未払法人所得税 | 116,220 |
| 引当金 | 63,642 |
| その他の流動負債 | 216,018 |
| 流動負債合計 | 6,372,638 |
| 非流動負債 | |
| 有利子負債 | 4,070,347 |
| その他の金融負債 | 30,236 |
| 引当金 | 94,084 |
| 繰延税金負債 | 341,170 |
| その他の非流動負債 | 90,639 |
| 非流動負債合計 | 4,626,476 |
| 負債合計 | 10,999,114 |
| 資本 | |
| 親会社の所有者に帰属する持分 | |
| 資本金 | 204,309 |
| 資本剰余金 | 685,066 |
| 利益剰余金 | 1,392,043 |
| 自己株式 | △74,131 |
| その他の包括利益累計額 | 17,658 |
| 親会社の所有者に帰属する持分合計 | 2,224,945 |
| 非支配持分 | 1,458,122 |
| 資本合計 | 3,683,067 |
| 負債及び資本合計 | 14,682,181 |

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しています。

連結損益計算書 (2023年3月31日に終了した1年間)

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 |
|---------------|------------------|
| 売上高 | 5,911,999 |
| 売上原価 | △3,194,085 |
| 売上総利益 | 2,717,914 |
| 販売費及び一般管理費 | △1,964,580 |
| その他の営業収益 | 321,422 |
| その他の営業費用 | △14,588 |
| 営業利益 | 1,060,168 |
| 持分法による投資損益 | △47,875 |
| 金融収益 | 11,905 |
| 金融費用 | △117,212 |
| 持分法による投資の売却損益 | 1,109 |
| 持分法による投資の減損損失 | △45,227 |
| 税引前利益 | 862,868 |
| 法人所得税 | △208,743 |
| 純利益 | 654,125 |
| 純利益の帰属 | |
| 親会社の所有者 | 531,366 |
| 非支配持分 | 122,759 |
| 純利益 | 654,125 |

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しています。

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 | |
|--------------|-----------|-----------|
| (資産の部) | | |
| I 固定資産 | | |
| A 電気通信事業固定資産 | | |
| (1) 有形固定資産 | | |
| 1 機械設備 | 2,738,704 | |
| 減価償却累計額 | 2,006,806 | 731,898 |
| 2 空中線設備 | 726,934 | |
| 減価償却累計額 | 405,276 | 321,658 |
| 3 端末設備 | 287,920 | |
| 減価償却累計額 | 196,838 | 91,082 |
| 4 市内線路設備 | 25,643 | |
| 減価償却累計額 | 15,924 | 9,719 |
| 5 市外線路設備 | 89,412 | |
| 減価償却累計額 | 81,861 | 7,551 |
| 6 土木設備 | 97,563 | |
| 減価償却累計額 | 87,490 | 10,073 |
| 7 海底線設備 | 27,073 | |
| 減価償却累計額 | 24,210 | 2,863 |
| 8 建物 | 203,572 | |
| 減価償却累計額 | 105,598 | 97,974 |
| 9 構築物 | 36,936 | |
| 減価償却累計額 | 30,338 | 6,598 |
| 10 機械及び装置 | 2,051 | |
| 減価償却累計額 | 748 | 1,303 |
| 11 車両 | 3,435 | |
| 減価償却累計額 | 3,096 | 339 |
| 12 工具、器具及び備品 | 118,959 | |
| 減価償却累計額 | 92,019 | 26,940 |
| 13 土地 | | 18,121 |
| 14 建設仮勘定 | | 135,090 |
| 有形固定資産合計 | | 1,461,209 |
| (2) 無形固定資産 | | |
| 1 海底線使用权 | | 386 |
| 2 施設利用権 | | 33 |
| 3 ソフトウェア | | 458,019 |
| 4 特許権 | | 10 |
| 5 借地権 | | 67 |
| 6 周波数関連費用 | | 138,938 |
| 7 商標権 | | 175,002 |
| 8 建設仮勘定 | | 60,218 |
| 9 その他の無形固定資産 | | 13,350 |
| 無形固定資産合計 | | 846,023 |
| 電気通信事業固定資産合計 | | 2,307,232 |

| 科目 | 金額 | |
|--------------------|----|-----------|
| B 投資その他の資産 | | |
| 1 投資有価証券 | | 36,807 |
| 2 関係会社株式 | | 1,204,568 |
| 3 その他の関係会社投資 | | 50,517 |
| 4 出資金 | | 1 |
| 5 長期貸付金 | | 151 |
| 6 役員及び従業員に対する長期貸付金 | | 22,851 |
| 7 関係会社長期貸付金 | | 12,565 |
| 8 長期前払費用 | | 76,918 |
| 9 繰延税金資産 | | 104,638 |
| 10 その他の投資及びその他の資産 | | 34,653 |
| 貸倒引当金 | | △26,867 |
| 投資その他の資産合計 | | 1,516,802 |
| 固定資産合計 | | 3,824,034 |
| II 流動資産 | | |
| 1 現金及び預金 | | 237,329 |
| 2 受取手形 | | 9 |
| 3 売掛金 | | 803,622 |
| 4 契約資産 | | 8,046 |
| 5 未収入金 | | 82,705 |
| 6 リース投資資産 | | 17,352 |
| 7 商品 | | 64,686 |
| 8 貯蔵品 | | 7,400 |
| 9 前渡金 | | 882 |
| 10 前払費用 | | 61,696 |
| 11 短期貸付金 | | 11,485 |
| 12 預け金 | | 56,959 |
| 13 その他の流動資産 | | 24,003 |
| 貸倒引当金 | | △19,082 |
| 流動資産合計 | | 1,357,092 |
| 資産合計 | | 5,181,126 |

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しています。

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 | |
|------------------|---------|-----------|
| (負債の部) | | |
| I 固定負債 | | |
| 1 社債 | | 570,000 |
| 2 長期借入金 | | 1,176,430 |
| 3 リース債務 | | 459,411 |
| 4 退職給付引当金 | | 8,461 |
| 5 契約損失引当金 | | 23,113 |
| 6 資産除去債務 | | 49,451 |
| 7 その他の固定負債 | | 41,200 |
| 固定負債合計 | | 2,328,066 |
| II 流動負債 | | |
| 1 1年以内に期限到来の固定負債 | | 377,384 |
| 2 コマーシャル・ペーパー | | 8,000 |
| 3 買掛金 | | 107,203 |
| 4 短期借入金 | | 177,754 |
| 5 リース債務 | | 263,700 |
| 6 未払金 | | 653,214 |
| 7 未払費用 | | 14,047 |
| 8 未払法人税等 | | 66,585 |
| 9 契約負債 | | 57,337 |
| 10 預り金 | | 179,730 |
| 11 前受収益 | | 803 |
| 12 賞与引当金 | | 31,434 |
| 13 事業終了損失引当金 | | 541 |
| 14 契約損失引当金 | | 21,014 |
| 15 訴訟損失引当金 | | 19,176 |
| 16 資産除去債務 | | 21,576 |
| 17 その他の流動負債 | | 13,905 |
| 流動負債合計 | | 2,013,403 |
| 負債合計 | | 4,341,469 |
| (純資産の部) | | |
| I 株主資本 | | |
| 1 資本金 | | 204,309 |
| 2 資本剰余金 | | |
| (a) 資本準備金 | 71,371 | |
| 資本剰余金合計 | | 71,371 |
| 3 利益剰余金 | | |
| (a) その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | 624,492 | |
| 利益剰余金合計 | | 624,492 |
| 4 自己株式 | | △74,131 |
| 株主資本合計 | | 826,041 |
| II 評価・換算差額等 | | |
| 1 その他有価証券評価差額金 | 4,479 | |
| 2 繰延ヘッジ損益 | △1,485 | |
| 評価・換算差額等合計 | | 2,994 |
| III 新株予約権 | | 10,622 |
| 純資産合計 | | 839,657 |
| 負債・純資産合計 | | 5,181,126 |

損益計算書 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 | |
|--------------|---------|-----------|
| I 電気通信事業営業損益 | | |
| (1) 営業収益 | | 2,413,635 |
| (2) 営業費用 | | |
| 1 営業費 | 687,663 | |
| 2 施設保全費 | 442,543 | |
| 3 管理費 | 72,544 | |
| 4 試験研究費 | 12,004 | |
| 5 減価償却費 | 466,202 | |
| 6 固定資産除却費 | 32,401 | |
| 7 通信設備使用料 | 287,837 | |
| 8 租税公課 | 40,932 | |
| 電気通信事業営業利益 | | 2,042,126 |
| II 附带事業営業損益 | | 371,509 |
| (1) 営業収益 | | 812,684 |
| (2) 営業費用 | | 690,293 |
| 附带事業営業利益 | | 122,391 |
| 営業利益 | | 493,900 |
| III 営業外収益 | | |
| 1 受取配当金 | 78,279 | |
| 2 雑収入 | 18,346 | |
| | | 96,625 |
| IV 営業外費用 | | |
| 1 支払利息 | 35,820 | |
| 2 債権売却損 | 23,822 | |
| 3 雑支出 | 11,939 | |
| 經常利益 | | 71,581 |
| | | 518,944 |
| V 特別損失 | | |
| 1 関係会社株式評価損 | 18,570 | |
| 2 訴訟損失引当金繰入額 | 19,176 | |
| | | 37,746 |
| 税引前当期純利益 | | 481,198 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 136,206 | |
| 法人税等調整額 | △10,102 | |
| 当期純利益 | | 126,104 |
| | | 355,094 |

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しています。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

ソフトバンク株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 丸山友康
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 下平貴史
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 増田裕介
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ソフトバンク株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、ソフトバンク株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これは、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

ソフトバンク株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 丸山友康
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 下平貴史
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 増田裕介
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ソフトバンク株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りがあるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第37期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担、監査計画等に従い、電話またはインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、主な子会社については、子会社の取締役または、監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、連結計算書類（会社計算規則第120条第1項後段の規定により、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書および連結注記表）ならびに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (3) 計算書類およびその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2023年5月15日

ソフトバンク株式会社 監査役会
 常勤監査役 島 上 英 治 ㊟
 常勤監査役 山 田 康 治 ㊟
 監 査 役 君和田 和 子 ㊟
 監 査 役 工 藤 陽 子 ㊟

(注) 常勤監査役 山田 康治および監査役 工藤 陽子は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

| | |
|------------------|--|
| 社名 (商号) | ソフトバンク株式会社 |
| 本店所在地 | 〒105-7529 東京都港区海岸一丁目7番1号 電話：03-6889-2000 |
| 事業年度 | 4月1日から翌年3月31日まで |
| 期末配当金受領 株主確定日 | 3月31日 |
| 中間配当金受領 株主確定日 | 9月30日 |
| 定時株主総会 | 毎年6月 |
| 上場証券取引所 | 東京証券取引所プライム市場 |
| 公告の方法 | 電子公告により行う 公告掲載URL: https://www.softbank.jp/corp/ (ただし、電子公告によることができない事故、その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に公告します) |

■ 住所・氏名など届出事項の変更、配当金振込先の指定、マイナンバーのお届出について

証券会社等に口座をお持ちの株主さま
口座を開設されている証券会社等までお問い合わせください。

特別口座をお持ちの株主さま

下記連絡先（みずほ信託銀行証券代行部）までお問い合わせください。なお、みずほ信託銀行本支店にてもお取扱いたします。

■ 未受領の配当金のお受け取りについて

払渡し期間経過後の配当金については、みずほ信託銀行およびみずほ銀行本支店までお問い合わせください。

■ 株主名簿管理人・特別口座管理機関のお問い合わせ先

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

電話 **0120-288-324** (通話料無料)

(受付時間 土日祝祭日等を除く平日 9:00~17:00)

郵送先 〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

電子提供制度専用ダイヤル

電話 **0120-524-324** (通話料無料)

(受付時間 土日祝祭日等を除く平日 9:00~17:00)

配当金に関する よくあるご質問

Q1 配当金を受け取っていないが、配当金領収証が手元にない場合はどうすればいいですか？

A1 配当金領収証を紛失された場合は、上記株主名簿管理人へご連絡ください。お手続き書類を郵送いたします。

Q2 配当金領収証の払渡し期間が過ぎてしまったが、どうすればいいですか？

A2 配当金領収証の表面「受領印」欄にご押印またはサインいただき、裏面「お受け取り方法指定欄」に必要事項をご記入の上、上記郵送先へお送りください。または、配当金領収証の表面「受領印」欄にご押印またはサインいただき、みずほ信託銀行およびみずほ銀行の本支店窓口へご持参ください。ただし、配当金領収証裏面に記載の受取期限を過ぎてしまいますと、配当金領収証をお持ちであってもお受け取りいただけませんので、ご了承ください。

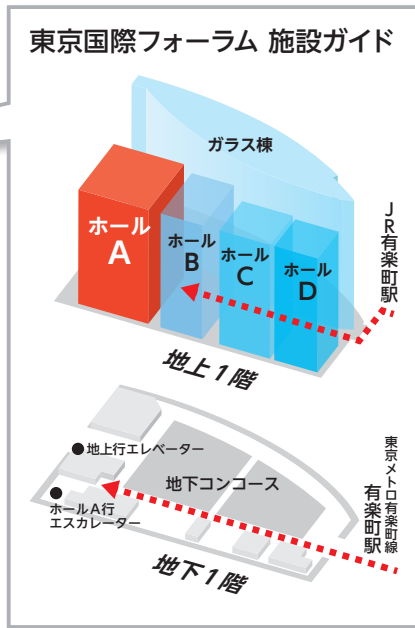
本誌に掲載されている会社名、ロゴ、製品名、サービス名およびブランドなどは、当社または該当する各社の登録商標または商標です。
QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

株主総会会場ご案内図



東京国際フォーラム ホールA

東京都千代田区丸の内三丁目5番1号 電話:03-5221-9000



交通のご案内 (所要時間・目安)

JR 有楽町駅

国際フォーラム口より徒歩3分

東京メトロ

有楽町線 有楽町駅

D5出口より地下1階にて連絡 徒歩3分

<ご参考>

JR 東京駅 丸の内南口より徒歩5分
(京葉線・東京駅4番出口より地下1階にて連絡)

東京メトロ 日比谷線 日比谷駅 ▶ 徒歩5分 / 銀座線 銀座駅 ▶ 徒歩6分
銀座線 銀座駅 ▶ 徒歩7分 / 京橋線 京橋駅 ▶ 徒歩7分
千代田線 日比谷駅 ▶ 徒歩7分 / 二重橋前線 二重橋前駅 ▶ 徒歩5分
丸の内線 銀座駅 ▶ 徒歩5分
都営地下鉄 三田線 日比谷駅 ▶ 徒歩5分

- ※ 駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
- ※ 株主総会におけるお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

電子提供措置の開始日2023年5月29日

株主各位

第37回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

2023年5月29日

ソフトバンク株式会社

目次

ご参考

| | | |
|--------------|-----|----|
| 「NEWS FLASH」 | ・・・ | 2頁 |
| 「ESG外部評価」 | ・・・ | 4頁 |

事業報告

| | | |
|--|-----|----|
| 「会社の現況 新株予約権等の状況」 | ・・・ | 5頁 |
| 「会社の現況 会計監査人の状況」 | ・・・ | 6頁 |
| 「会社の現況 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要」 | ・・・ | 7頁 |

| | | |
|------------|-----|-----|
| 連結持分変動計算書 | ・・・ | 11頁 |
| 株主資本等変動計算書 | ・・・ | 12頁 |
| 連結注記表 | ・・・ | 13頁 |
| 個別注記表 | ・・・ | 63頁 |

NEWS FLASH

1年間のトピックス 2022年4月～2023年3月

2022.4

5Gの人口カバー率90%突破を発表^(※1)

(※1) 人口カバー率は、国勢調査に用いられる約500m区画において、50%以上の場所で通信可能なエリアを基に算定。2022年3月末時点。

2022.5



現実の福岡PayPayドーム



バーチャルPayPayドーム

**PayPayドームを
メタバース化**
～ソフトバンクと
福岡ソフトバンク
ホークスが協業～

2022.8

ソフトバンクの事業活動に関する
**全ての温室効果ガス排出量を2050年までに
実質ゼロにする「ネットゼロ」への取り組みを決定^(※2)**

(※2) ソフトバンク株単体、自社の事業活動や電力消費などに伴う温室効果ガス排出量 (Scope1,2) および、取引先などで排出される温室効果ガス排出量 (Scope3) が対象。



2022.10



グループシナジー最大化のためPayPayを連結子会社化
～顧客基盤を連携し経済圏拡大へ～

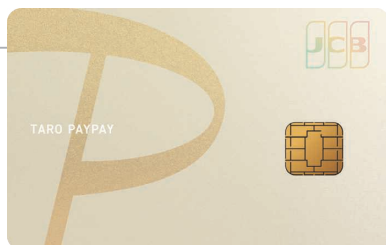
2022.11

「ソフトバンク」、
4GBと20GBのデータ容量から選べる
「スマホデビュープラン+」を提供開始^(※3)

スマホデビュープラン+

(※3) 加入条件は、新規 (5～22歳)、ケータイからスマホへ機種変更またはのりかえ (MNP/番号移行)、「スマホデビュープラン」からプラン変更をする場合に限ります。

2022.11



PayPayポイントがザクザク貯まる
おトクなクレジットカード
「PayPayカード ゴールド」が登場

2022.12

「LINEMO」、
満足度調査ランキングで4冠を達成^(※4)

(※4) 詳細については、2022年12月1日付のプレスリリースをご覧ください。
https://www.softbank.jp/corp/news/press/sbkk/2022/20221201_03/



2023.2

「PayPay」の登録ユーザーが5,500万人を突破

「日経Smart Work大賞2023」で大賞を受賞
～多様な働き方を実現する人材活用力が高評価～



2023.3



初の個人向け無担保社債
(愛称：ソフトバンクみらい
創出ボンド) を発行

LINE、ヤフー、PayPayの3社共同で
「LYPマイレージ」提供開始

～オフライン・オンラインを横断し、
それぞれの強みを最大限活用したマイレージ型の販促サービス～



■ ESG外部評価

当社は、ESGの取り組み推進において、国内外の機関から評価を受けています。これらの評価項目やその評価結果をもとに、これからも企業・事業活動の向上により一層取り組んでまいります。

主要なESGインデックス

Member of
**Dow Jones
Sustainability Indices**
Powered by the S&P Global CSA

世界の代表的なESG投資の株価指数である「Dow Jones Sustainability Index」のアジア・太平洋地域の企業で構成される「Dow Jones Sustainability Asia Pacific Index」の構成銘柄に2年連続で選定されました。

また、世界の構成銘柄を対象にした「The Sustainability Yearbook 2023」で発表されるランキングにおいて、「S&PグローバルESGスコア上位10% (Top 10% S&P Global ESG Score)」に選出されました。

2023 CONSTITUENT MSCIジャパン
ESGセレクト・リーダーズ指数

世界最大の公的年金である年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）が選定する、パッシブ運用ベンチマークに採用されているESG投資の主要指数である「MSCIジャパンESGセレクト・リーダーズ指数」の構成銘柄に選定されています。

2023 CONSTITUENT MSCI日本株
女性活躍指数 (WIN)

また、性別多様性に優れた企業を対象にして構成される「MSCI日本株女性活躍指数 (WIN)」の構成銘柄にも選定されています。



FTSE4Good



FTSE Blossom
Japan



FTSE Blossom
Japan Sector
Relative Index

FTSE Russellが定めるESGにおける世界の代表的なESG指数である「FTSE4Good Index Series」の構成銘柄に選定されています。

また、優れた対応を実践している日本企業のパフォーマンスを測定するために設計されたESG指数である「FTSE Blossom Japan Index」および「FTSE Blossom Japan Sector Relative Index」の構成銘柄にも選定されています。

サステナビリティに関する評価



「日経SDGs経営調査」
星5獲得



「S&P/JPXカーボン・
エフィシエント指数」
選定



「CDP 気候変動 2022」
A-評価



「国際的気候変動
イニシアチブ」
SBT認定



「エコ・ファースト
企業」認定



2023
健康経営銘柄
「健康銘柄2023」
選定



「デジタルトランス
フォーメーション銘柄2022」
選定



「EcoVadis Silver」
獲得



「Gomez ESGサイト
ランキング2022」
優秀企業 選出



「Gomez IRサイトランキング」
2022年総合第1位



2022年度 全上場企業
ホームページ充実度ランキング調査
最優秀サイト



2022年
「インターネットIR表彰」
最優秀賞 (大和IR)

健康経営/労働環境に関する評価



「日経スマートワーク経営調査」
星5獲得



「日経Smart Work大賞2023」
大賞



2022
健康経営優良法人
ホワイト500
「健康経営優良法人部門
(ホワイト500)」認定



「PRIDE指標」
ゴールド受賞

事業報告

会社の現況

新株予約権等の状況（2023年3月31日現在）

① 当社の役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

| 区分 | 新株予約権の名称 (発行日) | 新株予約権の数 | 目的となる株式 の種類および数 | 行使価額 (1株当たり) | 行使期間 | 保有者数 |
|-----------------------|--|---------|--------------------|-----------------|---------------------------------|------|
| 取締役 (社外取締役 を除く) | ソフトバンク株式会社 2018年3月新株予約権 (2018年3月30日) | 62,000個 | 普通株式 6,200,000株 | 623円 | 2020年 4月 1日から 2025年 3月 31日まで | 6名 |
| | ソフトバンク株式会社 2021年7月新株予約権 (2021年7月20日) | 75,000個 | 普通株式 7,500,000株 | 1,497円 | 2023年 4月 1日から 2028年 3月 31日まで | 5名 |

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

| 区分 | 新株予約権の名称 (発行日) | 新株予約権の数 | 目的となる株式 の種類および数 | 行使価額 (1株当たり) | 行使期間 | 交付者数 |
|------------------|--|---------|--------------------|-----------------|-----------------------------|------|
| 当社執行役員 および従業員 | ソフトバンク株式会社 2022年7月新株予約権（1円） (2022年7月20日) | 5,474個 | 普通株式 547,400株 | 1円 | 2024年 8月 1日 2029年 7月 31日 | 109名 |

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

② 会計監査人の報酬等の額

| | |
|--------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 598百万円 |
| 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 3,522百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査人の職務遂行状況、および報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っています。
3. 当社の一部の子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である社債発行時のコンフォートレター発行業務等についての対価を支払っています。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項に定める項目のいずれかに該当すると認めるときは、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

会計監査人と当社との間で会社法第427条第1項に定める契約の締結はありません。

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制についての取締役会決議内容の概要

当社は、2023年3月27日開催の取締役会において、内部統制システム構築に関する基本方針の一部を改定（規程名称の修正等）することを決議しました。改定後の内容は次のとおりです。

（1）取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令の遵守にとどまらず、高い倫理観に基づいた企業活動を行うため、すべての取締役および使用人が遵守すべきコンプライアンスに関する行動規範を定めるとともに、コンプライアンス体制の継続的な強化のため、以下の体制を整備する。

- ① チーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）を選任し、CCOは当社のコンプライアンス体制の確立・強化に必要な施策を立案・実施する。
- ② コンプライアンスを所管する部署を置き、CCOの補佐を行う。
- ③ 各本部にコンプライアンス本部責任者およびコンプライアンス推進者を置きコンプライアンスの徹底を図る。
- ④ 取締役・使用人が直接報告・相談できる社内外のホットライン（コンプライアンス通報窓口）を設置し、企業活動上の不適切な問題を早期に発見・改善し、再発防止を図る。なお、当社は、「内部通報規程」において、ホットラインに報告・相談を行ったことを理由として不利益な取扱いをすることを禁止することにより、報告・相談を行った者が不利益な取扱いを受けないことを確保する。
- ⑤ 監査役および監査役会は、法令および定款の遵守体制に問題があると認められた場合は、改善策を講ずるよう取締役会に求める。

（2）取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る情報について、適切に保存・管理するため、以下の体制を整備する。

- ① 「情報管理規程」に基づき、保存の期間や方法、事故に対する措置を定め機密度に応じて分類のうえ保存・管理する。
- ② 「情報セキュリティ基本規程」に基づき、情報セキュリティ管理の責任者であるチーフ・インフォメーション・セキュリティ・オフィサー（CISO）を任命するとともに、各本部に情報セキュリティ責任者を置き、情報の保存および管理に関する体制を整備する。
- ③ CDO室を設置し、チーフ・データ・オフィサー（CDO）を任命するとともに、社内外データの管理・戦略的利活用の方針およびルールを整備し、通信の秘密・個人情報等の取扱いに関する社内管理体制を強化する。

（3）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、事業運営におけるさまざまなリスクに対し、回避、軽減その他の必要な措置を行うため、以下の体制を整備する。

- ① 「リスク管理規程」に基づき、リスク管理部門は各部門で実施したリスクに対する評価・分析および対策・対応についての進捗状況を取りまとめ、その結果を定期的に代表取締役等を委員とするリスク管理委員会へ報告している。
 - ② リスク管理委員会はリスク重要度およびリスクオーナーの決定を行い、リスクオーナーにより策定および実行される対応策の確認および促進を行うことで、リスクの低減および未然防止を図る。その上でリスク管理委員会の結果を定期的に取締役会に報告している。
 - ③ 緊急事態発生時においては、緊急対策本部を設置し、緊急対策本部の指示のもと、被害（損失）の極小化を図る。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、効率的な運営体制を確保するため、以下の体制を整備する。
- ① 「取締役会規則」を定め、取締役会の決議事項および報告事項を明確にするとともに、「稟議規程」等の機関決定に関する規程を定め、決裁権限を明確にする。
 - ② 業務執行の監督機能を強化し、経営の客観性を向上させるため、取締役会に独立した立場の社外取締役を含める。
 - ③ 取締役が取締役会において十分に審議できるようにするため、取締役会資料を事前に送付するとともに、取締役から要請があった場合には、取締役会資料に追加・補足を行う。
 - ④ 「組織管理規程」を定め、業務遂行に必要な職務の範囲および責任を明確にする。
- (5) 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、「ソフトバンク企業行動憲章」等に則り、グループの基本思想・理念を共有し、管理体制とコンプライアンスを強化するとともに、当社グループの取締役および使用人に、グループ共通の各種規則等を適用し、以下の体制を整備する。
- ① CCOは、当社グループのコンプライアンス体制を確立・強化し、コンプライアンスを実践するにあたり、当該活動が当社グループのコンプライアンスに関する基本方針に則したものとなるようグループ各社のCCOに対し助言・指導・命令を行う。また、当社グループの取締役および使用人からの報告・相談を受け付けるコンプライアンス通報窓口を設置し、企業活動上の不適切な問題を早期に発見・改善し、再発防止を図る。なお、当社は、「内部通報規程」において、ホットラインに報告・相談を行ったことを理由として不利益な取扱いをすることを禁止することにより、報告・相談を行った者が不利益な取扱いを受けないことを確保する。
 - ② 当社情報セキュリティ管理の責任者であるCISOを長とし、グループ各社の情報セキュリティ管理の責任者を構成員とするグループセキュリティ委員会を設置し、情報セキュリティに関する動向や計画等について、報告や情報共有を行う。

- ③ グループ各社の代表者からの当社に対する財務報告に係る経営者確認書の提出を義務付けることにより、当社グループ全体としての有価証券報告書等の内容の適正性を確保する。
 - ④ 内部監査部門は、過去の監査実績のほか、財務状況等を総合的に判断し、リスクが高いと判断する当社およびグループ各社に対して監査を行う。
 - ⑤ 当社グループにおいてリスクの管理を行い、リスクの低減およびその未然防止を図るとともに、緊急事態発生時においては、「リスク管理規程」に基づき、当社への即時報告を要請するとともに、状況に応じて当社とグループ各社にて連携を取り、被害（損失）の最小化を図る。
- (6) 反社会的勢力排除に向けた体制
- 当社は、「反社会的勢力への対応に関する規程」において、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関わりを持たない方針を明示している。反社会的勢力に関する社内の体制を整備し、責任部署を置いて全体管理を実施する。なお、反社会的勢力から不当要求等を受けた場合は、警察等の外部専門機関と連携の上、毅然とした態度で臨み、断固として拒否する。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 当社は、監査役職務を補助する組織として監査役室を設置し、専属の使用人を配置する。また、当該使用人の任命については監査役へ通知し、その人事異動・人事評価等は監査役の同意を得るとともに、当該使用人への指揮・命令は監査役が行うことにより、指示の実効性を確保する。
- (8) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 取締役および使用人は、監査役または監査役会に対して遅滞なく、(ただし、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実のほか緊急を要する事項については直ちに) 次の事項を報告する。
- ① コンプライアンス体制に関する事項およびコンプライアンス通報窓口利用状況
 - ② 財務に関する事項（財務報告および予算計画に対する実績状況を含む）
 - ③ 人事に関する事項（労務管理を含む）
 - ④ 情報セキュリティに関するリスク事項に対する職務の状況
 - ⑤ 大規模災害、ネットワーク障害等に対する職務の状況
 - ⑥ 内部統制の整備状況
 - ⑦ 外部不正調査に対する職務の状況
 - ⑧ 法令・定款違反事項
 - ⑨ 内部監査部門による監査結果
 - ⑩ その他会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項および監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項
- (9) その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 当社は、監査役が必要と認められた場合、当社グループの取締役および使用人にヒアリングを実施する機会を設けている。また、監査役は、会計監査人や重要な子会社の監査役等との定期的な会合を設け連携を図るとともに、重要な会議に出席している。

- ② 当社は、監査役に報告・相談を行ったことを理由として、報告・相談を行った者が不利な取扱いを受けない体制を確保している。
- ③ 会計監査人・弁護士等に係る費用その他の監査役の職務の執行について生じる費用は、当社が負担している。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) コンプライアンスに関する事項

取締役・使用人を対象としたコンプライアンス研修を実施しているほか、コンプライアンス体制の強化のための情報提供、必要に応じた助言等を継続的に実施している。また、当社および子会社の取締役・使用人が直接報告・相談できるホットラインの設置・運用を通して、当社のコンプライアンスの実効性確保に努めている。なお、これらの施策の効果について随時検証し、改善を行っている。

(2) リスクに関する事項

「リスク管理規程」に基づき、リスク管理部門は各部門で実施したリスクに対する評価・分析および対策・対応についての進捗状況を取りまとめ、その結果を定期的に取り締役に委員とするリスク管理委員会へ報告している。リスク管理委員会はリスク重要度およびリスクオーナーの決定を行い、リスクオーナーにより策定および実行される対応策の確認および促進を行うことでリスクの低減および未然防止を図っている。その上でリスク管理委員会の結果を定期的に取り締役に報告している。当社グループ各社においても各社でリスクの低減およびその未然防止を継続的に図っている。

情報管理については、不適切な情報管理および機密情報流出の未然防止に向けた啓発活動を実施する等、継続的な取り組みを通じて情報管理体制の強化に努めている。

(3) 内部監査に関する事項

内部監査部門により、当社の法令および定款の遵守体制・リスク管理プロセスの有効性についての監査を行うほか、リスクが高いと判断する当社グループ各社への監査を継続して実施しており、監査結果を当社の代表取締役 社長執行役員のみならず、取締役会ならびに監査役および監査役会に対しても報告している。

(4) 取締役・使用人の職務執行に関する事項

「取締役会規則」「稟議規程」「組織管理規程」等の社内規程に基づき、当社の取締役・使用人の職務執行の効率性を確保しているほか、取締役会においては十分に審議できる環境を確保している。

(5) 監査役の職務に関する事項

監査役は当社の重要な会議に出席し、必要に応じて当社および当社グループの取締役および使用人にヒアリングをする機会を設けるほか、会計監査人や重要な子会社の監査役等との定期的な会合を設け連携を継続的に図ることで、監査の実効性を確保している。

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満を四捨五入、また、記載比率は表示桁未満を四捨五入して表示しています。

連結持分変動計算書 (2023年3月31日に終了した1年間)

(単位：百万円)

| | 親会社の所有者に帰属する持分 | | | |
|------------------------|----------------|-----------|-----------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 |
| 2022年4月1日 | 204,309 | 366,098 | 1,167,903 | △106,462 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | — | 321,932 | △36,512 | — |
| 2022年4月1日(修正後) | 204,309 | 688,030 | 1,131,391 | △106,462 |
| 包括利益 | | | | |
| 純利益 | — | — | 531,366 | — |
| その他の包括利益 | — | — | — | — |
| 包括利益合計 | — | — | 531,366 | — |
| 所有者との取引額等 | | | | |
| 剰余金の配当 | — | — | △405,658 | — |
| 自己株式の取得 | — | — | — | △0 |
| 自己株式の処分 | — | △13,909 | — | 32,331 |
| 企業結合による変動 | — | △3,730 | — | — |
| 支配喪失による変動 | — | — | — | — |
| 支配継続子会社に対する持分変動 | — | △709 | — | — |
| 株式に基づく報酬取引 | — | 1,438 | — | — |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替 | — | 13,966 | △13,966 | — |
| その他の包括利益累計額から利益剰余金への振替 | — | — | 148,832 | — |
| その他 | — | △20 | 78 | — |
| 所有者との取引額等合計 | — | △2,964 | △270,714 | 32,331 |
| 2023年3月31日 | 204,309 | 685,066 | 1,392,043 | △74,131 |
| | 親会社の所有者に帰属する持分 | | 非支配持分 | 資本合計 |
| | その他の包括利益累計額 | 合計 | | |
| 2022年4月1日 | 43,352 | 1,675,200 | 1,213,146 | 2,888,346 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | 1 | 285,421 | 38,964 | 324,385 |
| 2022年4月1日(修正後) | 43,353 | 1,960,621 | 1,252,110 | 3,212,731 |
| 包括利益 | | | | |
| 純利益 | — | 531,366 | 122,759 | 654,125 |
| その他の包括利益 | 123,137 | 123,137 | 66,960 | 190,097 |
| 包括利益合計 | 123,137 | 654,503 | 189,719 | 844,222 |
| 所有者との取引額等 | | | | |
| 剰余金の配当 | — | △405,658 | △47,200 | △452,858 |
| 自己株式の取得 | — | △0 | — | △0 |
| 自己株式の処分 | — | 18,422 | — | 18,422 |
| 企業結合による変動 | — | △3,730 | 36,672 | 32,942 |
| 支配喪失による変動 | — | — | 609 | 609 |
| 支配継続子会社に対する持分変動 | — | △709 | 26,275 | 25,566 |
| 株式に基づく報酬取引 | — | 1,438 | — | 1,438 |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替 | — | — | — | — |
| その他の包括利益累計額から利益剰余金への振替 | △148,832 | — | — | — |
| その他 | — | 58 | △63 | △5 |
| 所有者との取引額等合計 | △148,832 | △390,179 | 16,293 | △373,886 |
| 2023年3月31日 | 17,658 | 2,224,945 | 1,458,122 | 3,683,067 |

株主資本等変動計算書 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | | | 自己株式 | 株主資本 合計 | |
|----------------------|---------|-------------|---------|-----------------------|-------------|-------------|---|----------|----------|------------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | | 利益剰余金 | | 自己株式 | | | 株主資本 合計 |
| | | 資 準 備 | 本 金 | そ の 他 本 金 | 資 剰 余 | 本 金 計 | そ の 他 利 益 剰 余 金 計 | | | | |
| 当 期 首 残 高 | 204,309 | 71,371 | — | — | 71,371 | 689,022 | 689,022 | △106,461 | 858,241 | | |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | — | — | — | — | — | △405,658 | △405,658 | — | △405,658 | | |
| 当 期 純 利 益 | — | — | — | — | — | 355,094 | 355,094 | — | 355,094 | | |
| 自 己 株 式 の 取 得 | — | — | — | — | — | — | — | △0 | △0 | | |
| 自 己 株 式 の 処 分 | — | — | △13,966 | △13,966 | — | — | — | 32,330 | 18,364 | | |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替 | — | — | 13,966 | 13,966 | △13,966 | △13,966 | △13,966 | — | — | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額 (純額) | — | — | — | — | — | — | — | — | — | | |
| 当 期 変 動 額 合 計 | — | — | — | — | — | △64,530 | △64,530 | 32,330 | △32,200 | | |
| 当 期 末 残 高 | 204,309 | 71,371 | — | — | 71,371 | 624,492 | 624,492 | △74,131 | 826,041 | | |

| | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|----------------------|------------------|---------|----------------|--------|----------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算 差額等合計 | | |
| 当 期 首 残 高 | 174 | △2,311 | △2,137 | 9,283 | 865,387 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | — | — | — | — | △405,658 |
| 当 期 純 利 益 | — | — | — | — | 355,094 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | — | — | — | — | △0 |
| 自 己 株 式 の 処 分 | — | — | — | — | 18,364 |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替 | — | — | — | — | — |
| 株主資本以外の項目の当期変動額 (純額) | 4,305 | 826 | 5,131 | 1,339 | 6,470 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 4,305 | 826 | 5,131 | 1,339 | △25,730 |
| 当 期 末 残 高 | 4,479 | △1,485 | 2,994 | 10,622 | 839,657 |

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結計算書類の作成基準

当社グループの連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下「IFRS」）に準拠して作成しています。なお、本連結計算書類は、同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しています。

なお、本連結注記表において、文脈上別異に解される場合または別段の記載がある場合を除き、以下の社名または略称は以下の意味を有します。

| 社名または略称 | 意味 |
|---------|--------------------|
| 当社 | ソフトバンク(株) (単体) |
| 当社グループ | ソフトバンク(株)および子会社 |
| SBG | ソフトバンクグループ(株) (単体) |

2. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 239社
- (2) 主要な連結子会社の名称

Wireless City Planning(株)、SBパワー(株)、SB C&S(株)、Aホールディングス(株)、Zホールディングス(株)、ヤフー(株)、アスクル(株)、(株)ZOZO、(株)一休、PayPay銀行(株)、LINE(株)、LINE SOUTHEAST ASIA CORP.PTE.LTD.、LINE Financial Plus Corporation、LINE Pay(株)、LINE Plus Corporation、LINE Financial(株)、PayPay(株)、PayPayカード(株)、SBペイメントサービス(株)

- (3) 新たに連結子会社となった主な会社の名称および新規連結の理由
PayPay(株) 株式転換に伴い、議決権の過半数を取得したことにより、持分法適用会社から異動
- (4) 連結の範囲から除外された主な会社の名称および連結除外の理由
該当事項はありません。

3. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用会社の数 67社
- (2) 主要な持分法適用会社の名称
WeWork Japan合同会社、(株)出前館、Webtoon Entertainment Inc.、LINE Bank Taiwan Limited
- (3) 新たに持分法適用会社となった主な会社の名称および持分法適用の理由
該当事項はありません。
- (4) 持分法適用の範囲から除外された主な会社の名称および持分法除外の理由
PayPay(株) 株式転換に伴い、議決権の過半数を取得したことにより、連結子会社へ異動

4. 会計方針に関する事項

- (1) 金融資産および金融負債の評価基準および評価方法

- a. 金融商品

金融資産および金融負債は、当社グループが金融商品の契約上の当事者になった時点で認識しています。

金融資産および金融負債は当初認識時において公正価値で測定しています。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産（以下「FVTPLの金融資産」）および純損益を通じて公正価値で測定する金融負債（以下「FVTPLの金融負債」）を除き、金融資産の取得および金融負債の発行に直接起因する取引コストは、当初認識時において、金融資産の公正価値に加算または金融負債の公正価値から減算しています。FVTPLの金融資産およびFVTPLの金融負債の取得に直接起因する取引コストは純損益で認識しています。

- b. 非デリバティブ金融資産

非デリバティブ金融資産は、「償却原価で測定する金融資産」、「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産」（以下「FVTOCIの負債性金融資産」）、「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産」（以下「FVTOCIの資本性金融資産」）、「FVTPLの金融資産」に分類しています。この分類は、金融資産の性質と目的に応じて、当初認識時に決定しています。

- (a) 償却原価で測定する金融資産

以下の要件がともに満たされる場合に「償却原価で測定する金融資産」に分類しています。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルの中で保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

当初認識後、償却原価で測定する金融資産は実効金利法による償却原価から必要な場合には減損損失を控除した金額で測定しています。実効金利法による利息収益は純損益で認識しています。

(b) FVTOCIの負債性金融資産

以下の要件がともに満たされる場合に「FVTOCIの負債性金融資産」に分類しています。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルの中で保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

当初認識後、FVTOCIの負債性金融資産は公正価値で測定し、公正価値の変動から生じる評価損益は、その他の包括利益で認識しています。その他の包括利益として認識した金額は、認識を中止した場合、その累計額を純損益に振り替えています。FVTOCIの負債性金融資産に分類された貨幣性金融資産から生じる為替差損益、FVTOCIの負債性金融資産に係る実効金利法による利息収益は、純損益で認識しています。

(c) FVTOCIの資本性金融資産

資本性金融資産のうち特定の投資については、当初認識時に公正価値の変動を純損益ではなくその他の包括利益で認識するという取消不能な選択を行っており、「FVTOCIの資本性金融資産」に分類しています。当初認識後、FVTOCIの資本性金融資産は公正価値で測定し、公正価値の変動から生じる評価損益は、その他の包括利益で認識しています。

認識を中止した場合、もしくは著しくまたは長期に公正価値が取得原価を下回る場合に、その他の包括利益を通じて認識された利得または損失の累計額を直接利益剰余金へ振り替えています。なお、FVTOCIの資本性金融資産に係る受取配当金は、純損益で認識しています。

(d) FVTPLの金融資産

上記の「償却原価で測定する金融資産」、「FVTOCIの負債性金融資産」および「FVTOCIの資本性金融資産」のいずれにも分類しない場合、「FVTPLの金融資産」に分類しています。なお、いずれの金融資産も、会計上のミスマッチを取り除くあるいは大幅に削減させるために純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定していません。

当初認識後、FVTPLの金融資産は公正価値で測定し、公正価値の変動から生じる評価損益、配当収益および利息収益は純損益で認識しています。

(e) 金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産、FVTOCIの負債性金融資産およびIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」に基づく契約資産に係る予想信用損失について、貸倒引当金を認識しています。当社グループは、期末日および各四半期末日ごとに、金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しています。金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、金融資産に係る貸倒引当金を12カ月の予想信用損失と同額で測定しています。一方、金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合、または信用減損金融資産については、金融資産に係る貸倒引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定しています。ただし、営業債権、契約資産および貸出コミットメントについては常に貸倒引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定しています。

予想信用損失は、以下のものを反映する方法で見積もっています。

- ・一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- ・貨幣の時間価値
- ・過去の事象、現在の状況および将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

当該測定に係る貸倒引当金の繰入額およびその後の期間において、貸倒引当金を減額する事象が発生した場合は、貸倒引当金戻入額を純損益で認識しています。

金融資産の全体または一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、当該金額を貸倒引当金と相殺して帳簿価額を直接減額しています。

(f) 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、または金融資産を譲渡し、その金融資産の所有に係るリスクと経済価値を実質的にすべて移転した場合に、当該金融資産の認識を中止しています。

c. 非デリバティブ金融負債

非デリバティブ金融負債は、「FVTPLの金融負債」または「償却原価で測定する金融負債」に分類し、当初認識時に分類を決定しています。

非デリバティブ金融負債は、1つ以上の組込デリバティブを含む混合契約全体についてFVTPLの金融負債に指定した場合に、FVTPLの金融負債に分類します。当初認識後、FVTPLの金融負債は公正価値で測定し、公正価値の変動から生じる評価損益および利息費用は純損益で認識しています。

償却原価で測定する金融負債は当初認識後、実効金利法による償却原価で測定しています。

金融負債は義務を履行した場合、もしくは債務が免責、取消または失効となった場合に認識を中止しています。

d. デリバティブおよびヘッジ会計

(a) デリバティブ

当社グループは、為替レートおよび金利によるリスクをヘッジするため、先物為替予約および金利スワップなどのデリバティブ取引を利用しています。

デリバティブは、デリバティブ取引契約が締結された日の公正価値で当初認識しています。当初認識後は、期末日の公正価値で測定しています。デリバティブの公正価値の変動額は、ヘッジ手段として指定していないまたはヘッジが有効でない場合は、直ちに純損益で認識しています。ヘッジ指定していないデリバティブ金融資産は「FVTPLの金融資産」に、ヘッジ指定していないデリバティブ金融負債は「FVTPLの金融負債」にそれぞれ分類しています。

(b) ヘッジ会計

当社グループは、一部のデリバティブ取引についてヘッジ手段として指定し、キャッシュ・フロー・ヘッジとして会計処理しています。

当社グループは、ヘッジ開始時に、ヘッジ会計を適用しようとするヘッジ関係ならびにヘッジを実施するに当たってのリスク管理目的および戦略について、正式に指定および文書化を行っています。また、ヘッジ手段がヘッジ対象期間において関連するヘッジ対象の公正価値やキャッシュ・フローの変動に対して高度に相殺効果を有すると見込まれるかについて、ヘッジ開始時とともに、その後も継続的に評価を実施しています。

具体的には、以下の要件のすべてを満たす場合においてヘッジが有効と判断しています。

- i. ヘッジ対象とヘッジ手段との間に経済的関係があること
- ii. 信用リスクの影響が、当該経済的関係から生じる価値変動に著しく優越するものではないこと
- iii. ヘッジ関係のヘッジ比率が、実際にヘッジしているヘッジ対象の量とヘッジ対象の当該量を実際にヘッジするために使用しているヘッジ手段の量から生じる比率と同じであること

なお、ヘッジ関係がヘッジ比率に関するヘッジ有効性の要件に合致しなくなったとしても、リスク管理目的に変更がない場合は、ヘッジ関係が再び有効となるようヘッジ比率を調整しています。

キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定され、かつその要件を満たすデリバティブの公正価値の変動の有効部分はその他の包括利益で認識し、その他の包括利益累計額に累積しています。その他の包括利益累計額は、ヘッジ対象のキャッシュ・フローが純損益に影響を与えるのと同じ期間に、ヘッジ対象に関連する連結損益計算書の項目で純損益に振り替えています。デリバティブの公正価値の変動のうち非有効部分は直ちに純損益で認識しています。

ヘッジ対象である予定取引が非金融資産または非金融負債の認識を生じさせるものである場合には、以前にその他の包括利益で認識したその他の包括利益累計額を振り替え、非金融資産または非金融負債の当初認識時の取得原価の測定に含めています。

ヘッジ手段が消滅、売却、終了または行使された場合など、ヘッジ関係が適格要件を満たさなくなった場合にのみ将来に向かってヘッジ会計を中止しています。

ヘッジ会計を中止した場合、その他の包括利益累計額は引き続き資本で計上し、予定取引が最終的に純損益に認識された時点において純損益として認識しています。予定取引がもはや発生しないと見込まれる場合には、その他の包括利益累計額は直ちに純損益で認識しています。

(c) 組込デリバティブ

主契約である非デリバティブ金融資産に組み込まれているデリバティブ（組込デリバティブ）は、主契約から分離せず、混合契約全体を一体のものとして会計処理しています。

主契約である非デリバティブ金融負債に組み込まれているデリバティブ（組込デリバティブ）は、組込デリバティブの経済的特徴とリスクが主契約の経済的特徴とリスクに密接に関連せず、組込デリバティブを含む金融商品全体がFVTPLの金融負債に分類されない場合には、組込デリバティブを主契約から分離し、独立したデリバティブとして会計処理しています。組込デリバティブを主契約から分離することを要求されているものの、取得時もしくはその後の期末日現在のいずれかにおいて、その組込デリバティブを分離して測定できない場合には、混合契約全体をFVTPLの金融負債に指定し会計処理しています。

(2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

棚卸資産は、原価と正味実現可能価額のいずれか低い金額で測定しています。棚卸資産は、主として携帯端末およびアクセサリから構成され、原価は、購入原価ならびに現在の場所および状態に至るまでに発生したその他の全ての原価を含めています。原価は、主として移動平均法を用いて算定しています。

正味実現可能価額は、通常の事業の過程における見積販売価格から、販促活動や販売および配送に係る見積費用を控除して算定しています。

(3) 有形固定資産および無形資産の評価基準、評価方法および減価償却または償却の方法

a. 有形固定資産

有形固定資産の測定には原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額で測定しています。取得原価には、当該資産の取得に直接付随する費用、解体・除去および設置場所の原状回復費用の当初見積額を含めています。

減価償却費は、償却可能価額を各構成要素の見積耐用年数にわたって、主として定額法により算定しています。償却可能価額は、資産の取得価額から残存価額を差し引いて算出しています。土地および建設仮勘定は減価償却を行っていません。

主要な有形固定資産項目ごとの見積耐用年数は、以下の通りです。

| | |
|------------------------------|--------|
| 建物及び構築物 | |
| 建物 | 20～50年 |
| 構築物 | 10～50年 |
| 建物附属設備 | 3～22年 |
| 通信設備 | |
| 無線設備、交換設備および その他のネットワーク設備 | 5～15年 |
| 通信用鉄塔 | 10～42年 |
| その他 | 5～30年 |
| 器具備品 | |
| リース携帯端末 | 2～3年 |
| その他 | 2～20年 |

上記のうち、貸手のオペレーティング・リースの対象となっている主な資産は、リース携帯端末です。

資産の減価償却方法、耐用年数および残存価額は各連結会計年度末に見直し、変更がある場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

b. 無形資産

無形資産の測定には原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額および減損損失累計額を控除した金額で測定しています。

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しています。企業結合により取得した無形資産は、当初認識時にのれんとは区分して認識し、支配獲得日の公正価値で測定しています。当社グループ内部で発生した研究開発費は、資産計上の要件を満たす開発活動に対する支出（自己創設無形資産）を除き、発生時に費用として認識しています。自己創設無形資産は当初認識時において、資産計上の要件をすべて満たした日から、開発完了までに発生した支出の合計額で測定しています。

耐用年数を確定できない無形資産を除き、無形資産は各資産の見積耐用年数にわたって、定額法により償却を行っています。

耐用年数を確定できる主要な無形資産項目ごとの見積耐用年数は、以下の通りです。

| | |
|---------|-------|
| ソフトウェア | 5～10年 |
| 顧客基盤 | 8～25年 |
| 周波数関連費用 | 18年 |
| その他 | 2～20年 |

周波数関連費用は、当社が割り当てを受けた周波数において、電波法に基づき当社が負担する金額であり、終了促進措置により既存の周波数利用者が他の周波数帯へ移行する際に発生する費用等が含まれます。なお、耐用年数は過去の周波数利用実績に基づいて見積もっています。

資産の償却方法、耐用年数および残存価額は各連結会計年度末に見直し、変更がある場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

耐用年数を確定できない無形資産は、償却は行わず、各連結会計年度の一定時期もしくは減損の兆候を識別したときに、その資産またはその資産が属する資金生成単位で減損テストを実施しています。

当社グループの耐用年数を確定できない無形資産の主なものは「ソフトバンク」ブランドに係る商標利用権、「Yahoo!」および「Yahoo! JAPAN」に関連する日本での商標権、「ZOZO」ブランドに係る商標権および「LINE」ブランドに係る商標権です。

なお、当社グループは無形資産のリース取引に対して、IFRS第16号を適用していません。

c. リース

当社グループは、契約の開始時に、契約がリースまたはリースを含んだものであるのかどうかを判定しています。また、リース期間は、リースの解約不能期間に、行使することが合理的に確実な延長オプションの対象期間および行使しないことが合理的に確実な解約オプションの対象期間を加えたものとしています。

(借手側)

(a) 使用权資産

使用权資産をリース開始日に認識しています。使用权資産は取得原価で当初測定を行っており、当該取得原価は、リース負債の当初測定の金額、リース開始日以前に支払ったリース料から受け取ったリース・インセンティブを控除したものの、発生した当初直接コスト、および原資産の解体および除去費用、原資産または原資産が設置された敷地の原状回復費用の見積りの合計で構成されています。

使用权資産は当初測定後、原資産の所有権の移転が確実である場合には見積耐用年数で、確実でない場合はリース期間とリース資産の見積耐用年数のいずれか短い期間にわたり、定額法を用いて減価償却しています。使用权資産の見積耐用年数は有形固定資産と同様の方法で決定しています。また、使用权資産は、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額で測定しています。

(b) リース負債

リース負債はリースの開始日に認識し、リースの開始日以降、リース期間にわたって将来支払われるリース料の現在価値で当初測定しています。現在価値計算においては、リースの計算利率が容易に算定できる場合、当該利率を割引率として使用し、そうでない場合は追加借入利率を使用しています。

リース負債の測定に含まれているリース料は、主に固定リース料、延長オプションの行使が合理的に確実である場合の延長期間のリース料、およびリース期間が借手によるリース解約オプションの行使を反映している場合のリースの解約に対するペナルティの支払額で構成されています。

当初測定後、リース負債は実効金利法を用いて償却原価で測定しています。そのうえで、指数またはレートの変更により将来のリース料に変更が生じた場合、残価保証に基づいた支払金額の見積りに変更が生じた場合、または延長オプションや解約オプションの行使可能性の評価に変更が生じた場合、リース負債を再測定しています。

リース負債が再測定された場合には、リース負債の再測定の金額を使用権資産の修正として認識しています。ただし、リース負債の再測定による負債の減少額が使用権資産の帳簿価額より大きい場合、使用権資産をゼロまで減額したあとの金額は純損益で認識します。

(貸手側)

(a) リースの分類

当社グループでは、リース契約開始時にリースがファイナンス・リースかオペレーティング・リースかの判定を行っています。

リース取引は、原資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合、ファイナンス・リース取引に分類し、そうでない場合はオペレーティング・リース取引に分類しています。リース期間が原資産の経済的耐用年数の大部分を占めている場合やリース料の現在価値が資産の公正価値のほとんどすべてとなる場合などは、資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてが移転していると判断しています。

(b) サブリースの分類

当社グループがサブリース契約の当事者である場合、ヘッドリース(借手側)とサブリース(貸手側)は別個に会計処理します。サブリースをファイナンス・リースかオペレーティング・リースかに分類する際は、リース対象資産ではなく、当社グループがヘッドリースにおいて認識している使用権資産のリスクと経済価値や耐用年数などを検討します。

(c) 認識および測定

ファイナンス・リース取引におけるリース債権は、リースと判定された時点で満期までの正味リース投資未回収額を債権として計上しています。リース料受取額は、金融収益と元本の回収部分に按分します。リース債権は実効金利法による償却原価で測定しており、実効金利法による利息収益は純損益として認識しています。

オペレーティング・リースによるリース料については、定額法により収益として認識しています。

(4) のれんの会計処理

当初認識時におけるのれんの測定は、「(8) 企業結合の会計処理」に記載しています。のれんは、取得原価から減損損失累計額を控除した金額で測定しています。

のれんは償却を行わず、配分した事業セグメントに減損の兆候がある場合、および減損の兆候の有無に関わらず各連結会計年度の一定時期に、減損テストを実施しています。減損については「(5) 有形固定資産、使用権資産、無形資産およびのれんの減損」に記載しています。

関連会社または共同支配企業に対する投資額の取得原価が、取得日に認識された識別可能な資産および負債の正味の公正価値の当社グループ持分を超える金額は、のれんとして認識し、当該会社に対する投資の帳簿価額に含めています。

当該のれんは区分して認識されないため、のれん個別での減損テストは実施していません。これに代わり、関連会社または共同支配企業に対する投資の総額を単一の資産として、投資が減損している可能性を示唆する客観的な証拠が存在する場合に、減損テストを実施しています。

(5) 有形固定資産、使用権資産、無形資産およびのれんの減損

a. 有形固定資産、使用権資産および無形資産の減損

当社グループでは、各報告期間の末日現在において、有形固定資産、使用権資産および無形資産が減損している可能性を示す兆候の有無を判断しています。

減損の兆候がある場合には、回収可能価額の見積りを実施しています。個々の資産の回収可能価額を見積もることができない場合には、その資産の属する資金生成単位の回収可能価額を見積もっています。資金生成単位は、他の資産または資産グループからおおむね独立したキャッシュ・イン・フローを生み出す最小単位の資産グループとしています。

耐用年数を確定できない無形資産および未だ利用可能でない無形資産は、減損の兆候がある場合、および減損の兆候の有無に関わらず各連結会計年度の一定時期に、減損テストを実施しています。

回収可能価額は、処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方で算定しています。使用価値は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値およびその資産の固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割引いて算定しています。

資産または資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失は純損益で認識しています。

のれん以外の資産における過年度に認識した減損損失については、期末日において、減損損失の減少または消滅を示す兆候の有無を判断しています。減損の戻入れの兆候がある場合には、その資産または資金生成単位の回収可能価額の見積りを行っています。回収可能価額が、資産または資金生成単位の帳簿価額を上回る場合には、回収可能価額と過年度に減損損失が認識されていなかった場合の償却または減価償却控除後の帳簿価額とのいずれか低い方を上限として、減損損失の戻入れを実施しています。

b. のれんの減損

のれんは、企業結合のシナジーから便益を享受できると期待される事業セグメントに配分し、その事業セグメントに減損の兆候がある場合、および減損の兆候の有無に関わらず各連結会計年度の一定時期に、減損テストを実施しています。減損テストにおいて事業セグメントに帰属する資産グループの回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、減損損失は事業セグメントに配分されたのれんの帳簿価額から減額し、次に事業セグメントにおけるその他の資産の帳簿価額の比例割合に応じて各資産の帳簿価額から減額しています。

のれんの減損損失は純損益に認識し、その後の期間に戻入れは行いません。

(6) 重要な引当金の計上基準

引当金は、当社グループが過去の事象の結果として、現在の法的債務または推定的債務を負い、債務の決済を要求される可能性が高く、かつその債務の金額について信頼性のある見積りが可能な場合に認識しています。

引当金は、期末日における債務に関するリスクと不確実性を考慮に入れた見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値およびその負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割り引いて測定しています。

当社グループは引当金として、主に資産除去債務および契約損失引当金を認識しています。

(7) 収益の認識基準

a. 収益

コンシューマ事業

コンシューマ事業における収益は、主に個人顧客向けのモバイルサービスおよび携帯端末の販売、ブロードバンドサービス収入、でんき収入からなります。

(a) モバイルサービスおよび携帯端末の販売

当社グループは契約者に対し音声通信、データ通信および関連するオプションサービスからなるモバイルサービスを提供するとともに、顧客に対し携帯端末の販売を行っています。

モバイルサービスにおける収益は、主に月額基本使用料および通信料収入（以下「モバイルサービス収入」）と手数料収入により構成されます。また、携帯端末の販売における収益（以下「携帯端末売上」）は、契約者および代理店に対する携帯端末の売上およびアクセサリ類の売上から構成されます。

上記取引の商流としては、当社グループが代理店に対して携帯端末を販売し、代理店を通じて契約者と通信契約の締結を行うもの（以下「間接販売」）と、当社グループが契約者に対して携帯端末を販売し、直接通信契約の締結を行うもの（以下「直接販売」）からなります。

モバイルサービスにおいては、契約者との契約条件に基づいて、契約の当事者が現在の強制可能な権利および義務を有している期間を契約期間としています。また、契約者に契約を更新するオプションを付与しており、かつ、当該オプションが契約者へ「重要な権利」を提供すると判断した場合には、当該オプションを別個の履行義務として識別しています。なお、当社グループは、履行義務として識別したオプションの独立販売価格を見積ることの実務的代替として、提供すると予想される通信サービスおよびそれに対応する予想対価を参照して、取引価格を当該オプションに関連する通信サービスに配分しています。

モバイルサービス料は、契約者へ月次で請求され、概ね一か月以内に支払期限が到来します。間接販売の携帯端末代金は、代理店への販売時に代理店へ請求され、その後、概ね一か月以内に支払期限が到来します。また、直接販売の携帯端末代金は、販売時に全額支払う一括払いと、割賦払い期間にわたって月次で請求され、概ね一か月以内に支払期限が到来する割賦払いがあります。当社では、定量的および定性的な分析の結果、これらの取引価格には、支払時期による重大な金融要素は含まれていないと判断しており、当該金融要素について調整していません。なお、当社では、収益を認識した時点と支払いまでの期間が一年以内の場合に重大な金融要素の調整を行わない実務上の便法を使用しています。

当社では、モバイルサービスおよび携帯端末の販売において、契約開始後の一定期間については返品および返金の義務を負っています。返品および返金の義務は、過去の実績に基づいて、商品およびサービスの種類ごとに金額を見積り、取引価格から控除しています。

当社では、携帯端末に関してオプションの追加保証サービスを提供しており、これらのサービスが提供されている契約においては、これらを別個の履行義務とし、契約者にサービスを提供した時点で収益として認識しています。

i. 間接販売

携帯端末売上は、代理店が携帯端末に対する支配を獲得したと考えられる代理店への引き渡し時点で収益として認識しています。間接販売に関わる代理店は契約履行に対する主たる責任を有しており、在庫リスクを負担し、独立して独自の価格設定を行うことができます。したがって、当社グループは代理店が間接販売に対して本人として行動しているものと判断しています。

モバイルサービスにおける履行義務は、契約期間にわたって毎月一定の通信量を顧客に提供することであるため、モバイルサービス収入は、契約期間にわたる時の経過に応じて、収益として認識しています。また、通信料金からの割引については、毎月のモバイルサービス収入から控除しています。なお、代理店に対して支払われる手数料のうち、携帯端末の販売に関する手数料は収益から控除しています。

ii. 直接販売

直接販売の場合、携帯端末売上、モバイルサービス収入および手数料収入は一体の取引であると考えられるため、取引価格の合計額を携帯端末およびモバイルサービスの独立販売価格の比率に基づき、携帯端末売上およびモバイルサービス収入に配分します。なお、モバイルサービス収入に関する通信料金の割引は、取引価格の合計額から控除しています。また、上記の価格配分の結果、携帯端末販売時点において認識された収益の金額が契約者から受け取る対価の金額よりも大きい場合には、差額を契約資産として認識し、モバイルサービスの提供により請求権が確定した時点で営業債権へと振り替えています。また、携帯端末販売時点において認識された収益の金額が契約者から受け取る対価の金額よりも小さい場合には、差額を契約負債として認識し、モバイルサービスの提供に応じて取り崩し、収益として認識しています。

携帯端末売上およびモバイルサービス収入の独立販売価格は、契約開始時において携帯端末およびモバイルサービスを独立して顧客に販売する場合に観察可能な価格を利用しています。

携帯端末売上に配分された金額は、契約者が携帯端末に対する支配を獲得したと考えられる契約者への引き渡し時点で収益として認識しています。モバイルサービスにおける履行義務は、契約期間にわたって毎月一定の通信量を顧客に提供することであるため、モバイルサービス収入に配分された金額は、契約期間にわたる時の経過に応じて、収益として認識しています。

なお、契約資産は、連結財政状態計算書上、「その他の流動資産」に含めて表示しています。

(b) ブロードバンドサービス

ブロードバンドサービスにおける収益は、主にインターネット接続に関する月額基本使用料および通信料収入（以下「ブロードバンドサービス収入」）と手数料収入により構成されます。

ブロードバンドサービス収入は、契約者にサービスを提供した時点で、固定の月額料金および従量料金に基づき収益を認識しています。契約事務手数料収入は受領時に契約負債として認識し、ブロードバンドサービスの提供に応じて取り崩し、収益として認識しています。

(c) でんき

でんきにおける収益は、「おうちでんき」を始めとする電力の売買・供給および売買の仲介サービスからなります。電力の供給（小売りサービス）は、契約者にサービスを提供した時点で、固定の月額料金および従量料金に基づき収益を認識しています。

法人事業

法人事業における収益は、主に法人顧客向けのモバイルサービス、携帯端末レンタルサービス、固定通信サービスおよびソリューション等の収入からなります。

(a) モバイルサービスおよび携帯端末レンタルサービス

モバイルサービスからの収益は、主にモバイルサービス収入と手数料収入により構成されます。携帯端末レンタルサービスは、当社グループのモバイルサービスを受けることを条件に提供されるものであり、これらの取引から発生する対価を、携帯端末リースと通信サービスの公正価値を基に、リースとそれ以外に配分しています。公正価値は、端末を個別に販売した場合の価格および通信サービスを個別に提供した場合の価格としています。リース以外に配分された対価は、契約者にサービスを提供した時点で、固定の月額料金および従量料金に基づき収益を認識しています。

(b) 固定通信サービス

固定通信サービスにおける収益は、主に音声伝送サービスおよびデータ伝送サービスからなります。固定通信サービス収入は、契約者にサービスを提供した時点で、固定の月額料金および従量料金に基づき収益を認識しています。

(c) ソリューション等

ソリューション等における収益は、主にクラウドサービス、セキュリティサービス、エンジニアリングサービス、マネージドサービス、IoTサービス、機器販売サービス、データセンターサービスからなります。

ソリューション等は、契約者が支配を獲得したと考えられる契約者への引き渡し時点もしくはサービスを提供した時点で、契約者から受け取る対価に基づき収益を認識しています。

流通事業

流通事業における収益は、主に法人顧客向けのICT、クラウド、IoTソリューション等に対応したハードウェア、ソフトウェア、サービスなどの商材、個人顧客向けのモバイルアクセサリー、PCソフトウェア、IoTプロダクト等の商材の販売からなります。

流通事業の収益は、顧客が物品等に対する支配を獲得したと考えられる顧客への引き渡し時点で収益として認識しています。

なお、当社グループが第三者のために代理人として取引を行っている場合には、顧客から受け取る対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を表示しています。

ヤフー・LINE事業

ヤフー・LINE事業における収益は、主にメディア事業とコマース事業の収入からなります。

(a) メディア事業

メディア事業は、主に広告商品の企画・販売・掲載をするための各サービスの企画・運営、情報掲載サービスの提供およびその他法人向けのサービスを提供しています。主な収益は、ヤフー広告サービス、LINE広告サービスの収入により構成されます。

i. ヤフー広告サービス

主に広告主向けにヤフー広告サービスを提供しており、検索広告、ディスプレイ広告等から構成されます。

検索広告は、ウェブサイト閲覧者が検索広告をクリックした時点で、顧客が設定したクリック料金に基づき収益を認識しています。

ディスプレイ広告は、ディスプレイ広告(予約型)およびディスプレイ広告(運用型)からなります。

ディスプレイ広告(予約型)は、ウェブサイト上に広告が掲載される期間にわたって収益を認識していません。

ディスプレイ広告(運用型)は、ウェブサイト閲覧者がコンテンツページ上の広告をクリックした時点で、顧客が設定したクリック料金に基づき収益を認識しています。

ii. LINE広告サービス

主に広告主向けにLINE広告サービスを提供しており、ディスプレイ広告、アカウント広告等から構成されます。

ディスプレイ広告は、契約条件で規定されたインプレッション、ビュー、クリック等の特定のアクションを充足した時点で収益を認識しています。

アカウント広告は、主にLINE公式アカウント、LINEスポンサードスタンプから構成されます。

LINE公式アカウントは、契約期間にわたりLINE公式アカウント登録利用の収益を認識しています。

LINEスポンサードスタンプは、契約期間にわたり収益を認識しています。

(b) コマース事業

コマース事業は、主に中小企業や個人向けにインターネットを介して商品の販売やサービスの企画・提供をしています。主な収益は、アスクルグループの物品販売サービス、「ZOZOTOWN」や「ヤフオク!」等のeコマース関連サービス、「Yahoo!プレミアム」等の会員向けサービスの収入により構成されます。

i. アスクルグループの物品販売サービス

アスクルグループは、オフィス関連商品等の販売事業を行っており、主な顧客は中小企業等の法人および個人ユーザーになります。物品販売の収益は、顧客が物品の使用を指図し、当該物品から残りの便益のほとんど全てを獲得する能力を有することとなる、顧客が物品に対する支配を獲得した時点で認識しています。

ii. 「ZOZOTOWN」

主に「ZOZOTOWN」内にテナント形式で出店する各ブランドの代理人として個人ユーザー向けに商品の受託販売を行っており、顧客が物品に対する支配を獲得した時点で、商品取扱高に各手数料率を乗じた受託販売手数料を収益として認識しています。

iii. 「ヤフオク!」

個人ユーザーや法人向けにネットオークションサービスを提供しており、オークション取引が成立した時点で、落札金額に応じた出品者に対する落札システム利用料を収益として認識しています。

iv. 「Yahoo!プレミアム」

個人ユーザー向けに様々な会員特典を受けられる「Yahoo!プレミアム」を販売しており、会員資格が有効な期間にわたって収益を認識しています。

金融事業

金融事業における収益は、主にQRコードによる代金決済サービスの提供により生じる加盟店手数料、クレジット関連サービスから生じる加盟店手数料等の収益からなります。

QRコードによる代金決済サービスの提供により生じる加盟店手数料は、商品等の販売取引の一時点において、顧客である加盟店が代金決済サービスの提供を受けたものと判断し、決済の完了時点で収益として認識しています。

クレジットカード関連サービスのうち、代金決済サービスの提供により生じる加盟店手数料は、履行義務が充足されるカード利用時に収益として認識しています。また、カード会員へのリボルビング払い、分割払いおよびキャッシングサービスの提供により生じる手数料は、IFRS第9号「金融商品」に基づき、その利息の帰属する期間にわたり収益を認識しています。

b. 契約コスト

当社グループは、契約者との通信契約を獲得しなければ発生しなかったコストについて、回収が見込まれるものを契約獲得コストに係る資産として認識しています。当社において、資産計上される契約獲得コストは、主に代理店が契約者との間で、当社と契約者との間の通信契約の獲得および更新を行った場合に支払う販売手数料です。

また、当社グループは、契約者との契約を履行する際に発生したコストが、当該契約または具体的に特定できる契約に直接関連し、将来において履行義務の充足に使用される資源を創出または増価し、かつ、回収が見込まれるものを契約履行コストに係る資産として認識しています。当社において、資産計上される契約履行コストは、主に「SoftBank 光」サービス提供前に発生する設定関連費用です。

契約獲得コストは、当該コストに直接関連する財またはサービスが提供されると予想される期間(主に2～4年)にわたって、定額法により償却しています。契約履行コストは、当該コストに直接関連する財またはサービスが提供されると予想される期間(主として4年)にわたって、定額法により償却しています。

なお、当社グループでは、IFRS第15号における実務上の便法を適用し、契約獲得コストの償却期間が1年以内である場合には、契約獲得コストを発生時に費用として認識しています。

(8) 企業結合の会計処理

企業結合は支配獲得日に、取得法によって会計処理しています。

企業結合時に引き渡した対価は、当社グループが移転した資産、当社グループが引き受けた被取得企業の旧所有者の負債、および支配獲得日における当社グループが発行した資本性金融商品の公正価値の合計として測定しています。取得関連費用は発生時に純損益で認識しています。

支配獲得日において、取得した識別可能な資産および引き受けた負債は、以下を除き、支配獲得日における公正価値で認識しています。

- ・繰延税金資産または繰延税金負債、および従業員給付に係る資産または負債は、それぞれIAS第12号「法人所得税」およびIAS第19号「従業員給付」に従って認識し、測定
- ・被取得企業の株式に基づく報酬契約、または被取得企業の株式に基づく報酬契約の当社グループの制度への置換えのために発行された負債または資本性金融商品は、支配獲得日にIFRS第2号「株式に基づく報酬」に従って測定
- ・売却目的に分類される資産または処分グループは、IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に従って測定

のれんは、移転した対価と被取得企業の非支配持分の金額の合計が、支配獲得日における識別可能な資産および負債の正味価額を上回る場合にその超過額として測定しています。この差額が負の金額である場合には、直ちに純損益で認識しています。

当社グループは、非支配持分を公正価値、または当社グループで認識した識別可能純資産に対する非支配持分の比例割合で測定するかについて、個々の企業結合取引ごとに選択しています。段階的に達成する企業結合の場合、当社グループが以前に保有していた被取得企業の持分は支配獲得日の公正価値で再測定し、当社グループがその持分を処分した場合と同じ方法で会計処理しています。支配獲得日前に計上していた被取得企業の持分の価値の変動に係るその他の包括利益の金額は、当社グループがその持分を処分した場合と同じ方法で会計処理しています。

企業結合の当初の会計処理が期末日までに完了しない場合、当社グループは、完了していない項目については暫定的な金額で報告しています。その後、新たに入手した支配獲得日時点に存在していた事実と状況について、支配獲得日時点に把握していたとしたら企業結合処理の認識金額に影響を与えていたと判断される場合、測定期間の修正として、支配獲得日に認識した暫定的な金額を遡及的に修正します。測定期間は支配獲得日から最長で1年間としています。

IFRS移行日前の企業結合により生じたのれんは、従前の会計基準（日本基準）で認識していた金額をIFRS移行日時点で引き継ぎ、これに減損テストを実施した後の帳簿価額で計上しています。

また、非支配株主が存在する中で行われた共通支配下の取引（すべての結合企業または結合事業が最終的に企業結合の前後で同じ親会社によって支配され、その支配が一時的でない企業結合）について、当連結会計年度より取得法に基づいて会計処理する方法に変更しています。会計方針の変更に関する内容については、「(会計方針の変更に関する注記) 共通支配下の取引に関する会計方針の変更および過年度連結計算書類の遡及適用に伴う影響」をご参照ください。

(会計方針の変更に関する注記)

共通支配下の取引に関する会計方針の変更および過年度連結計算書類の遡及適用に伴う影響

当社グループは、従来、共通支配下の取引については、親会社の帳簿価額に基づき会計処理し、実際の共通支配下の取引日にかかわらず、親会社による被取得企業の支配獲得日もしくは前連結会計年度の期首時点のいずれか遅い日に取得したものとみなして、被取得企業の計算書類を当社グループの連結計算書類の一部として遡及して連結する会計方針を採用していました。しかしながら、上場から3年が経過し、当社グループは多数の非支配株主の存在をより意識した経営を行い、自律的な経営視点と成長戦略をもって企業再編を進めており、PayPay(株)の子会社化という共通支配下の企業結合は、当社グループの多数の非支配株主に重要な影響を及ぼすことから、IFRS第3号の企業結合と類似性があります。そのため、非支配株主が存在する中で行われる共通支配下の企業結合に関しては、IFRS第3号が対象とする企業結合と同様、取得法で会計処理し計算書類に反映することが潜在的な事業価値の適切な評価につながるものであり、計算書類利用者が経済的な意思決定を行うにあたってより目的適合性が高く、信頼性がある情報を提供すると考えています。このため、当連結会計年度より、非支配株主が存在する中で行われた共通支配下の取引について、取得法に基づいて会計処理する方法に変更し、当該会計処理を遡及適用しています。

当該会計方針の変更に伴い、2019年6月に実施したヤフー(株)（現Zホールディングス(株)）の子会社化等、非支配株主が存在する中で行われた共通支配下の取引について、取得法に基づく会計処理に遡及修正しています。これによる連結計算書類への影響は以下の通りです。

1. 連結財政状態計算書への会計方針変更による影響

2021年4月1日

| | 遡及修正前 | 会計方針変更 による影響 | (単位：百万円) 遡及修正後 |
|-----------------|-----------|-----------------|-------------------|
| (資産の部) | | | |
| 流動資産 | | | |
| 現金及び現金同等物 | 1,584,892 | — | 1,584,892 |
| 営業債権及びその他の債権 | 2,082,223 | — | 2,082,223 |
| その他の金融資産 | 144,935 | — | 144,935 |
| 棚卸資産 | 119,411 | — | 119,411 |
| その他の流動資産 | 102,384 | — | 102,384 |
| 非流動資産 | | | |
| 有形固定資産 | 1,248,901 | — | 1,248,901 |
| 使用権資産 | 1,081,559 | — | 1,081,559 |
| のれん | 1,254,727 | 164,839 | 1,419,566 |
| 無形資産 | 2,096,401 | 244,376 | 2,340,777 |
| 契約コスト | 248,194 | — | 248,194 |
| 持分法で会計処理されている投資 | 239,754 | 2,804 | 242,558 |
| 投資有価証券 | 321,300 | △35 | 321,265 |
| 銀行事業の有価証券 | 392,260 | — | 392,260 |
| その他の金融資産 | 1,129,858 | — | 1,129,858 |
| 繰延税金資産 | 55,224 | 504 | 55,728 |
| その他の非流動資産 | 105,697 | — | 105,697 |

| | 遡及修正前 | 会計方針変更 による影響 | (単位：百万円) 遡及修正後 |
|--------------|-----------|-----------------|-------------------|
| (負債及び資本の部) | | | |
| 流動負債 | | | |
| 有利子負債 | 2,000,479 | — | 2,000,479 |
| 営業債務及びその他の債務 | 1,624,048 | — | 1,624,048 |
| 契約負債 | 107,633 | — | 107,633 |
| 銀行事業の預金 | 1,165,577 | — | 1,165,577 |
| その他の金融負債 | 4,924 | — | 4,924 |
| 未払法人所得税 | 195,874 | — | 195,874 |
| 引当金 | 17,710 | — | 17,710 |
| その他の流動負債 | 177,391 | — | 177,391 |
| 非流動負債 | | | |
| 有利子負債 | 3,692,113 | — | 3,692,113 |
| その他の金融負債 | 33,966 | — | 33,966 |
| 引当金 | 106,093 | — | 106,093 |
| 繰延税金負債 | 297,926 | 79,121 | 377,047 |
| その他の非流動負債 | 46,874 | — | 46,874 |
| 資本 | | | |
| 資本金 | 204,309 | — | 204,309 |
| 資本剰余金 | 363,773 | 322,346 | 686,119 |
| 利益剰余金 | 1,066,228 | △35,808 | 1,030,420 |
| 自己株式 | △134,218 | — | △134,218 |
| その他の包括利益累計額 | 35,631 | 0 | 35,631 |
| 非支配持分 | 1,201,389 | 46,829 | 1,248,218 |

2022年3月31日

(単位：百万円)

| | 遡及修正前 | 会計方針変更 による影響 | 遡及修正後 |
|-----------------|-----------|-----------------|-----------|
| (資産の部) | | | |
| 流動資産 | | | |
| 現金及び現金同等物 | 1,546,792 | — | 1,546,792 |
| 営業債権及びその他の債権 | 2,128,934 | — | 2,128,934 |
| その他の金融資産 | 194,031 | — | 194,031 |
| 棚卸資産 | 136,247 | — | 136,247 |
| その他の流動資産 | 125,072 | — | 125,072 |
| 非流動資産 | | | |
| 有形固定資産 | 1,491,842 | — | 1,491,842 |
| 使用権資産 | 824,090 | — | 824,090 |
| のれん | 1,257,889 | 166,685 | 1,424,574 |
| 無形資産 | 2,254,070 | 222,510 | 2,476,580 |
| 契約コスト | 332,197 | — | 332,197 |
| 持分法で会計処理されている投資 | 251,924 | — | 251,924 |
| 投資有価証券 | 469,220 | △111 | 469,109 |
| 銀行事業の有価証券 | 309,225 | — | 309,225 |
| その他の金融資産 | 1,236,240 | — | 1,236,240 |
| 繰延税金資産 | 48,763 | 467 | 49,230 |
| その他の非流動資産 | 101,377 | — | 101,377 |

| | 遡及修正前 | 会計方針変更 による影響 | (単位：百万円) 遡及修正後 |
|--------------|-----------|-----------------|-------------------|
| (負債及び資本の部) | | | |
| 流動負債 | | | |
| 有利子負債 | 2,036,579 | — | 2,036,579 |
| 営業債務及びその他の債務 | 1,462,619 | — | 1,462,619 |
| 契約負債 | 104,293 | — | 104,293 |
| 銀行事業の預金 | 1,406,205 | — | 1,406,205 |
| その他の金融負債 | 3,440 | — | 3,440 |
| 未払法人所得税 | 125,050 | — | 125,050 |
| 引当金 | 26,304 | — | 26,304 |
| その他の流動負債 | 178,263 | — | 178,263 |
| 非流動負債 | | | |
| 有利子負債 | 3,962,946 | — | 3,962,946 |
| その他の金融負債 | 29,790 | — | 29,790 |
| 引当金 | 99,541 | — | 99,541 |
| 繰延税金負債 | 319,313 | 65,166 | 384,479 |
| その他の非流動負債 | 65,224 | — | 65,224 |
| 資本 | | | |
| 資本金 | 204,309 | — | 204,309 |
| 資本剰余金 | 366,098 | 321,932 | 688,030 |
| 利益剰余金 | 1,167,903 | △36,512 | 1,131,391 |
| 自己株式 | △106,462 | — | △106,462 |
| その他の包括利益累計額 | 43,352 | 1 | 43,353 |
| 非支配持分 | 1,213,146 | 38,964 | 1,252,110 |

2. 連結損益計算書への会計方針変更による影響

2022年3月31日に終了した1年間

| | 遡及修正前 | 会計方針変更 による影響 | (単位：百万円) 遡及修正後 |
|----------------------|------------|-----------------|-------------------|
| 売上高 | 5,690,606 | — | 5,690,606 |
| 売上原価 | △2,889,116 | — | △2,889,116 |
| 売上総利益 | 2,801,490 | — | 2,801,490 |
| 販売費及び一般管理費 | △1,836,843 | △21,866 | △1,858,709 |
| その他の営業収益 | 23,547 | 1,673 | 25,220 |
| その他の営業費用 | △2,448 | — | △2,448 |
| 営業利益 | 985,746 | △20,193 | 965,553 |
| 持分法による投資損益 | △60,094 | — | △60,094 |
| 金融収益 | 39,471 | — | 39,471 |
| 金融費用 | △66,442 | — | △66,442 |
| 持分法による投資の売却損益 | 8,925 | — | 8,925 |
| 持分法による投資の減損損失 | △27,243 | △2,159 | △29,402 |
| 税引前利益 | 880,363 | △22,352 | 858,011 |
| 法人所得税 | △296,411 | 13,833 | △282,578 |
| 純利益 | 583,952 | △8,519 | 575,433 |
| 純利益の帰属 | | | |
| 親会社の所有者 | 517,517 | △442 | 517,075 |
| 非支配持分 | 66,435 | △8,077 | 58,358 |
| 親会社の所有者に帰属する1株当たり純利益 | | | |
| 基本的1株当たり純利益(円) | 110.13 | △0.09 | 110.04 |
| 希薄化後1株当たり純利益(円) | 108.27 | △0.09 | 108.18 |

(会計上の見積りに関する注記)

翌連結会計年度中に資産および負債の帳簿価額に重要な修正をもたらすリスクのある、将来に関する仮定および見積りの不確実性に関する情報は、以下の通りです。

1. 企業結合により取得した無形資産およびのれんの公正価値測定ならびに減損に係る見積り

企業結合により取得した無形資産およびのれんは、支配獲得日における公正価値で認識しています。企業結合時の取得対価の配分に際しては、経営者の判断および見積りが、連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。企業結合により識別した無形資産（顧客基盤や商標権など）およびのれんは、見積将来キャッシュ・フロー、割引率、既存顧客の逓減率、対象商標権から生み出される将来売上予想やロイヤルティレート等の仮定に基づいて測定しています。

また、無形資産およびのれんの減損を判断する際に、資金生成単位の回収可能価額の見積りが必要となりますが、減損テストで用いる回収可能価額は、資産の耐用年数、資金生成単位により生じることが予想される見積将来キャッシュ・フロー、市場成長率見込、市場占有率見込および割引率等の仮定に基づいて測定しています。

これらの仮定は、経営者の最善の見積りによって決定されますが、将来の不確実な経済条件の変動により影響を受ける可能性があり、仮定の見直しが必要となった場合には連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

企業結合により取得した無形資産およびのれんの公正価値に関連する内容については「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記) 4. 会計方針に関する事項 (8) 企業結合の会計処理、(企業結合に関する注記)」に記載しています。無形資産およびのれんの減損に関連する内容については「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記) 4. 会計方針に関する事項 (5) 有形固定資産、使用権資産、無形資産およびのれんの減損」をご参照ください。

2. 有形固定資産および無形資産の残存価額・耐用年数の見積り

有形固定資産および無形資産は、当社グループの総資産に対する重要な構成要素です。見積りおよび仮定は、資産の帳簿価額および減価償却費または償却費に重要な影響を及ぼす可能性があります。

資産の減価償却費は、耐用年数の見積りおよび残存価額(有形固定資産の場合)を用いて算出されます。資産の耐用年数および残存価額は、資産を取得または創出した時点で見積りを行い、その後、各連結会計年度末に見直しを行います。資産の耐用年数および残存価額の変更は、連結財政状態計算書および連結損益計算書に対して重要な調整を必要とする可能性があります。経営者は、資産を取得または創出した時点ならびに見直し時に、同種資産に対する経験に基づき、予想される技術上の変化、除却時の見積費用、当該資産の利用可能見込期間、既存顧客の逓減率、当該資産から得られると見込まれる生産高またはこれに類似する単位数および資産の耐用年数に制約を与える契約上の取決めなどの関連する要素を勘案して、当該資産の耐用年数および残存価額を決定しています。

有形固定資産および無形資産の残存価額・耐用年数の見積りに関連する内容については「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記) 4. 会計方針に関する事項 (3) 有形固定資産および無形資産の評価基準、評価方法および減価償却または償却の方法」をご参照ください。

3. 金融商品の公正価値の測定方法

当社グループは、特定の金融商品の公正価値を評価する際に、市場で観察可能ではないインプットを利用する評価技法を用いています。観察可能ではないインプットは、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

金融商品の公正価値に関連する内容については、「(金融商品に関する注記) 2. 金融商品の公正価値等および公正価値のレベルごとの内訳等に関する事項 (1) 公正価値ヒエラルキー、(2) 経常的に公正価値で測定する金融商品、(3) レベル3に分類した金融商品の公正価値測定」をご参照ください。

4. 契約獲得コストの償却期間の見積り

当社グループは、契約獲得コストについて、契約獲得コストに直接関連する財またはサービスが提供されると予想される期間(すなわち、契約獲得コストの償却期間)にわたって、定額法により償却しています。契約獲得コストの償却期間は、契約条件および過去の実績データなどに基づいた解約率や機種変更までの予想期間などの関連する要素を勘案して決定しています。契約獲得コストの償却期間の変更は、連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

契約獲得コストに関連する内容については、「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

4. 会計方針に関する事項 (7) 収益の認識基準 b. 契約コスト」をご参照ください。

(連結財政状態計算書に関する注記)

1. 担保に提供している資産、株式消費貸借取引契約による借入金等

(1) 担保に提供している資産

銀行事業を営む子会社において、主に資金調達や為替決済等の担保として銀行事業の有価証券97,265百万円を差入れています。また、その他の金融資産（非流動）には、中央清算機関差入証拠金125,200百万円を含みます。

(2) 株式消費貸借取引契約による借入金

子会社株式の一部について株式消費貸借取引契約により消費貸借取引を行っており、契約上その担保として受け入れた現金は、短期借入金として認識し有利子負債に含めて表示しています。

(単位：百万円)

| | |
|-------|--------|
| 有利子負債 | |
| 短期借入金 | 20,100 |

(3) その他

a. 売却として会計処理していないセール・アンド・リースバック取引による所有権留保資産

セール・アンド・リースバック取引を行った結果、売却として会計処理していないものは、当社グループが引き続き有形固定資産として計上しているものの、貸手に所有権が留保されている資産は、以下の通りです。

(単位：百万円)

| | |
|--------|---------|
| 有形固定資産 | 731,125 |
|--------|---------|

これらの所有権が留保されている資産に対応する負債は、以下の通りです。

(単位：百万円)

| | |
|---------------|----------------|
| 有利子負債 | |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 205,913 |
| 長期借入金 | 419,728 |
| 合計 | <u>625,641</u> |

b. 無形資産のリース契約による資産

IFRS第16号を適用していない無形資産のリース契約により取得した資産であるため、当社グループが譲渡、転貸または担保に供することが制限されている資産は、以下の通りです。

(単位：百万円)

| | |
|------|---------|
| 無形資産 | 354,452 |
|------|---------|

これらの所有権が留保されている資産に対応する負債は、以下の通りです。

(単位：百万円)

| | |
|---------------|----------------|
| 有利子負債 | |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 114,956 |
| 長期借入金 | 199,600 |
| 合計 | <u>314,556</u> |

c. 日本銀行への預け金

銀行事業を営む子会社は「準備預金制度に関する法律」により、受け入れている預金等の一定比率以上の金額（法定準備預金額）を日本銀行に預け入れる義務があります。当連結会計年度末の現金及び現金同等物のうち344,767百万円は銀行事業を営む子会社の日銀預け金であり、法定準備預金額以上の金額を日本銀行に預け入れています。

2. 資産から直接控除した貸倒引当金

| | |
|---------------|---------------|
| | (単位：百万円) |
| 営業債権及びその他の債権 | 17,378 |
| その他の流動資産 | 0 |
| その他の金融資産（流動） | 9,552 |
| その他の金融資産（非流動） | 32,382 |
| 合計 | <u>59,312</u> |

3. 資産に係る減価償却累計額

| | |
|----------------|-----------|
| | (単位：百万円) |
| 有形固定資産の減価償却累計額 | 2,956,803 |
| 使用権資産の減価償却累計額 | 741,834 |

なお、減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれています。

4. 偶発事象

(1) 貸出コミットメント

当社グループの貸出コミットメントは、主に当社グループのクレジットカード会員へのショッピングおよびキャッシングの利用限度額であり、貸出コミットメントの総額および貸出未実行残高は、以下の通りです。

| | |
|--------------|-------------------|
| | (単位：百万円) |
| 貸出コミットメントの総額 | 11,975,713 |
| 貸出実行残高 | 788,877 |
| 未実行残高 | <u>11,186,836</u> |

なお、当該利用限度額は、クレジットカード会員がその範囲内で随時利用できるため利用されない額もあり、かつ、当社グループが任意に増減させることができるため、貸出未実行残高は必ずしも全額が貸出実行されるものではありません。また、当該貸出コミットメントの未実行残高の期日は、要求払いのため1年以内となります。

(2) 保証債務

当社グループは、債務保証を以下の通り行っています。

| | |
|---------|----------|
| | (単位：百万円) |
| 保証契約の総額 | 3,542 |
| 保証残高 | 3,542 |

(3) 訴訟

当社グループは、現在係争中の複数の訴訟等の当事者となっています。その最終結果について以下の訴訟を除き合理的に見積もることが困難な訴訟等については、引当金を計上していません。当社グループは、これらの訴訟等の結果が、現在入手可能な情報に基づき、当社グループの財政状態および経営成績に重大な悪影響を及ぼすものであるとは想定していません。

a. 当社は、2015年4月30日に、日本郵政インフォメーションテクノロジー(株)(以下「JPiT」)を被告として、全国の郵便局等2万7千拠点を結ぶ通信ネットワークを新回線(5次PNET)へ移行するプロジェクトに関してJPiTから受注した通信回線の敷設工事等の追加業務に関する報酬等の支払いを求める訴訟を東京地方裁判所に提起しました。

当社は、2013年2月7日付で締結した契約により、全国の日本郵政グループの事業所拠点へ通信回線を整備する業務等をJPiTから受注し、その業務を遂行してきましたが、JPiTからの要請により、当初の契約における受注業務の範囲を超える業務も実施してきました。

当社は、この追加業務に関する報酬等について、JPiTとの間で、これまで長期間にわたり交渉を継続してきましたが、協議による解決には至りませんでした。このため、やむを得ず、当該追加業務に関する報酬等の支払いを求めて訴訟を提起したものです。

b. 当社は、2015年4月30日に、JPiTを原告、当社および㈱野村総合研究所(以下「NRI」)を共同被告とする訴訟の提起を受けました。

JPiTは、当該訴訟において、当社およびNRIに対し、上記a.に記載の5次PNETへ移行するプロジェクトに関して両社に発注した業務の履行遅滞等に伴い損害が生じたとして、連帯してその賠償をするように求めています。

なお、当該訴訟は、2015年7月29日付で、上記b.の訴訟を上記a.の訴訟に併合する決定がありました。

その後、2022年9月9日に東京地方裁判所において、JPiTから当社へ追加業務に関する報酬等1,921百万円および遅延損害金の支払い、ならびに当社からJPiTへ損害金10,854百万円および遅延損害金の支払いを命じる判決がありました。当社は当該判決を不服として、2022年9月22日に東京高等裁判所へ控訴していますが、2023年3月31日において、連結財政状態計算書上、当該判決による認容債権額を相殺した損害金8,984百万円および遅延損害金10,192百万円の合計19,176百万円を「引当金(流動)」に計上しています。また、2023年3月31日に終了した1年間において、連結損益計算書上、損害金8,984百万円は「その他の営業費用」、遅延損害金10,192百万円は「金融費用」に計上しています。

5. 財務制限条項

(1) 当社の有利子負債に付されている財務制限条項

当社の有利子負債には財務制限条項が付されており、主な内容は次の通りです。

- ・連結会計年度末および第2四半期末において、当社グループの連結財政状態計算書における資本の額が、前年同期比75%を下回らないこと。
- ・事業年度末および第2四半期末において、当社の貸借対照表における純資産の額が、前年同期比75%を下回らないこと。
- ・連結会計年度において、当社グループの連結損益計算書における営業損益または純損益が2期連続損失とならないこと。
- ・事業年度において、当社の損益計算書における営業損益または当期純損益が2期連続損失とならないこと。
- ・連結会計年度末および第2四半期末において、当社グループのネットレバレッジ・レシオ (a) が一定の数値を上回らないこと。

(a) ネットレバレッジ・レシオ = ネットデット (b) ÷ 調整後EBITDA (c)

(b) 当社グループの連結財政状態計算書に示される有利子負債から現金及び現金同等物に一定の調整を加えたものを控除した額。なお、ここでいう有利子負債には資産流動化（証券化）の手法による資金調達取引から生じた有利子負債を含めないなど一定の調整あり。

(c) EBITDAに金融機関との契約で定められた一定の調整を加えたもの。

(2) Zホールディングス(株)の有利子負債に付されている財務制限条項

当社の子会社であるZホールディングス(株)の有利子負債には財務制限条項が付されており、主な内容は次の通りです。

- ・2020年9月決算期以降の各決算期における決算期の各末日時点における同社の貸借対照表に表示される純資産の額が、前年同期比75%を下回らないこと。
- ・2020年9月決算期以降の各決算期における第2四半期と決算期の各末日時点における当社グループの連結財政状態計算書に表示される純資産の額が、前年同期比75%を下回らないこと。
- ・2020年9月決算期以降の各決算期における決算期の各末日時点における同社の貸借対照表において債務超過とならないこと。
- ・2020年9月決算期以降の各決算期における第2四半期と決算期の各末日時点における当社グループの連結財政状態計算書において債務超過とならないこと。
- ・2021年3月決算期以降の各決算期における決算期末日時点における同社の損益計算書に表示される営業損益または当期純損益に関して2期連続して損失とならないこと。
- ・2021年3月決算期以降の各決算期における決算期末日時点における当社グループの連結損益計算書に表示される営業損益または当期損益に関して2期連続して損失とならないこと。

- ・2020年9月決算期以降の各決算期における第2四半期と決算期の各末日時点における同社のネットレバレッジ・レシオ (a) が一定の数値以下であること。
- (a) ネットレバレッジ・レシオ = ネットデット (b) ÷ 調整後EBITDA (c)
- (b) 同社グループの連結財政状態計算書に示される有利子負債から現金及び現金同等物を控除した額。なお、ここでいう有利子負債には資産流動化（証券化）の手法による資金調達取引から生じた有利子負債を含めない、PayPay銀行(株)の有利子負債および現金及び現金同等物は、有利子負債および現金及び現金同等物に含めない等の一定の調整あり。
- (c) EBITDAに金融機関との契約で定められた一定の調整を加えたもの。

(連結損益計算書に関する注記)

その他の営業収益およびその他の営業費用

その他の営業収益およびその他の営業費用の内訳は、以下の通りです。

(単位：百万円)

| | |
|---------------------|----------------|
| その他の営業収益 | |
| 企業結合に伴う再測定による利益(注1) | 310,084 |
| 子会社の支配喪失に伴う利益 | 8,655 |
| その他 | 2,683 |
| 合計 | <u>321,422</u> |
| その他の営業費用 | |
| 減損損失 | △5,604 |
| 訴訟損失引当金繰入額(注2) | △8,984 |
| 合計 | <u>△14,588</u> |

(注1) 主な内容は、PayPay(株)の子会社化に伴い計上した段階取得に係る差益です。詳細は「(企業結合に関する注記) PayPay(株)の子会社化」をご参照ください。

(注2) JPiTとの訴訟に係る損害金の支払いに備えるため計上した損失見込額です。詳細は「(連結財政状態計算書に関する注記) 4. 偶発事象」をご参照ください。

(連結持分変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度 期首株式数 | 当連結会計年度 増加株式数 | 当連結会計年度 減少株式数 | 当連結会計年度末 株式数 |
|-----------|------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 普通株式 (千株) | 4,787,145 | — | — | 4,787,145 |

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

当社

2022年5月20日取締役会

| | |
|----------|------------|
| 株式の種類 | 普通株式 |
| 配当金の総額 | 202,414百万円 |
| 1株当たり配当額 | 43.00円 |
| 基準日 | 2022年3月31日 |
| 効力発生日 | 2022年6月9日 |

2022年10月20日取締役会

| | |
|----------|------------|
| 株式の種類 | 普通株式 |
| 配当金の総額 | 203,244百万円 |
| 1株当たり配当額 | 43.00円 |
| 基準日 | 2022年9月30日 |
| 効力発生日 | 2022年12月6日 |

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2023年5月24日開催の取締役会において次の通り決議を予定しています。

当社

2023年5月24日取締役会

| | |
|----------|------------|
| 株式の種類 | 普通株式 |
| 配当金の総額 | 203,457百万円 |
| 1株当たり配当額 | 43.00円 |
| 基準日 | 2023年3月31日 |
| 効力発生日 | 2023年6月6日 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

| | |
|------|-------------|
| 普通株式 | 25,058,600株 |
|------|-------------|

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、事業展開の多角化を進めており、事業環境、金融市場環境による影響を受け、様々な財務上のリスク（信用リスク、市場リスクおよび流動性リスク）が発生します。当社グループは、当該財務上のリスクの防止および低減のために、一定の方針に従いリスク管理を行っています。

なお、当社におけるデリバティブ取引については、デリバティブ取引管理規程に従い、実需に限定し、定められた取引執行手続を経た上で実行しています。

(1) 信用リスク

信用リスクは、保有する金融資産の相手方が契約上の債務に対して債務不履行になり、当社グループの財務上の損失が発生するリスクです。

当社グループは、事業を営む上で、営業債権およびその他の債権、契約資産およびその他の金融資産（預金、株式、債券およびデリバティブ）、投資有価証券および銀行事業の有価証券において、取引先の信用リスクがあります。

当社グループは、当該リスクの未然防止または低減のため、過度に集中した信用リスクのエクスポージャーを有していません。

銀行事業の有価証券には、主に国内債、外国債等の有価証券および信託受益権が含まれており、債券は主に発行体の信用リスク、信託受益権は原資産の信用リスクに晒されています。

FVTOCIの資本性金融資産は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、発行体である取引先の財務状況等を継続的にモニタリングしています。

営業債権である売掛金は代理店向け債権のほか、顧客向けの通信用債権、携帯電話端末の割賦債権があり、それぞれ代理店および顧客の信用リスクに晒されています。代理店向け債権に対する信用リスクに関しては社内の与信管理規程に従い、取引先毎の期日管理および残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としています。また、顧客の信用リスクに関しては、顧客との契約時において社内基準に従った審査を行うとともに、随時、顧客毎の利用状況や回収状況の確認を行い、回収不能額の増加を回避しています。割賦債権については外部機関に信用の照会を行っています。

デリバティブ取引の執行・管理については、デリバティブ取引管理規程に基づき運用されており、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、信用格付の高い金融機関とのみ取引を行っています。

当社グループの連結財政状態計算書で表示している金融資産の減損後の帳簿価額および貸出コミットメントは、当社グループの金融資産の信用リスクに対するエクスポージャーの最大値です。なお、保有する担保の評価およびその他の信用補完は考慮していません。

営業債権、契約資産および貸出コミットメントについては、全期間の予想信用損失を測定しています。営業債権、契約資産および貸出コミットメント以外の債権等については、信用リスクの著しい増加を評価のうえ、将来の予想信用損失を測定しています。信用リスクが著しく増加しているか否かは、債務不履行発生リスクの変動に基づいて判断しており、その判断にあたって、取引先の期日経過情報や経営成績の悪化、外部信用格付等を考慮しています。営業債権および契約資産以外の債権等は、原則として12カ月の予想信用損失と同額で測定していますが、信用リスクが当初認識時点より著しく増大した場合には、全期間の予想信用損失と同額で測定しています。

当社グループは、金融資産の見積将来キャッシュ・フローへのマイナスの影響を与える以下のような債務不履行の事象等が発生した場合は、信用減損している金融資産として個別債権等ごとに予想信用損失を測定しています。金融資産が個別に重要でない場合は、信用リスクの特性や発生した取引の性質に基づいて集学的評価により検討しています。

- ・発行体または債務者の重大な財政的困難
- ・利息または元本の支払不履行または遅延などの契約違反
- ・債務者の破産または財務的再編成に陥る可能性が高くなったこと

(2) 市場リスク

a. 為替リスク

当社グループは、外貨建取引を行っているため、主に米ドルレートの変動により生じる為替リスクに晒されていますが、当該リスクを回避する目的で為替予約取引を利用しています。また、外国為替証拠金取引における為替変動リスクに対しては、顧客等との間の取引により生じる為替ポジションをカウンターパーティとの間で行うカバー取引によってリスクを回避しています。

b. 価格リスク

当社グループは、事業戦略上の目的で、上場株式など活発な市場で取引される資本性金融商品を保有しており、市場価格の変動リスクに晒されています。相互の事業拡大や取引関係の強化を目的に取得したものであり、短期で売買することを目的に保有していません。当社グループは、市場価格の変動リスクを管理するため、発行体の財務状況や市場価格の継続的モニタリングを行い、取引先企業との関係を勘案して保有状況を見直しています。

c. 金利リスク

当社グループは、有利子負債による資金調達を行っています。有利子負債のうち一部は変動金利であり、金利の上昇により支払利息が増加するリスクに晒されています。当社グループは、金利変動リスクの未然防止または低減するため、固定金利と変動金利の有利子負債の適切な組み合わせを維持し、一部の変動金利の借入金については金利変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために金利スワップ取引を利用しています。また、変動金利の有利子負債について、金利変動の継続的なモニタリングを行っています。

(3) 流動性リスク

当社グループは、買掛金、未払金、借入金およびリース負債などの債務の履行が困難になる流動性リスクに晒されています。

当社グループは、流動性リスクの未然防止または低減のため、市場環境や長短のバランスを勘案して、銀行借入やリース等による間接調達のほか、社債発行や債権流動化等の直接調達を行い、資金調達手段の多様化を図っています。また、資金の運用については、主に短期的な預金などにより運用しています。

また、当社グループは、流動性資金およびキャッシュ・フローの予算と実績について継続的にモニタリングしています。

2. 金融商品の公正価値等および公正価値のレベルごとの内訳等に関する事項

(1) 公正価値ヒエラルキー

当初認識後に経常的に公正価値で測定する金融商品は、測定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、公正価値ヒエラルキーの3つのレベルに分類しています。

当該分類において、公正価値のヒエラルキーは、以下のように定義しています。

レベル1：同一の資産または負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により測定した公正価値

レベル2：レベル1以外の直接または間接的に観察可能なインプットを使用して測定した公正価値

レベル3：観察可能でないインプットを使用して測定した公正価値

公正価値測定に複数のインプットを使用している場合には、その公正価値測定の全体において重要な最も低いレベルのインプットに基づいて公正価値のレベルを決定しています。

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、各四半期の期首時点で発生したものとして認識しています。なお、当連結会計年度において、レベル1とレベル2の間における振替はありません。

(2) 経常的に公正価値で測定する金融商品

経常的に公正価値で測定する金融商品の公正価値ヒエラルキーに基づくレベル別分類は、以下の通りです。

(単位：百万円)

| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
|------------|---------|---------|---------|---------|
| 金融資産 | | | | |
| 株式 | 40,856 | － | 104,335 | 145,191 |
| 債券 | 4,804 | 149,323 | 2,111 | 156,238 |
| 信託受益権 | － | － | 123,402 | 123,402 |
| デリバティブ金融資産 | 988 | 4,970 | － | 5,958 |
| その他 | 57,265 | 300 | 94,776 | 152,341 |
| 合計 | 103,913 | 154,593 | 324,624 | 583,130 |
| 金融負債 | | | | |
| デリバティブ金融負債 | 286 | 4,016 | － | 4,302 |
| その他 | － | － | 5,633 | 5,633 |
| 合計 | 286 | 4,016 | 5,633 | 9,935 |

経常的に公正価値で測定する金融商品の公正価値の主な測定方法は、以下の通りです。

a. 株式

活発な市場における同一銘柄の相場価格が入手できる場合の公正価値は、当該相場価格を使用して測定し、レベル1に分類しています。活発な市場における同一銘柄の相場価格が入手できない場合の公正価値は、類似企業比較法、取引事例法および割引キャッシュ・フロー法等の適切な評価技法を使用して測定しています。測定に使用する相場価格や割引率などのインプットのうち、すべての重要なインプットが観察可能である場合はレベル2に分類し、重要な観察可能でないインプットを含む場合はレベル3に分類しています。レベル3に分類した金融資産の公正価値を算定するための重要な観察可能でないインプットとして、類似企業の収益倍率等の評価倍率、ならびに資本コストや永久成長率を使用しています。

b. 債券および信託受益権

活発な市場における同一銘柄の相場価格が入手できる場合の公正価値は、当該相場価格を使用して測定し、レベル1に分類しています。活発な市場における同一銘柄の相場価格が入手できない場合の公正価値は、主に売買参考統計値、ブローカーによる提示相場等、利用可能な情報に基づく取引価格を使用して測定しているほか、リスクフリーレートや信用スプレッドを加味した割引率のインプットを用いて、割引キャッシュ・フロー法で測定しており、インプットの観察可能性および重要性に応じてレベル2またはレベル3に分類しています。

c. デリバティブ金融資産およびデリバティブ金融負債

活発な市場における同一銘柄の相場価格が入手できる場合の公正価値は、当該相場価格を使用して測定し、レベル1に分類しています。活発な市場における同一銘柄の相場価格が入手できない場合の公正価値は、類似契約の相場価格または契約を締結している金融機関から提示された価格に基づいて測定しており、レベル2に分類しています。

(3) レベル3に分類した金融商品の公正価値測定

a. 公正価値の評価技法およびインプット

株式

主に割引キャッシュ・フロー法や取引事例法等の評価技法で公正価値を算定しています。割引キャッシュ・フロー法の重要な観察可能でないインプットは資本コストと、継続価値算定のための類似企業の収益倍率等の評価倍率です。

b. 感応度分析

重要な観察可能でないインプットのうち、資本コストが上昇(低下)した場合は、株式の公正価値が減少(増加)します。一方、収益倍率等の評価倍率が上昇(低下)した場合は、株式の公正価値は増加(減少)します。

レベル3に分類した金融商品について、観察可能でないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合に重要な公正価値の増減は見込まれていません。

c. 評価プロセス

当社グループの財務および経理部門の担当者は、社内規程に基づいて、公正価値測定の対象となる金融商品の性質、特徴およびリスクを最も適切に反映できる評価技法およびインプットを用いて公正価値を測定しています。また、測定に高度な知識および経験を必要とする金融商品で、その金融商品が金額的に重要である場合には、公正価値測定に外部の評価専門家を利用しています。各四半期末日において実施した金融商品の公正価値の測定結果は外部専門家の評価結果を含めて、財務経理部門の責任者が公正価値の増減分析結果などのレビューと承認を行っています。

d. レベル3に分類した金融商品の調整表

レベル3に分類した金融商品の調整表は、以下の通りです。

| 金融資産 | | | | | (単位：百万円) |
|------------------|----------|-------|---------|---------|----------|
| | 株式 | 債券 | 信託受益権 | その他 | |
| 2022年4月1日 | 314,742 | 1,039 | 126,428 | 109,471 | |
| 利得または損失 | | | | | |
| 純損益(注1) | △14,284 | △19 | — | △16,878 | |
| その他の包括利益(注2) | 150,333 | △2 | 311 | 2,319 | |
| 購入 | 13,800 | 1,033 | 27,000 | 2,968 | |
| 売却 | △2,213 | △940 | △30,337 | △202 | |
| 連結範囲の異動による変動(注3) | △348,725 | — | — | 50 | |
| 上場によるレベル1への振替 | △648 | — | — | — | |
| その他(注2) | △8,670 | 1,000 | — | △2,952 | |
| 2023年3月31日 | 104,335 | 2,111 | 123,402 | 94,776 | |
| 金融負債 | | | | | (単位：百万円) |
| | その他 | | | | |
| 2022年4月1日 | — | | | | |
| 利得または損失 | | | | | |
| 純損益(注1) | △5,887 | | | | |
| その他(注4) | 11,520 | | | | |
| 2023年3月31日 | 5,633 | | | | |

(注1) 上表の「純損益」に認識した利得または損失は、連結損益計算書の「金融収益」および「金融費用」に含めています。

(注2) 上表の金融資産の「その他の包括利益」にはPayPay㈱の優先株式の評価益141,700百万円が含まれています。また、金融資産の「その他」にはPayPay㈱の優先株式に配分した超過損失額6,121百万円が含まれています。

(注3) 上表の金融資産の「連結範囲の異動による変動」にはPayPay㈱を子会社化するために実施した、PayPay優先株式の普通株式への振替額337,784百万円が含まれています。

(注4) 上表の金融負債の「その他」には、非支配株主に係る売建プット・オプションの当初認識額が含まれています。

(4) 経常的に公正価値評価しない金融商品

経常的に公正価値評価しない金融負債の帳簿価額および公正価値ヒエラルキーに基づくレベル別分類は、以下の通りです。なお、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっている金融商品は、下表には含めていません。

(単位：百万円)

| | 帳簿価額 | 公正価値 | | | |
|------------|-----------|------|-----------|---------|-----------|
| | | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 有利子負債(非流動) | | | | | |
| 長期借入金 | 2,470,314 | — | 1,490,552 | 998,247 | 2,488,799 |

上記の金融負債の公正価値の主な測定方法は、以下の通りです。

a. 長期借入金

1年内返済予定を除く変動金利付の長期借入金の公正価値は、市場金利等の観察可能なインプットを用いた割引キャッシュ・フロー法により測定しており、レベル2に分類しています。

1年内返済予定を除く固定金利付の長期借入金の公正価値は、同一の残存期間で同条件の借入を行う場合の信用スプレッドを含む金利を用いた割引キャッシュ・フロー法により測定しており、レベル3に分類しています。

1年内返済予定を除く無形資産のリース取引に伴い発生した長期借入金の公正価値は、支払までの期間および信用リスクを加味した利率を用いて、割引キャッシュ・フロー法により測定しており、レベル3に分類しています。

1年内返済予定を除く売却として会計処理していないセール・アンド・リースバック取引に係る長期借入金の公正価値は、支払までの期間および信用リスクを加味した利率を用いて、割引キャッシュ・フロー法により測定しており、レベル3に分類しています。

(5) 有利子負債および銀行事業の預金の期日別残高

有利子負債および銀行事業の預金の期日別残高は、以下の通りです。

(単位：百万円)

| | 帳簿 残高 | 期日別 残高合計 | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 |
|----------------------|-----------|-------------|-----------|-------------|-------------|-------------|-------------|---------|
| 有利子負債 | | | | | | | | |
| 短期借入金 | 599,353 | 599,353 | 599,353 | — | — | — | — | — |
| コマーシャル・ペーパー | 122,001 | 122,001 | 122,001 | — | — | — | — | — |
| 長期借入金 (1年内返済予定含む) | 3,521,445 | 3,539,042 | 1,054,328 | 1,226,663 | 484,635 | 328,454 | 259,826 | 185,136 |
| 社債 (1年内償還予定含む) | 1,157,670 | 1,160,000 | 120,000 | 85,000 | 220,000 | 200,000 | 230,000 | 305,000 |
| リース負債 | 734,032 | 734,032 | 171,682 | 107,816 | 80,891 | 71,524 | 58,784 | 243,335 |
| 銀行事業の預金 (注) | 1,487,949 | 1,487,949 | 1,472,260 | 5,457 | 3,846 | 943 | 1,407 | 4,036 |
| 合計 | 7,622,450 | 7,642,377 | 3,539,624 | 1,424,936 | 789,372 | 600,921 | 550,017 | 737,507 |

(注) 要求払いのものについては「1年以内」に含めています。「銀行事業の預金」には1,363,845百万円の要求払預金を含みます。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | | |
|--------------------|------|-----|
| 1. 1株当たり親会社所有者帰属持分 | 470円 | 24銭 |
| 2. 基本的1株当たり純利益 | 112円 | 53銭 |

(企業結合に関する注記)

PayPay(株)の子会社化

(1) 取引の概要

2022年7月27日に当社および当社の子会社であるZホールディングス(株)(以下「Zホールディングス」)間で締結した取引契約(以下「本件取引契約」)に基づく一連の取引を実施することにより、2022年10月1日付でPayPay(株)の子会社化を実施しました。本子会社化は、当社グループの企業価値を最大化することを目的としており、PayPay(株)の親会社であるBホールディングス(株)をZホールディングスと共同経営することにより、PayPay(株)の収益機会拡大や「PayPay経済圏」の拡大、グループシナジーの強化を図ります。

本件取引契約に基づき、当社およびZホールディングスの完全子会社であるZホールディングス中間(株)が保有するPayPay(株)のA種優先株式を普通株式へ転換したことにより、当社グループはPayPay(株)の議決権の過半数を取得し、PayPay(株)は2022年10月1日に当社の子会社となりました。また、本件取引契約に基づく一連の取引の結果、当社グループのPayPay(株)に対する議決権所有割合は69.8%となりました。

(2) 被取得企業の概要

| | |
|------|--------------------------|
| 名称 | PayPay(株) |
| 事業内容 | モバイルペイメント等電子決済サービスの開発・提供 |

(3) 支配獲得日

2022年10月1日

(4) 取得対価およびその内訳

| | (単位：百万円) |
|-----------------------------------|-----------------------|
| | 支配獲得日 (2022年10月1日) |
| 支配獲得時に既に保有していたPayPay(株)の普通株式の公正価値 | 273,900 |
| A種優先株式からの転換により取得した普通株式の公正価値 | 359,700 |
| 取得対価の合計 | A 633,600 |

当社グループが支配獲得時に既に保有していたPayPay(株)に対する資本持分を支配獲得日の公正価値で再測定した結果、294,843百万円の段階取得に係る差益を認識しています。この金額は、連結損益計算書の「その他の営業収益」に計上しています。

(5) 支配獲得日における資産・負債の公正価値、非支配持分およびのれん（注1）

| | (単位：百万円) | |
|--------------|-----------------------|---------|
| | 支配獲得日 (2022年10月1日) | |
| 現金及び現金同等物 | | 397,292 |
| 営業債権及びその他の債権 | | 267,586 |
| その他（流動資産） | | 65,451 |
| 無形資産(注2) | | 60,774 |
| その他（非流動資産） | | 2,957 |
| 資産合計 | | 794,060 |
| 営業債務及びその他の債務 | | 622,455 |
| その他（流動負債） | | 12,950 |
| 繰延税金負債 | | 15,729 |
| その他（非流動負債） | | 848 |
| 負債合計 | | 651,982 |
| 純資産 | B | 142,078 |
| 非支配持分(注3) | C | 43,101 |
| のれん(注4) | A-(B-C) | 534,623 |

(注1) 取得対価は、支配獲得日における公正価値を基礎として、取得した資産及び引き受けた負債に配分しています。当連結会計年度において、取得対価の配分が完了しています。取得した資産及び引き受けた負債のそれぞれの合計について、当初の暫定的な金額と最終的な金額の間に重要な変動はありません。

(注2) 識別可能な資産である顧客基盤51,368百万円が含まれており、見積耐用年数は10年です。また、企業結合により識別した無形資産は、見積将来キャッシュ・フロー、割引率、既存顧客の遞減率から生み出される将来売上収益、ロイヤルティレート等の仮定に基づいて測定しています。

(注3) 非支配持分は、支配獲得日における被取得企業の識別可能な純資産の公正価値に対する非支配持分割合で測定しています。

(注4) のれんは、今後の事業展開や当社グループと被取得企業とのシナジーにより期待される将来の超過収益力を反映したものです。

(6) 被取得企業の売上高および純損失

連結損益計算書に認識されている、支配獲得日以降における内部取引消去前の被取得企業の売上高は66,233百万円、純損失は15,971百万円です。

(収益認識に関する注記)

1. 収益の分解

売上高の内訳は、以下の通りです。

| | (単位：百万円) |
|--------------|-----------|
| コンシューマ事業 | |
| サービス売上 | |
| モバイル | 1,503,360 |
| ブロードバンド | 396,746 |
| でんぎ | 392,550 |
| 物販等売上 | 579,767 |
| 小計 | 2,872,423 |
| 法人事業 | |
| モバイル(注3) | 313,845 |
| 固定 | 174,033 |
| ソリューション等(注3) | 244,766 |
| 小計 | 732,644 |
| 流通事業 | 516,636 |
| ヤフー・LINE事業 | |
| メディア | 627,443 |
| コマース | 819,895 |
| 戦略 | 72,717 |
| その他 | 12,943 |
| 小計 | 1,532,998 |
| 金融事業(注4) | 125,816 |
| その他 | 131,482 |
| 合計 | 5,911,999 |

(注1) 売上高の内訳は、外部顧客への売上高を表示しています。

(注2) 売上高の内訳には、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」以外のその他の源泉(主に法人事業のリース取引)から生じる売上高が含まれており、148,111百万円です。

(注3) 法人事業のモバイルおよびソリューション等には、サービス売上および物販等売上が含まれています。サービス売上は429,424百万円、物販等売上は129,187百万円です。

(注4) 2022年10月1日にPayPay(株)を子会社化したことに伴い報告セグメントを見直し、「金融事業」を追加しました。「金融事業」を構成する主な子会社は、PayPay(株)、PayPayカード(株)、SBペイメントサービス(株)およびPayPay証券(株)です。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

〔連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記〕 4. 会計方針に関する事項 (7) 収益の認識基準」に記載の通りです。

3. 残存履行義務に配分された取引価格

(1) 契約残高

契約残高の内訳は、以下の通りです。

| | (単位：百万円) | |
|---------------|-----------|------------|
| | 2022年4月1日 | 2023年3月31日 |
| 顧客との契約から生じた債権 | 837,308 | 920,170 |
| 契約資産 | 17,817 | 11,020 |
| 合計 | 855,125 | 931,190 |
| 契約負債 | 124,831 | 158,603 |

契約資産は、当社グループが顧客に移転した財またはサービスと交換に受け取る対価に対する当社グループの権利であり(当該権利について、時の経過以外の条件が残っているもの)、主に、以下のものが含まれています。

- ・各種キャンペーンにおいて、取引価格の減額として取引価格の合計に含めている金額があります。当該取引価格の合計を各履行義務へ配分して、各履行義務の充足と交換に受け取る対価に対する当社グループの権利のうち、債権を除く金額を契約資産として認識しています。

契約負債は、当社グループが顧客に財またはサービスを移転する義務のうち、当社グループが顧客からすでに対価を受け取っているものであり、主に、以下のものが含まれています。

- ・新規契約時および機種変更時に顧客から受領する契約事務手数料収入および機種変更手数料収入は契約負債として認識しています。
- ・サービスの対価として、顧客からすでに受け取っている前受金等を契約負債として認識しています。

なお、当連結会計年度に認識した収益のうち、期首時点の契約負債残高に含まれていた金額は、96,188百万円です。

また、顧客との契約から生じた債権について認識した減損損失は、6,065百万円です。

(2) 未充足の履行義務に配分された取引価格

当連結会計年度末における未充足(または部分的に未充足)の履行義務に配分した取引価格の総額は、150,980百万円です。当該履行義務の主なものは、法人事業のモバイルサービスおよび携帯端末レンタルサービスから生じており、主に3年以内に認識されると見込まれています。

なお、当社グループは、IFRS第15号第121項における実務上の便法を使用し、以下の残存履行義務に関する取引価格を含めていません。

- ・予想される残存期間が1年以内である契約の取引価格
- ・従量課金などのサービス提供量に直接対応する金額で顧客から対価を受ける契約の取引価格

(重要な後発事象に関する注記)

自己株式の取得

当社は、2023年5月10日の取締役会において、以下の通り、会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づき、自己株式の取得に係る事項について決議しました。

1. 自己株式の取得を行う理由

株主還元方針にのっとり、消却する株式の一部に充当するため

2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類

当社普通株式

(2) 取得し得る株式の総数

56,300,000株(上限)

(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合：1.19%)

(3) 株式の取得価額の総額

1,000億円(上限)

(4) 取得期間

2023年5月11日～2024年3月31日

(5) 取得方法

証券会社への投資一任勘定取引による市場買付

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式・・・移動平均法による原価法によっています。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの・・・時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっています。

市場価格のない株式等・・・移動平均法による原価法によっています。

(2) デリバティブの評価基準および評価方法

時価法によっています。

(3) 棚卸資産の評価基準および評価方法

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっています。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を含む）

定額法により償却しています。

(2) 無形固定資産（リース資産を含む）

定額法により償却しています。

(3) 長期前払費用

均等償却しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失の発生に備えるため、貸倒実績率によるほか、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しています。

なお、退職一時金制度の支給対象期間は2007年3月31日までとなっています。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

② 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異および過去勤務費用は、発生した年度において全額費用処理しています。

(3) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度末に負担すべき金額を計上しています。

(4) 事業終了損失引当金

事業の終了に伴う将来の損失に備えるため、翌事業年度以降の当該損失額を見積り、必要と認められる金額を計上しています。

(5) 契約損失引当金

顧客との契約の履行に伴い発生する将来の損失に備えるため、翌事業年度以降の当該損失額を見積り、必要と認められる金額を計上しています。

(6) 訴訟損失引当金

訴訟に対する将来の損失に備えるため、翌事業年度以降の当該損失額を見積り、必要と認められる金額を計上しています。

4. 収益および費用の計上基準

(1) 収益の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)および「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を適用しており、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

① コンシューマ事業

コンシューマ事業における収益は、主に個人顧客向けのモバイルサービスおよび携帯端末の販売、ブロードバンドサービス収入からなります。

a. モバイルサービスおよび携帯端末の販売

当社は契約者に対し音声通信、データ通信および関連するオプションサービスからなるモバイルサービスを提供するとともに、顧客に対し携帯端末の販売を行っています。

モバイルサービスにおける収益は、主に月額基本使用料および通信料収入(以下「モバイルサービス収入」)と手数料収入により構成されます。また、携帯端末の販売における収益(以下「携帯端末売上」)は、契約者および代理店に対する携帯端末の売上およびアクセサリ類の売上から構成されます。

上記取引の商流としては、当社が代理店に対して携帯端末を販売し、代理店を通じて契約者と通信契約の締結を行うもの(以下「間接販売」)と、当社が契約者に対して携帯端末を販売し、直接通信契約の締結を行うもの(以下「直接販売」)からなります。

モバイルサービスにおいては、契約者との契約条件に基づいて、契約の当事者が現在の強制可能な権利および義務を有している期間を契約期間としています。また、契約者に契約を更新するオプションを付与しており、かつ、当該オプションが契約者へ「重要な権利」を提供すると判断した場合には、当該オプションを別個の履行義務として識別しています。なお、当社は、履行義務として識別したオプションの独立販売価格を見積ることの実務的代替として、提供すると予想される通信サービスおよびそれに対応する予想対価を参照して、取引価格を当該オプションに関連する通信サービスに配分しています。

モバイルサービス料は、契約者へ月次で請求され、概ね一か月以内に支払期限が到来します。間接販売の携帯端末代金は、代理店への販売時に代理店へ請求され、その後、概ね一か月以内に支払期限が到来します。また、直接販売の携帯端末代金は、販売時に全額支払う一括払いと、割賦払い期間にわたって月次で請求され、概ね一か月以内に支払期限が到来する割賦払いがあります。当社では、定量的および定性的な分析の結果、これらの取引価格には、支払時期による重大な金融要素は含まれていないと判断しており、当該金融要素について調整していません。なお、当社では、収益を認識した時点と支払いまでの期間が一年以内の場合に重大な金融要素の調整を行わない実務上の便法を使用しています。

当社では、モバイルサービスおよび携帯端末の販売において、契約開始後の一定期間については返品および返金の義務を負っています。返品および返金の義務は、過去の実績に基づいて、商品およびサービスの種類ごとに金額を見積り、取引価格から控除しています。

当社では、携帯端末に関してオプションの追加保証サービスを提供しており、これらのサービスが提供されている契約においては、これらを別個の履行義務とし、契約者にサービスを提供した時点で収益として認識しています。

i. 間接販売

携帯端末売上は、代理店が携帯端末に対する支配を獲得したと考えられる代理店への引き渡し時点で収益として認識しています。間接販売に関わる代理店は契約履行に対する主たる責任を有しており、在庫リスクを負担し、独立して独自の価格設定を行うことができます。したがって、当社は代理店が間接販売に対して本人として行動しているものと判断しています。

モバイルサービスにおける履行義務は、契約期間にわたって毎月一定の通信量を顧客に提供することであるため、モバイルサービス収入は、契約期間にわたる時の経過に応じて、収益として認識しています。また、通信料金からの割引については、毎月のモバイルサービス収入から控除しています。なお、代理店に対して支払われる手数料のうち、携帯端末の販売に関する手数料は収益から控除しています。

ii. 直接販売

直接販売の場合、携帯端末売上、モバイルサービス収入および手数料収入は一体の取引であると考えられるため、取引価格の合計額を携帯端末およびモバイルサービスの独立販売価格の比率に基づき、携帯端末売上およびモバイルサービス収入に配分します。なお、モバイルサービス収入に関する通信料金の割引は、取引価格の合計額から控除しています。また、上記の価格配分の結果、携帯端末販売時点において認識された収益の金額が契約者から受け取る対価の金額よりも大きい場合には、差額を契約資産として認識し、モバイルサービスの提供により請求権が確定した時点で営業債権へと振り替えています。また、携帯端末販売時点において認識された収益の金額が契約者から受け取る対価の金額よりも小さい場合には、差額を契約負債として認識し、モバイルサービスの提供に応じて取り崩し、収益として認識しています。

携帯端末売上およびモバイルサービス収入の独立販売価格は、契約開始時において携帯端末およびモバイルサービスを独立して顧客に販売する場合に観察可能な価格を利用しています。

携帯端末売上に配分された金額は、契約者が携帯端末に対する支配を獲得したと考えられる契約者への引き渡し時点で収益として認識しています。モバイルサービスにおける履行義務は、契約期間にわたって毎月一定の通信量を顧客に提供することであるため、モバイルサービス収入に配分された金額は、契約期間にわたる時の経過に応じて、収益として認識しています。

b. ブロードバンドサービス

ブロードバンドサービスにおける収益は、主にインターネット接続に関する月額基本使用料および通信料収入(以下「ブロードバンドサービス収入」)と手数料収入により構成されます。

ブロードバンドサービス収入は、契約者にサービスを提供した時点で、固定の月額料金および従量料金に基づき収益を認識しています。契約事務手数料収入は受領時に契約負債として認識し、ブロードバンドサービスの提供に応じて取り崩し、収益として認識しています。

② 法人事業

法人事業における収益は、主に法人顧客向けのモバイルサービス、携帯端末レンタルサービス、固定通信サービスおよびソリューション等の収入からなります。

a. モバイルサービスおよび携帯端末レンタルサービス

モバイルサービスからの収益は、主にモバイルサービス収入と手数料収入により構成されます。携帯端末レンタルサービスは、当社のモバイルサービスを受けることを条件に提供されるものであり、これらの取引から発生する対価を、携帯端末リースと通信サービスの公正価値を基に、リースとそれ以外に配分しています。公正価値は、端末を個別に販売した場合の価格および通信サービスを個別に提供した場合の価格としています。リース以外に配分された対価は、契約者にサービスを提供した時点で、固定の月額料金および従量料金に基づき収益を認識しています。

b. 固定通信サービス

固定通信サービスにおける収益は、主に音声伝送サービスおよびデータ伝送サービスからなります。固定通信サービス収入は、契約者にサービスを提供した時点で、固定の月額料金および従量料金に基づき収益を認識しています。

c. ソリューション等

ソリューション等における収益は、主にクラウドサービス、セキュリティサービス、エンジニアリングサービス、マネージドサービス、IoTサービス、機器販売サービス、データセンターサービスからなります。

ソリューション等は、契約者が支配を獲得したと考えられる契約者への引き渡し時点もしくはサービスを提供した時点で、契約者から受け取る対価に基づき収益を認識しています。

(2) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース契約開始時に売上高と売上原価を計上する方法によっています。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

ヘッジ会計の方法

金利スワップ

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっています。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：借入金の利息

(3) ヘッジ方針

社内規程に基づき、変動金利契約の借入金について、将来の借入金利息の変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っています。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の金利変動によるキャッシュ・フロー変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の間に高い相関関係があることを認識し、有効性の評価としています。

(会計上の見積りに関する注記)

当事業年度の計算書類に会計上の見積りにより計上した資産および負債のうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は、以下の通りです。

関係会社株式の減損に係る見積り

関係会社株式は、取得原価をもって貸借対照表に計上しています。ただし、関係会社株式の時価が著しく下落したときには、回復する見込があると認められる場合を除き時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当事業年度の損失として処理しています。また時価を把握することが極めて困難と認められる関係会社株式については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、相当の減額を行い、評価差額は当事業年度の損失として処理しています。

関係会社株式の減損の見積りに用いる実質価額は、発行会社の直近の財務諸表を基礎に、資産等の時価評価差額や発行会社の超過収益力等を加味して算定した1株当たりの純資産額に所有株式数を乗じた金額で算定しています。実質価額の測定に際しては、経営者の判断および見積りが、計算書類に重要な影響を与える可能性があります。資産等の時価ならびに発行会社の超過収益力は、発行会社が生み出す見積将来キャッシュ・フローや成長率および割引率等の仮定に基づいて測定しています。

上記の仮定は、経営者の最善の見積りによって決定されますが、将来の不確実な経済条件の変動により影響を

受ける可能性があり、仮定の見直しが必要となった場合には翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

関係会社株式の減損に係る見積りに関連する金額については、「(金融商品に関する注記) 2. 金融商品の時価等に関する事項」に記載しています。

(貸借対照表に関する注記)

1. 偶発事象

(1) 貸出コミットメント

当社は、子会社等の間に貸出コミットメント契約を締結しています。

当契約に係る貸出未実行残高は次の通りです。

| | |
|--------------|------------|
| 貸出コミットメントの総額 | 112,166百万円 |
| 貸出実行残高 | 24,050 |
| 未実行残高 | 88,116 |

(2) 訴訟

当社は、現在係争中の複数の訴訟等の当事者となっています。その最終結果について以下の訴訟を除き合理的に見積もることが困難な訴訟等については、引当金を計上していません。当社は、これらの訴訟等の結果が、現在入手可能な情報に基づき、当社の財政状態および経営成績に重大な悪影響を及ぼすものであるとは想定していません。

a. 当社は、2015年4月30日に、JPiTを被告として、全国の郵便局等2万7千拠点を結ぶ通信ネットワークを新回線(5次PNET)へ移行するプロジェクトに関してJPiTから受注した通信回線の敷設工事等の追加業務に関する報酬等の支払いを求める訴訟を東京地方裁判所に提起しました。

当社は、2013年2月7日付で締結した契約により、全国の日本郵政グループの事業所拠点へ通信回線を整備する業務等をJPiTから受注し、その業務を遂行してきましたが、JPiTからの要請により、当初の契約における受注業務の範囲を超える業務も実施してきました。

当社は、この追加業務に関する報酬等について、JPiTとの間で、これまで長期間にわたり交渉を継続してきましたが、協議による解決には至りませんでした。このため、やむを得ず、当該追加業務に関する報酬等の支払いを求めて訴訟を提起したものです。

b. 当社は、2015年4月30日に、JPiTを原告、当社およびNRIを共同被告とする訴訟の提起を受けました。

JPiTは、当該訴訟において、当社およびNRIに対し、上記a.に記載の5次PNETへ移行するプロジェクトに関して両社に発注した業務の履行遅滞等に伴い損害が生じたとして、連帯してその賠償をするように求めています。

なお、当該訴訟は、2015年7月29日付で、上記b.の訴訟を上記a.の訴訟に併合する決定がありました。

その後、2022年9月9日に東京地方裁判所において、JPiTから当社へ追加業務に関する報酬等1,921百万円および遅延損害金の支払い、ならびに当社からJPiTへ損害金10,854百万円および遅延損害金の支払いを命じる判決がありました。当社は当該判決を不服として、2022年9月22日に東京高等裁判所へ控訴していますが、貸借対照表上、当該判決による認容債権額を相殺した損害金8,984百万円および遅延損害金10,192百万円の合計19,176百万円を「流動負債」の「訴訟損失引当金」に計上しています。また、損益計算書上、損害金および遅延損害金の合計19,176百万円を「特別損失」の「訴訟損失引当金繰入額」に計上しています。

2. 国庫補助金等の受入による有形固定資産の圧縮記帳累計額

3,748百万円

3. 附帯事業固定資産

附帯事業に係る固定資産については、少額なため電気通信事業固定資産に含めて表示しています。なお、当事業年度末日現在の附帯事業固定資産の金額は753百万円です。

4. 株式消費貸借取引契約による借入金

当社は、株式消費貸借取引契約により消費貸借取引を行っており、契約上その担保として受け入れた現金を次の通り計上しています。

| | |
|-------|-----------|
| 短期借入金 | 20,100百万円 |
|-------|-----------|

上記取引の対象株式は、当社が子会社より株式消費貸借取引契約による消費貸借取引にて借り入れた株式の一部であり、当社は売却または担保という方法で自由に処分できる権利を有しています。また、貸し出した株式については、借り手は売却または担保という方法で自由に処分できる権利を有しています。当社が上記の子会社より消費貸借取引にて借り入れている株式のうち、自己で保有している株式と貸し出している株式の時価は、それぞれ次の通りです。

| | |
|------------|----------|
| 自己保有株式の時価 | 1,180百万円 |
| 貸し出し株式の時価 | 160,416 |
| 借り入れた株式の時価 | 161,596 |

5. 財務制限条項

当社の有利子負債には財務制限条項が付されており、主な内容は次の通りです。

- ・連結会計年度末および第2四半期末において、当社グループの連結財政状態計算書における資本の額が、前年同期比75%を下回らないこと。
- ・事業年度末および第2四半期末において、当社の貸借対照表における純資産の額が、前年同期比75%を下回らないこと。
- ・連結会計年度において、当社グループの連結損益計算書における営業損益または純損益が2期連続損失とならないこと。
- ・事業年度において、当社の損益計算書における営業損益または当期純損益が2期連続損失とならないこと。
- ・連結会計年度末および第2四半期末において、当社グループのネットレバレッジ・レシオ (a) が一定の数値を上回らないこと。
 - a. $\text{ネットレバレッジ・レシオ} = \text{ネットデット (b)} \div \text{調整後EBITDA (c)}$
 - b. 当社グループの連結財政状態計算書に示される有利子負債から現金及び現金同等物に一定の調整を加えたものを控除した額。なお、ここでいう有利子負債には資産流動化（証券化）の手法による資金調達取引から生じた有利子負債を含めないなど一定の調整あり。
 - c. EBITDAに金融機関との契約で定められた一定の調整を加えたもの。

6. 関係会社金銭債権債務

区分表示されたもの以外で関係会社に対する金銭債権債務は次の通りです。

| | |
|--------|---------|
| 長期金銭債権 | 44百万円 |
| 長期金銭債務 | 182 |
| 短期金銭債権 | 56,677 |
| 短期金銭債務 | 294,232 |

7. 取締役に対する金銭債権債務

取締役に対する金銭債権債務は次の通りです。

| | |
|------|-----------|
| 金銭債権 | 21,430百万円 |
| 金銭債務 | 190 |

(損益計算書に関する注記)**1. 関係会社との取引高**

| | |
|-----------|-----------|
| 営業収益 | 67,030百万円 |
| 営業費用 | 327,763 |
| 営業取引以外の取引 | 81,564 |

2. 訴訟損失引当金繰入額

当社とJPiTとの間で係争中の訴訟案件に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を訴訟損失引当金繰入額として計上しています。

(株主資本等変動計算書に関する注記)**当事業年度末における自己株式の種類及び株式数**

| | |
|------|----------|
| 普通株式 | 55,596千株 |
|------|----------|

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産および繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

| | |
|----------------|------------|
| 非適格現物出資 | 113,398百万円 |
| 投資有価証券評価損 | 48,212 |
| 未払金および未払費用 | 27,455 |
| 減価償却資産 | 18,232 |
| 資産除去債務 | 21,749 |
| 貸倒引当金 | 14,070 |
| 賞与引当金 | 9,903 |
| 契約負債およびその他流動負債 | 10,984 |
| 棚卸資産等 | 6,526 |
| 未払事業税 | 4,581 |
| その他 | 15,021 |
| 繰延税金資産小計 | 290,131 |
| 評価性引当額 | △167,851 |
| 繰延税金資産合計 | 122,280 |
| 繰延税金負債との相殺 | △17,642 |
| 繰延税金資産の純額 | 104,638 |

(繰延税金負債)

| | |
|-----------------|-----------|
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △6,946百万円 |
| リース投資資産 | △5,313 |
| その他有価証券評価差額 | △2,598 |
| その他 | △2,785 |
| 繰延税金負債合計 | △17,642 |
| 繰延税金資産との相殺 | 17,642 |
| 繰延税金負債の純額 | — |

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

ファイナンス・リース取引により使用するリース資産

電気通信事業固定資産

| | |
|-----------|------------|
| 機械設備 | 423,811百万円 |
| 空中線設備 | 237,370 |
| 端末設備 | 891 |
| 市内線路設備 | 497 |
| 市外線路設備 | 5,031 |
| 土木設備 | 8,013 |
| 建物 | 27,462 |
| 構築物 | 5,293 |
| 機械及び装置 | 10 |
| 車両 | 24 |
| 工具、器具及び備品 | 2,745 |
| ソフトウェア | 209,983 |
| 合計 | 921,130 |

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、金融機関からの借入、コマーシャル・ペーパーや社債の発行、債権流動化およびセール・アンド・リースバック取引による資金調達を行っています。これらの資金調達は、主に設備投資を目的としています。

(2) 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

投資有価証券は主に事業展開または業務運営における優位性の確保やシナジー効果の創出を目的とする企業の株式であり、発行体の信用リスクおよび市場の価格変動リスクに晒されています。当該リスクに関しては、市場価格の変動を勘案して、発行体の財務状況等を継続的にモニタリングしています。

営業債権である売掛金は販売代理店向け債権のほか、顧客向けの通信料債権、携帯電話端末の割賦債権があり、それぞれ販売代理店および顧客の信用リスクに晒されています。販売代理店向け債権に対する信用リスクに関しては社内の与信管理規程に従い、取引先毎の期日管理および残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としています。顧客の信用リスクに関しては、顧客との契約時において社内基準に従った審査を行うとともに、随時、顧客毎の利用状況や回収状況の確認を行い、回収不能額の増加を回避しています。割賦債権については外部機関に信用の照会を行っています。

短期貸付金は、主に当社の子会社であるSB C&S(株)への貸付金です。

リース債務は、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものです。営業債務である買掛金や未払金は、概ね1年以内の支払期日です。

短期借入金は、主に当社の子会社であるSBペイメントサービス(株)、(株)IDCフロンティア、Wireless City Planning(株)からの借入金に加え、株式消費貸借取引契約や合同運用指定金銭信託からの資金調達によるものです。なお、Wireless City Planning(株)からの借入は、Wireless City Planning(株)を委託者、信託銀行を受託者、当社を金銭の運用先とする特定金銭信託契約に基づく資金の借入であり、実質的には同信託銀行を経由した借入です。また、1年以内に期限到来の固定負債および長期借入金は、金融機関からの借入金であり、社債およびコマーシャル・ペーパーは資本市場からの資金調達です。

デリバティブ取引は、変動金利の長期借入金に係る金利変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るための金利スワップ取引です。デリバティブ取引の執行・管理については、デリバティブ取引管理規程に基づき運用されており、デリバティブの利用にあたっては信用リスクを軽減するために、信用格付の高い金融機関とのみ取引を行っています。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しており、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なる場合があります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次の通りです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれていません。(注3)をご参照ください。) また、現金は注記を省略しており、短期間で決済されるものについては時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しています。

(単位：百万円)

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---------------------|-----------|-----------|--------|
| (1) 投資有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 19,231 | 19,231 | - |
| (2) 関係会社株式 | | | |
| 子会社株式 | 2,120 | 23,540 | 21,420 |
| 関連会社株式 | 2,565 | 11,824 | 9,259 |
| (3) 売掛金 | 803,622 | | |
| 貸倒引当金 (流動資産) (* 1) | △17,841 | | |
| | 785,781 | 785,781 | - |
| (4) 預け金 | 56,959 | 56,959 | - |
| 資産計 | 866,656 | 897,335 | 30,679 |
| (5) 社債 | 570,000 | 561,328 | △8,672 |
| (6) 長期借入金 | 1,176,430 | 1,182,098 | 5,668 |
| (7) リース債務 (固定負債) | 459,411 | 462,737 | 3,326 |
| (8) 1年以内に期限到来の固定負債 | 377,384 | 377,384 | - |
| (9) リース債務 (流動負債) | 263,700 | 263,700 | - |
| (10) 預り金 | 179,730 | 179,730 | - |
| 負債計 | 3,026,655 | 3,026,977 | 322 |
| (11) デリバティブ取引 (* 2) | (2,141) | (2,141) | - |

(* 1) 売掛金に対して計上している貸倒引当金を控除しています。

(* 2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しています。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により測定した時価

レベル2：レベル1以外の直接または間接的に観察可能なインプットを使用して測定した時価

レベル3：観察可能でないインプットを使用して測定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

(1) 投資有価証券、(2) 関係会社株式

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価格によっています。活発な市場における同一銘柄の相場価格が入手できる場合の時価は、当該相場価格を使用して測定し、レベル1に分類しています。

(3) 売掛金

割賦債権は、満期までの期間および信用リスクを加味した利率により割引計算を行っており、レベル2の時価に分類しています。割賦債権の時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。割賦債権を除く売掛金は、一定期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間および信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しています。割賦債権を除く売掛金の時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(4) 預け金

預け金は、一定期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間および信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しています。満期のない預け金の時価は、帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(5) 社債

社債の時価については、日本証券業協会公表の公社債店頭売買参考統計値に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しています。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、変動金利付の長期借入金はレベル2の時価、固定金利付の長期借入金はレベル3の時価に分類しています。

(7) リース債務（固定負債）

リース債務の時価は、同一の残存期間で同条件のリース契約を締結する場合の金利を用いて、元利金の合計額を割引く方法によって見積もっており、レベル2の時価に分類しています。

(8) 1年以内に期限到来の固定負債

1年以内に期限到来の固定負債の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、変動金利付の固定負債はレベル2の時価、固定金利付の固定負債はレベル3の時価に分類しています。1年以内に期限到来の固定負債の時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(9) リース債務（流動負債）

リース債務の時価は、同一の残存期間で同条件のリース契約を締結する場合の金利を用いて、元利金の合計額を割り引く方法によって見積もっており、レベル2の時価に分類しています。リース債務（流動負債）の時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(10) 預り金

預り金の時価は、一定期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間および信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しています。要求払いの預り金の時価は、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。

(注2) デリバティブ取引に関する事項

(1) ヘッジ会計が適用されていないもの

該当事項はありません。

(2) ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額または契約において定められた元本相当額等は、次の通りです。

(単位：百万円)

| ヘッジ会計の方法 | デリバティブ取引の種類等 | 主なヘッジ対象 | 契約額等 | 契約額等のうち1年超 | 時価（*1） |
|----------|-----------------------|---------|---------|------------|---------|
| 原則的処理方法 | 金利スワップ取引 支払固定・受取変動 | 長期借入金 | 844,500 | 715,000 | (2,141) |

(*1) 時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しています。

(注3) 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

| 区 分 | 貸借対照表計上額 |
|--------|-----------|
| 投資有価証券 | |
| 非上場株式 | 11,805 |
| 関係会社株式 | |
| 子会社株式 | |
| 非上場株式 | 1,174,332 |
| 関連会社株式 | |
| 非上場株式 | 25,551 |
| その他 | 56,289 |

これらについては、「(1) 投資有価証券」、「(2) 関係会社株式」には含めていません。

また、貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資については、その他に含めており、当該出資の貸借対照表計上額は38,595百万円です。

(持分法損益等に関する注記)

| | |
|--------------------|------------|
| 関連会社に対する投資の金額 | 222,503百万円 |
| 持分法を適用した場合の投資の金額 | 218,170 |
| 持分法を適用した場合の投資損失の金額 | 93,102 |

(注) 上記の金額は、いずれも当社の子会社が保有する関連会社に対する投資に係る金額を含めて表示していません。

関連会社に対する投資の金額は、会社計算規則第120条第1項の規定に基づき、国際会計基準に準拠した場合に持分法の適用対象となる投資の帳簿価額であり、持分法を適用した場合の投資の金額および持分法を適用した場合の投資損失の金額は、同基準に準拠したものです。

なお、持分法を適用した場合の投資損失の金額は、持分法による投資の減損損失の金額を含めて表示していません。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社

| 種類 | 会社名 | 事業の内容 または職業 | 議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%) | 関連当事者 との関係 | 取引内容 | 取引金額 (百万円) | 期末残高 | |
|-----|---------------------------|----------------|--------------------------------|----------------|-----------------|---------------|----------|-------------|
| | | | | | | | 科目 | 金額 (百万円) |
| 子会社 | Wireless City Planning(株) | 電気通信事業 | (所有) 直接31.8 | 役員の兼任 資金の借入 | 配当金の受取 | 44,970 | — | — |
| 子会社 | Aホールディングス(株) | 持ち株会社 | (所有) 直接50.0 | 役員の兼任 株式の借入 | 株式の借入 (* 1) | 161,596 | | |
| | | | | | 貸借料の支払 (* 1) | 34 | 前払費用 | 2 |
| | | | | | 配当金の受取 | 18,769 | — | — |
| 子会社 | SB C&S(株) | 流通事業 | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任 | 配当金の受取 | 10,000 | — | — |
| 子会社 | SBパワー(株) | 電力販売事業 | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任 資金の貸付 | 資金の貸付 (* 2) | 76,000 | — | — |
| | | | | | 利息の受取 (* 2) | 47 | その他の流動資産 | 28 |
| 子会社 | Bホールディングス(株) | 持ち株会社 | (所有) 直接50.0 | 役員の兼任 | 株式交換 | 107,486 | — | — |
| 子会社 | SBペイメントサービス(株) | 決済代行事業 | (所有) 直接100.0 | 役員の兼任 資金の借入 | 資金の預り (* 3) | 68,877 | | |
| | | | | | 利息の支払 (* 3) | 52 | 預り金 | 99,924 |

取引条件および取引条件の決定方針等

- (* 1) 株式消費貸借取引契約の内容については、「(貸借対照表に関する注記) 4.株式消費貸借取引契約による借入金」に記載しています。取引金額については、借入した株式の時価を記載しています。貸借料については、外部金融機関との間で行う消費貸借取引を参考にしています。
- (* 2) 資金の貸付に関しては、市場金利および借入期間に類似する当社での実績借入利率を勘案して合理的に算定しています。
- (* 3) 子会社からのCMS (キャッシュ・マネジメント・システム) による資金の預りについては、市場金利を勘案して利率を決定しています。なお、預貸制度については資金移動を日次で行っているため、資金の預りの取引金額は増減額の記載となっています。

役員及び個人主要株主等

| 種類 | 会社名 | 事業の内容 または職業 | 議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%) | 関連当事者 との関係 | 取引内容 | 取引金額 (百万円) | 期末残高 | |
|-------------------|-------|----------------|--------------------------------|---------------|-----------------------------------|---------------|--------------------------|-------------|
| | | | | | | | 科目 | 金額 (百万円) |
| 役員及び その近親 者 | 宮内 謙 | 当社取締役 | (所有) 直接0.06 | 当社取締役 | ストックオプ ションの権利行使 (* 1) | 498 | — | — |
| 役員及 びその 近親者 | 宮川 潤一 | 当社取締役 | (所有) 直接0.33 | 当社取締役 | ストックオプ ションの権利行使 (* 1) | 249 | — | — |
| | | | | | 資金の回収 (* 2)(* 3) (* 4)(* 5) | 70 | 役員及び従業 員に対する長 期貸付金 | 19,930 |
| | | | | | 貸付金利息 の受取 | 220 | — | — |
| | | | | | 預託金の受取 (* 2) | 250 | | |
| | | | | | 預託金の相殺 (* 2) | 289 | — | — |
| | | | | | | | | |
| | | | | | 預託金利息 の支払 | 1 | — | — |
| 役員及び その近親 者 | 榛葉 淳 | 当社取締役 | (所有) 直接0.03 | 当社取締役 | ストックオプ ションの権利行使 (* 1) | 249 | — | — |
| 役員及 びその 近親者 | 今井 康之 | 当社取締役 | (所有) 直接0.03 | 当社取締役 | ストックオプ ションの権利行使 (* 1) | 249 | — | — |
| | | | | | 資金の貸付 (* 2)(* 3) (* 4) | 430 | 役員及び従業 員に対する長 期貸付金 | 860 |
| | | | | | 貸付金利息 の受取 | 7 | — | — |

| 種類 | 会社名 | 事業の内容 または職業 | 議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%) | 関連当事者 との関係 | 取引内容 | 取引金額 (百万円) | 期末残高 | | | | |
|-------------------|-------|----------------|--------------------------------|---------------|------------------------------|---------------|------------------|--------------|---|------|---|
| | | | | | | | 科目 | 金額 (百万円) | | | |
| 役員及びその 近親者 | 藤原 和彦 | 当社取締役 | (所有) 直接0.02 | 当社取締役 | ストックオプションの権利行使 (* 1) | 187 | — | — | | | |
| | | | | | 資金の貸付 (* 2)(* 3) (* 4) | 320 | 役員及び従業員に対する長期貸付金 | 640 | | | |
| | | | | | 貸付金利息 の受取 | 5 | — | — | | | |
| | | | | | 預託金の返金 | 320 | | | | | |
| | | | | | 預託金の受取 (* 2) | 190 | その他の流動 負債 | 190 | | | |
| | | | | | | | | 預託金利息 の支払 | 1 | 未払費用 | 0 |
| 役員及び その近親 者 | 孫 正義 | 当社取締役 | (所有) 直接0.05 | 当社取締役 | ストックオプションの権利行使 (* 1) | 498 | — | — | | | |

取引条件および取引条件の決定方針等

- (* 1) 会社法に基づき、2018年3月6日および2018年3月27日の取締役会において決議されたストックオプションの当事業年度における権利行使を記載しています。なお、取引金額はストックオプションの権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しています。
- (* 2) 貸付利率は市場金利および借入期間に類似する当社での実績借入利率を勘案して合理的に算定した固定金利1.03%から1.10%、返済条件は貸付日の属する年度から5年後の年度末を弁済期日とする満期一括返済で、合意による5年間の期間延長および借入人の選択による期限前弁済が可能です。また、借入人は本貸付金残高を上限として資金を当社へ預託することが可能で、預託した場合の利率は貸付利率と同一です。預託金の残高の減少は貸付金および貸付金利息との相殺になります。
- (* 3) 本取引については、借入人の以下の資産が担保として設定されています。
・本貸付金により購入したソフトバンク(株)の株式
- (* 4) 弁済期日前に担保の公正価値が貸付金残高の一定割合を下回った場合には、当社は借入人に対し追加担保資産の差し入れを要求することができます。
また、上記に該当する場合、当社は一定の範囲で借入人の将来の当社グループの報酬等の一部を留保し、貸付金の弁済に充てる権利(以下「追加的権利」)を有しています。
- (* 5) 弁済期限到来金額のうち担保実行および追加的権利を行使した後の不足額の全額について、取締役である孫正義による保証が付与されています。

(資産除去債務に関する注記)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

主に基地局の一部、データセンター、ネットワークセンターおよび本社ビル等の事務所について、設備撤去または原状回復に係る費用等を合理的に見積り、資産除去債務を認識しています。

これらの費用の金額や支払時期の見積りは、現在の事業計画等に基づくものであり、将来の事業計画等により今後変更される可能性があります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を見積り、割引率は利付国債平均利回りを使用しています。

3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

| | |
|-----------------|-----------|
| 期首残高 | 57,530百万円 |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額 | 1,148 |
| 時の経過による調整額 | 135 |
| 資産除去債務の履行による減少額 | △7,513 |
| 見積りの変更による増加額 | 19,727 |
| 期末残高 | 71,027 |

4. 当該資産除去債務の見積りの変更

通信設備の効率運用等の検討に伴い一部の通信設備の撤去の蓋然性が高まったこと、また、物価上昇などの環境変化に伴い一部の設備の原状回復に係る費用等を見積り変更を実施したことにより、資産除去債務を19,727百万円計上しています。

(1株当たり情報に関する注記)

| | |
|------------|---------|
| 1株当たり純資産額 | 175円21銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 75円20銭 |

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

4. 収益および費用の計上基準」に記載の通りです。

(重要な後発事象に関する注記)

自己株式の取得

当社は、2023年5月10日の取締役会において、以下の通り、会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づき、自己株式の取得に係る事項について決議しました。

1. 自己株式の取得を行う理由

株主還元方針にのっとり、消却する株式の一部に充当するため

2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類

当社普通株式

(2) 取得し得る株式の総数

56,300,000株（上限）

（発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合：1.19%）

(3) 株式の取得価額の総額

1,000億円（上限）

(4) 取得期間

2023年5月11日～2024年3月31日

(5) 取得方法

証券会社への投資一任勘定取引による市場買付